

紀南郷土学会研究録

(資料集②)

紀南郷土学会研究録

(資料集 ②)

南紀郷土学会 刊 研究録 一覽表

三五、	安倍晴明終焉の地	野田 三郎	1
三六、	日高川洪水史略	野田 三郎	
三七、	松の美的価値	片山 隆三	
四二、	紀南勞禱学園	蔵品觀記	
四四、	梅異名考	片山 隆三	
四九、	古典を通じてみる	紀伊の國文化	
五〇、	小栗街道考	井上 豊太郎	
五一、	珍書査魚志について	井上 豊太郎	
五二、	紀伊日高の兩墓制	芝口 常楠	
五三、	紀伊日高の兩墓制(続)	野田 三郎	
五四、	米国商船の	野田 三郎	
	大島港へ渡来に就いて		
五七、	伏せられた道祖神	芝口 常楠	
	(附説)道祖神		
五八、	法然上人筆名号軸	野田 三郎	
	「爲松虫」について		
	法然上人	高尾 英吉	
	土佐配流事件の周辺		
六一、	ツノセ王子考	野田 三郎	
六五、	紀州日高郡印南	芝口 常楠	
	「青岸家文書」目録		
六六、	昔話し故郷の風色	小谷 緑草	
六八、	(続)昔話し故郷の風色	片山 隆三	
六九、	(続々)昔話し故郷の風色	片山 隆三	
七〇、	動物に関する童口唱	片山 隆三	
七一、	日置川水害報告	芝口 常楠	

野田 三郎

おことわり

廿八年の水害のため記録散佚して、

順序不同、脱落もあります。
既発表諸賢の御寛恕を願う次第です。
(昭和三十年八月現在)

安倍晴明終焉の地

安倍の姓は姓氏録^(一)に載る家柄で、左京皇別に属し、孝元天皇の皇子・大彦命の後とせられる。晴明の七代の祖、御主人^{ミウシ}は天武・文武両帝に仕えて功あり、從二位右大臣に任じた。

晴明は賀茂忠行及びその子・陰陽頭保憲等に従つて陰陽推算の術を学び、職神^{シキノカミ}(呪い等に使われ、陰陽師の命令に従つて変幻自在、不思議なわざをするという神)を役し、また天文を解し雜占^{シバウラナヒ}を行った。のち從四位陰陽博士・天文博士・大膳大夫・左京大夫・播磨守等に歴任し「金鳥玉兔集」(一名簠簋裏伝)「占事略決」等の著書がある。

後世彼の曆数の術を神秘に付会し、半ば傳説的な人物に仕立てられた。延いては晴明自身をまで怪婚^{キコウ}傳説に仮托されてしまった。即ち和泉国泉北郡信太村信太稻荷縁起にみえる物語である。

信太の杜^{モリ}の狐が女に化し安倍保名と契つて一子をもうけたが正体を知られる時が来た。

“恋しくば尋ね来てみよ和泉なる

信太の杜の裏見葛の葉”

の一首を残して古巢に帰ったが、その忘れ形見が晴

野田 三郎

明であるという。しかし「姓氏録」によれば晴明の父は益材であつて保名でないからこの点も混乱している。これだけ異色ある著名の人物についてその後が知られていないのは奇とすべきである。大百科辞典(三省堂)には「寛弘二年^{一〇〇五年}歿」とも、平田俊春最新歴史年表^{日本書院刊 昭和二十八年}には「一条天皇・寛弘二年九月歿」(九九〇年前)としているが、大鏡・今昔物語氏大納言物語等には「年未詳」とあつて、前者の年月も未だ疑わしい。これほどの著名人かいつ何所で果てたか知れないというのは何かわけがありそうである。

(二)

日高郡竜神村上山路殿原字谷口は日高川の中で最も大きい支流である丹生ノ川の中程にある。本流の竜神から分かれてゐる小又川の谷に次ぐ十津川方面への通路であるが、こゝに晴明に係わる傳承がある。諸書に誌すところまちまちであるので一応こゝにまとめみる。

陰陽推算の術に丈け、天文博士であつた彼はまた回峰の行者であつたらしく広く熊野地方にさまざま

の傳承を残しているが、ついにこの地方まで旅して庄司新九郎というものの家に宿った。

新九郎は晴明がよく職神を使役することを知っていたので、この里の山中に妖怪が出没して困っていることを告げた。それはこの谷口の南一里の峯に巾四五間、長さ五六十間の平坦地があつて両側には大木が立ちならび、その間手入れする人もないのに草木は一切生えない。こゝを時折人の乗っていない白馬が駆けるのを見ると。

またこの山中で露宿すると、夜中忽ち小屋が立つて化物の人形芝居が展開され、夜明けとともに消え失せるので里人はこゝを木偶茶屋とよびおそれてちかよらないというのである。これを聞いた晴明は護摩を焚いて調伏しようと、この山に登り立木に笠を掛けて塔に擬して祈ったところ、それ以来は妖怪のことはなくなった。それで今もこゝを笠塔山とよんでいる。

山を下った晴明はふと踏み入れた山田で、いきなり蛭に血を吸われた。この辺りは蛭の多いところである。

怒った彼は蛭の口をねちて投げた。それ以後は今にこゝの蛭は血を吸わないという。

つゞけて新九郎は、この付近に猪鹿の害の多いことを訴えたので、晴明はそれなら毎年霜月二十三日を拙者の忌日と定めて、白粉餅で祭ってくれたらその害を除いて進ぜる、というや忽然と姿を消してしまった。晴明はおそらく自分の死期を予知して、

これを教えたのであらう。

やがて殿原字恩行寺というところに現れた晴明は、一若というものの家に泊った。晴明が大金を持っていることを知った一若は悪心をおこし、鶏の止り木が竹であつたのを幸い、眞夜中にこれに湯を通わせで一声高く時を告げさせることに成功、さあ夜明けも近いから出かけましょうと暗い中を連れ出し、穂手休場をさかのぼつてマイマイ崖と呼ばれる絶壁にさしかゝるや、突然彼を突き落とした。今この崖を「晴明こかし」といふ、したの淵を「晴明淵」と呼んでいる。

一若は晴明の溺死体を求めて淵へ降りると、水面には榊葉が多数浮んでおり、死んだ筈の晴明は絶壁につきでた巖上に泰然と坐っていた。これをみた一若は驚き且つ怖れしきりに詫びたが晴明は怒る気色もなく「愚かしい若者だ、それほど欲しいものならすつかり呉れてやろう」といつて金袋を投げあたえた。この岩を晴明腰掛巖という。

一若は恐ろしくもあり、きまり悪くもあり、さては嬉しくもあり、詫び言をくり返しつゝ金袋を貰つて一散に逃げ出した。ふと後をふり返ると晴明は指をかみ切つて晴明はその血で絶壁の巨巖に何やらん書きつけている。一若は一層怖ろしくなりあとをもみずに家へ逃げこんだ。さて金袋をあけてみると金とみえたのは悉く榊葉であつた。その後一若の一族は次々に癩病にかゝつて死に絶えたという。

その後、恩行寺前の川中に夜毎怪しい光りが出て

里人を驚かした。ある人がこれをさぐりあてゝ拾つてみると玉石であつた。これこそ清明の神体であり一若一族に崇りをなしたのもこれであらうと、前の谷口の地に祠を建てて祀つた、「安倍清明荒神大明神」署して「清明様」とよび、清明を畏敬してこの祠には昔から参道を開かぬ慣例になつていたので「道無し宮」とも呼んでゐる。またこの祠の下の田を「清明田」とよんで草肥以外は下肥以外は、灰をも用いない。

(三)

紀伊熊野の山々には京師に近いに拘わらず、人々に知られぬ幽谷も多く、長い歴史の移りかわりの間には、或は隠れしのび、人知れず消え去ることの多い一例ではなからうか。

未開社会では自己の地域集団を封鎖するものがあるが、特殊な宗教人又は特殊な職業をもつ人には反つてこの異郷人を歓迎し尊重する態度を示すもので、欧米の民族学会でも学術語 *hospitality* で呼ばれる。清明の場合はこの両社を併有して語られるところに傳承の古さの確証は認められる。

「霜月の二十三日」と語らせてゐるのは、今に「ダイシ講」の名で残る最も重要な霜月三夜のこと、満月を中心として月の形が丁度半分になつた時であつた。ダイシは大師や太子でなく長男・長女を意味する「オホイコ」のことで、冬至などという暦法の知識のない頃から一陽来復の季節を感じとり、新たな神の子「オホイコ」を迎えまつろうとしたことに

よるものである。これが旅の者をもこの日には強いて家に迎え入れ饗応する風の大師講をも生み出したのである。

この日と新嘗と祭とはもと同じでなかつたかとも考えられており、この季節の祭りに清明という人物の最後を併せた二重譚であらう。

(四)

丹生ノ川の流域は昭和二十八年（一九五三年）の水害には著しい被害はなかつた。それでも尚かつ土砂の流下からは免るべくもなく、清明淵は土砂で埋り渚でなくなつてしまつた。併しこの川の流れの中では山水の最も美しいところであることに変わりはない。

日高川洪水史略

野田 三郎

和歌山縣下に於ける水害の歴史をたどると、旧くは日本書紀の記事にさかのぼることができる。天武天皇十二年十月十四日（西暦六八四・一一・二九）の条には「諸国地大に震う、就中土佐国最も激烈を極め、田苑五十余万頃没して海となり、伊豫の温泉亦屏止云々」とあり、湯崎温泉も止ったことが記録されているから、郡下各地にも地震に伴う津波があったことは想像に難くない。

熊野年代記によれば、雄略天皇十七年八月（西暦四七三・九）大風があつて「諸木悉倒」とあり、欽明天皇二十八年九月（西暦五六七）に「熊野洪水本宮社壇駒犬流、新宮社壇水入、浦々悉流」とある。

現代の災害史から考えると、和歌山県下における暴風雨や洪水津波の災禍は必ずしも各地が同じ程度ではない。紀伊山地の縁海斜面が南西・南・南東の三方面を保っていることが、同じ国の内でも被災率を異にする最も重要因子であることに疑いはないが、それにしても雄略朝の大風や欽明朝の熊野洪水の余波は、日高地方にもかなりの激しい影響をあたえたことゝしなければならない。

元来、古文獻は大略を敘するに止まって詳細をつくしていないのが通例であるし、たまたま残された文獻では和歌山や熊野に詳しく、日高のみに詳しく書き残されることは極めて少ない。従つて古史を通覧して本郡が意外に平穩らしく見えるのは、事實に相違するものと考えられる。

事實、古代社会の日高では瘠瘦で人煙稀なるが故に、古記録者の意識に停まり得なかつたものが多いに相違ない。併し、自然災害の歴史からみれば、前記の如き記録のあるところ、必ず自然の威力は本郡地方にも及んだに相違ない。

このような見地から、日高地方にもたらされた水禍の歴史をたどってみると、手許にある十余種の文獻から求めただけでも百回に余り、そのうち特に影響顕著なりしかと思われるものを拾つてみると、雄略朝の十七年の暴風、欽明朝二十八年の熊野洪水等にはじまつて、昭和二十年に至る間に九十五回を算える。

昭和二十年以後は多くの人々の最もよく記憶するところであり、これ以後を古記録にさしはさむこと

は、考察の対象を稍々異にすることになると考えられるので、こゝには一應、昭和二十年までとして、以上のものを記録から類推して分類してみた。

古記録の日時等は太陰暦で記されてあるから、これらをすべて太陽暦の月日に換算して、災禍の原因となった性質を大分けすると、前記九十五回のうち夏秋の台風時期の暴風雨は五十三回を算え、全体の五五・八%に当る。

次いで多いのは梅雨期を中心とする前線の豪雨で、三十三回に及び三四・七%を占めている。尤も台風時期に停滞前線が豪雨をもたらすこともあり得るし、梅雨期の末期にすでに早く台風が襲来することも起らないとは限らないので、数のうえでの多少の誤差は認めねばならない。古い時代の記録者たちは、台風とか前線などと区別して考えていないから、この誤差は全く止むを得ないことであるし、資料文献の上からはこれ以上の操作は困難である。しかしながら大勢には先ず影響はあるまい。

次で地震による津波や高潮が五回と、珍らしくも冬の季節風の時期に大雨をもたらして出水をみたり、高潮を伴ったものなどが四回記録されている。

(三)

古代以来、紀州を襲った水禍は以上で分かるように、台風時期と梅雨明け前後に集中的に多いわけであるが、前者には原因の性質上、高潮や津波を伴うものが九回、一七・〇%をかぞえる。従って「本宮社壇駒犬流、新宮社壇水入、浦々悉流」とあれば、

日高の地名は記されずとも浦々には大なり小なり被害はあったことであろうと思われる。

また出水や洪水を明記したものは、台風時期の暴風雨によるものが二十五回あつて四七・二%を示し、大約半ばが陸上からの水禍を被っていることになる。前線の豪雨になると一層はげしくして、三十三回のうち二十五回の七五・八%が洪水を伴っている。いゝかえれば梅雨期の前線の豪雨は、その三分の二までが洪水を起していることになる。

(四)

これらの水禍の歴史を日高郡内だけに限ってみると、台風性の洪水は十回で全紀州に対して四〇・〇%に及び、前線の洪水では九回で三六・〇%を示している。すなわち、紀州路に起った洪水史のうち、日高郡のどこかの河川が出水し氾濫している率が三八・〇%という高率で参加していることになる、而も最初にふれたように古代から中世の終る頃までの古い記録者たちは、日高郡内の地名を書き残していないから、ここには入れていない。

全紀州の水禍のうち、台風性・前線性を平均して六一・五%が洪水を伴っているのであるから、日高郡に限ってみてもその半ばは洪水禍を伴ったものと推定される。

いま、日高川を中心に記録の確かなところを列挙
してみると次のようである。

○ 元和六年七月十日(一六二〇・八・九)

日高川洪水・名屋浦拳村標没

○ 万治元年八月三日(一六五八・八・三一)

日高川洪水

○ 宝暦四年七月十一日(一七五四・八・二六)

大風雨・日高川洪水・堤防決潰

○ 天明七年九月六日(一七八七)

日高川・紀ノ川洪水

○ 寛政元年(一七八九・六月八・二〇?)

日高川洪水

○ 寛政三年八月二十日(一七九一・九・一七)

暴風雨・日高川堤防決潰

○ 寛政七年(一七九五・七・二二?) 八・二九?)

日高川洪水

○ 寛政八年(一七九六 起日不明)

日高川洪水

○ 寛政十年(一七九八)

日高川洪水

○ 享保元年六月六日(一八〇一・七・一六)

日高川洪水・田地家流・死人多し

○ 享保三年五月十一日(一八〇三・五・二九)

日高川・広川洪水

○ 文化四年八月六日(一八〇七・九・七)

日高大風雨

○ 文政三年五月十一日(一八二〇・六・二一)

日高川・会津川洪水

全月廿五日紀ノ川洪水

○ 天保十二年五月(一八四一)

日高川大出水堤防決潰

○ 明治十四年五月六日(一八八一)

連日大雨・河水溢流して御坊町付近村に
溢れる。

○ 明治十五年八月五日(一八八二)

暴風雨・怒濤日高川に逆行・川渠漲溢
和田浦堤塘破壊

○ 明治二十二年八月十八・九日(一八八九)

暴風雨・洪水

○ 明治二十六年八月十七・八日(一八九三)

暴風雨・諸川洪水

○ 明治三十二年三月一日(一八九九)

日高川洪水

○ 大正十年七月十三日(一九二一)

暴風雨・藤井堤防決潰

○ 昭和三年六月二十四・六日(一九二八)

暴風雨・日高川近年稀有の大出水

水位一四・五米 天田橋流失

○ 昭和四年八月十五日(一九二九)

暴風雨・天田橋・古座橋流失

○ 昭和十年八月二十八・九日(一九三五)

暴風雨・上山路の雨量三七五・五mm
最高水位(御坊)四・九五米

(五)

右のうち、起日の不確実なものを除くと、五月より六月中旬にかけて前線性のものが六回、八・八月の台風性のものは十一回で、三三・三%及び六一・一%を示し、その割合は先にみたところの洪水を伴う全県的回数ほど同比率である。春の季節風の時期に洪水を惹き起すことはその例甚だ稀である。明治三十二年三月一日はその一例であつて、被害地域が甚しく限定されていたか或いは被害軽微であつたためか、日高郡誌にも載せられていない。早く人との記憶からも忘れられるのが通例であらうか、頭書の九十五例中にも明治以前には一回の記録もない。

併し、程度や被害地面積の差はあつても皆無とは云えないのであつて、昭和三年一月九日十日の暴風雨で日置橋八十間が流失しているし、同じく十一年四月二十一日二日には雷を伴う暴風雨があつて、日高川・有田川・十津川に亘る広範囲に強風豪雨をもたらしている。

冬の季節風についても豪雨洪水の可能性のあることは、はじめにみてきた通りであるが、唯々その例とすべき回数は過去にも非常にすくないということは云えるのである。

明治三十二年のはその前年の十一月から既に多雨であつて、三十二年二月までの四ヶ月間に上山路で五四一・五mm、船津では四六七・八mm、御坊でも三八六mmを降らし、全年三月の出水期を加えると、上山路Ⅱ九四六・六mm、船津Ⅱ七四八・四mm、御坊Ⅱ

五八九・一mmという大きな値を出している。

この年は全年降水量からみても三五〇〇mmを突破する多雨年に当たっているので、山崩れや流木の被害は大きかつたことゝ思われる。

(六)

昭和の大被害は上流部から河口に至るまでおしなべて甚大な被害を与えた規模の大きさから、正しく未曾有の言葉が当たる。その人的または物的被害は莫大なものであるが、これは地域社会の文化度や生産力が高まつてくるほど被害額は飛躍的に増大するのは当然である。さればこそ曾つては天災の一語にあきらめたものが、人災または政災と非難され、所謂社会問題をも提起するに至るわけである。が水害の様相を後日に止めるためには、被害額を開陳してみても休まない社会の進展という重要な要素を見失つていては、甚だしく用をなさないことであるし、様相を美文で表現しても比較を離れた主観でしかあり得ない。

このような意味からこゝには豈てふれなかつた次第である。すべて災害防止への基礎固めは、惹起した実態をはあくし、そこから方策を樹立して将来に備えることが望ましいと信ずるので、それらの問題については稿を改めて述べたい。

(了)

松の美的価値

片山 隆三

舌 代

正月で目出度いものと言ふと、先づ門松が数えられる。門松は廃止運動が起こつてから已に三四十年にも達し賛否何れもから其の利害得失が論ぜられ、其の史的研究も詳細を極めているので今はこの点を詳論するつもりはないが、一二の補充と正月に目出度いものとして此の史的因襲を離れても吾が国民の感覚に映る姿を科学的に検討してみる。

第一段 門松は結から発達した。

籬をマガキと発音するのは、日本固有のものであるからで、處によつて、イケガキとも言ふけれども本来はマガキであつて土塀とか石垣に對して本来のカキと言ふ意味を現はしているものである。従つてイケガキと言ふのは生木竹を用ひて作つた垣と言ふ意味で後來漢字の入つて來た以後の事であらう。

籬は出雲ではチイジと呼ばれるイケガキ。マガキの事である。

京都ではツイヂと発音されて生垣も土塀も土壘も区別なく混同される。

此の二つの言葉は明に其の構造を格別に区分している言葉として解すべきである。従つて本邦最初の出雲八重垣は明にイケガキであつたものと想像される。

されば神垣・相模・家造に於けるシメ結ひは肇國當時の結の名残りとする事

之が嚴肅な改暦の行事として民俗の上に作用したのが門松と考えられない訳ではない。勿論吾國は漢唐の影響を受けて色々の文化や習俗の変遷を見たので、桃木、桃符、仙木等の直接影響を受けないではないが其の卒由する所はチイヂ・ユヒの発端する所である事は否定出来ない。

第二段 結の輾開

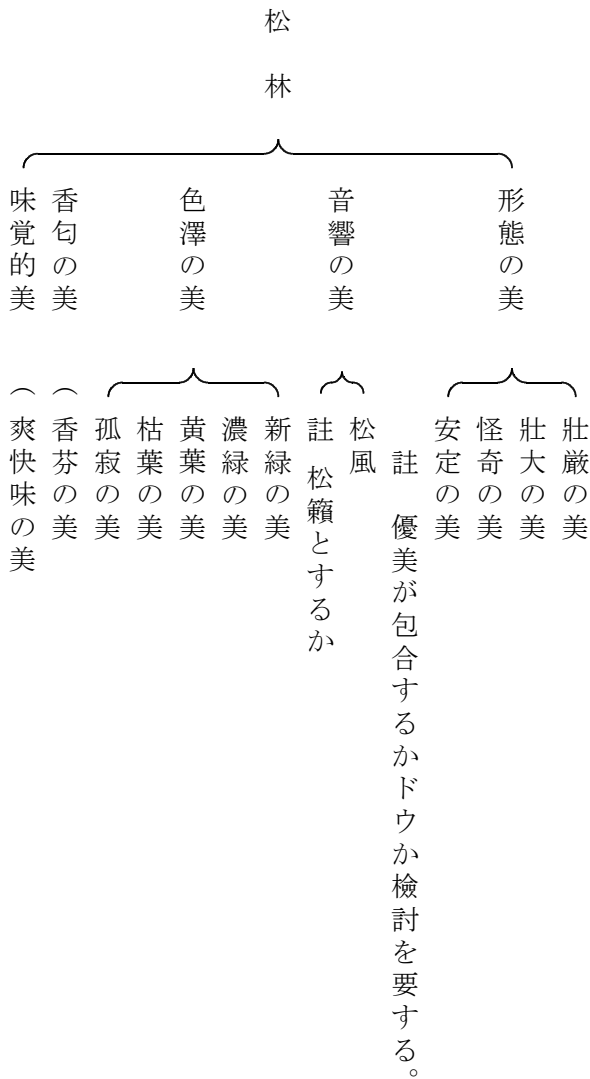
前段に述べた日本人の結も大陸から暦の入國と共に改暦と歳首の意義ある事實を認めたる一面大陸傳來のタブも浸透し嚴肅なる歳首の神事として結は、年中行事として固定した。かくて

おほかたの年まだ明けぬたみの戸は松やは立つるはる来りとて 正三位知家
と都も鄙も一葉に嚴肅な祭事としての感覚が生まれ國民に統一された美意識を以て見らるるに到った。

門松、家造りのべ。相模、は勿論、盆樹、庭園等迄で^{あまね}洽く愛用さるる風潮を生じた。松樹の美的感覚の生長である。

第三段 松の美的要素

松の美的要素を分析すると集合的な美と個体的更に細分された單一的な美に區別する事が出来て其の美的要素にも相違する處があるけれども茲では集合的な主として松林の美について検討を加える。其のため抽出した美的要素も制限され従て對象たる松の全版を明にされない恨は止むを得ない。此の点予め聴者の了解を望む次第であるが一應圖解して見る。



以上五種十二類に分つ事が出来る。之を人体感覚に對比すると觸感丈が欠く事になるのが對象大いので小さい局部の感觸は感ずるにしても判断の資料として採用し難いので、眼鼻で感ずる安定感とか孤寂感とか芬圍氣に依つて連想するより外ない。

第四段 松林美の實在

前段で述べた美の要素について其の客觀的實在を採つて見るに極めて手近に求む事が出来る。

第一 壯嚴の美

京都平安神社。福岡香椎神宮等で見えるが、これは神と言ふ日本人特有の神秘的な思念に煩はされる点が多いかも知れないが洵に壯嚴な感に打たれる。

第二 怪奇の美

和歌の浦高松の根上松。全下り松。相生の松（川辺町江川平井栄太郎氏有連理の松も同じ）等揚げられる。

第三 壯大の美

此の美は樹海に見られる。煙樹濱は典型的なものである。三重縣の七里ヶ濱。佐賀縣の虹か浜。鹿児島縣の吹上の浜。石川縣の内灘。塩屋等各地に多い。

第四 安定の美

單木としては曾根の松は第一であろうが林相では飛砂地の松林は極めて安定感が強い。絶間なく海面から陸地に吹きつける潮風に從つて移動する砂丘の流砂が松林を通過して其の後方に一連の丘條を形作っている不屈の松林の揺るがぬ姿や、幾十丈の絶壁に懸崖する姿は他の樹種ではコウは行かぬ松の持つ素質は特有の景觀を有する。

譬えば孤島に孤立した松と榕樹とを比べて見ても判る様に榕樹等では岩にシガミツイテ居るようではあるが、松は巖を根にしているかに感ずる。安定感である。總じて美が安定を欠いては混乱と離脱が伴ひ美の破壊を來す。安定感重要な美の要素である所以である。

第五 音律の美

音律の美はリズムの美である。トーンの美である。短的に言えば風についてである。暴風の中に荒れ狂ふ松の天然の烈しさに抵抗する姿の恐ろしさ強さである。強い力の美である・

ふきおろすふものとの草につゆおちてこゑもたかしのみねの松風 藤原 爲守

とは勇ましい姿であるが、茶の湯の沸騰は一種の静寂感を伴って沈静の落着きを現はす。脉々として生きている秩序のリズムを伝える。其の躍動は前の猛烈な活動に繋がる。茶人の発見したリズムの美である。

松風の音こそはかれ紀の国や吹上の浜に秋やきぬらん 源 實朝

此の静隘なる秩序の美は又優美なものを感ずる玄妙の裡に包蔵される。

しら浪のより来る糸を緒に上げて風にしらふる琴引きの松 重之

等々の如くリズムの躍動は千変萬化の風声を伝える豊富な音響美を内包する。

第六 新緑の美

松の色澤は單純である。日々の晴雨に依つて多少の変化を見るけれども落葉樹の如な極立つた変化はない。尤もカラマツ、落羽松等の落葉するものもあるから春の芽出しから秋の落葉枯木の姿まで大きな変化を見るけれども之は学問上のことでマツはトキワギと言ふ民俗通念に随つて審美する立場ではへんかにとぼしい。だが此の乏しい裡にも若松の翠は清々しい。此の清新な風色も曇天の光の下では鉛色といふか恐ろしく沈黙してデット忍耐している陰惨な姿を形作る。此様な光景は遠く海岸を離れた荒野に続く果の曇天の樹海の姿で一般には春の和な暖かい日射の裡に見る新緑の鮮な色は目出度い。

第七 濃緑の美

濃緑の景色は蒼海紺碧の水色に對した海岸の所謂白砂青松長汀曲浦の空氣の清澄な光の透明な夏の姿に多い。されば夏の姿は一筋の巾の狭いものであつて樹海の際涯の知るべくもないのとは著しく異なる。之が松の名所が海岸的であり松原的である。

朝鮮は森林の荒敗で有名な所であり全半島到る處之れ松山であるが松の名所はないが、忠南道の安眠島は全島悉く赤松で特有の赤い幹と滴るばかりの翠りの島影を紺靨の海に投じた姿はいみじくも安眠島と名付け得たる詩的情操に感嘆する外ない。若し蝦漁の時期に小舟を泛べて之を海より望見するならば遊行婦の紅葉相映ずる色彩の豊かなるに驚き弦歌舟端を叩いて湧き海に溢るる光景に耳を奪はるゝであらう。

樹海深緑の美は内と外からでは著しく異なる。内からでは赤松が美しい。就中廣島縣の床柱産地の赤松林は醒める様に美しい。だが程に美しい松も外から遠く見たのでは梅樅等の森林との區別は普通人には困難である程特色を持たない。

第八 黄葉の美

暖帯北部の潤葉樹の黄紅葉は亦なく美しいトキワギの松の黄葉は本質異なるものであるから畧する。只先に上げた落葉、落羽松の黄葉美は潤葉樹の樹形と色調を異にするので其の優美な幹枝の姿体と共に明るい感じ

を持つている。特に乾燥した北方では美しい。

第九 枯木の美

亭々と聳ゆる枯朴超然たる姿は偉大な哲人の姿である。澗底に漂浪と横斜する閑雅の景は酒仙逸人の風がある共に瞳目せしむるに足るものあるけれども櫻梅桃李の徒と共に論じ難い。又全く生氣を絶した枯骨の林立は他の針葉樹と全一ではないが普通人では区別し難い。幹枝に特有の曲線を持つているが姫子松は殆どネズコ拇等と区別つき難い枝は多く幹と直角をなして文人画の多くの枯木は之を寫したものの如であつて客觀的表現の秀れたものである。

第十 孤寂の美

吾人が上の高地の寫眞を見る時大正池に林立するアノ枯木の姿は孤寂の美として誤りなければ松の老大木には此の如な美が伴ふ。時代を離れて生きてゐる。而も靜に俗縁を絶ちて唐の李中の吟ずる如く群花解笑香寧久。衆木雖高節不堅。輸我婆婆婆欄檻内。晚風蕭颯学幽泉、洵に説き得て至妙である。

第十一 香芬の美

森林の匂の美は色々相違する。梅林に置ける花期の高雅な匂ひとか。ニホヒヒバ林の芳香りうり花期の香、アカシヤ花期の匂等特有の匂は其れ其れに好愛されるが、松は其れ程著しい特徴は持たないが其の葉幹に持つセスキテルペンの香は一種清爽な感覺を刺激する。特に二三月頃は相当濃厚な香が漂ふ。花合せに松を正月に於いてゐる事は古人の美意識の正しさを正確に表現してゐるものである。

言葉に色香と言ふ言葉がある通り人間の美意識の裏に内包される分量は決して尠いものでなく得てして海村に漂ふ腐肉の不快な臭氣その多くは鰯酸の匂は峻烈なテルペンの匂に依つて打ち消される事實を見ると此の美的要素も高く評價さるべきである。

斯く觀察すると松の匂として審美さるゝものは甜美なものでなく氣品の高い清芬である。従つて冷かな感覺が伴ひ温な感覺に乏しい。

第十二 爽快味の美

味に關する美的作用は景觀的に論じては奇異に感ずるであらうが此の要素を持つ栗。恠惚とせしむる牡丹。甜美なりチアカシア。清雅な梅。清潔な橘等自ら夫れぞれの持つ特有の香は一種の味覺を刺激する。松の味は清と同じく清冷と言へるのは鼻孔を通じて味覺を刺激するからであるのか清々とした感情を湧き立たせる。従つて感じが総じて純粹で清透である。或は快適であると稱する方適切であるかも知識らない。

東亜大陸には松の花粉の餅とか、松葉と共に蒸した糕^{ダンゴ}とか海松餅と言うふ松の実で作つた餅等があるので之

等を連想する味感は茲では景觀的な美についてのみ論じたいので口に入れての吐嚼作用による機作については姑く取り上げない。従つて爽快の味覚美丈けであつて辛辣の味覚美は論議しない。

第五段 結 言

以上の外調和の美。配合の美。均整の美等論究すれば多々問題はあるけれども其れ等は松に限った事でないから深く尋討しない。のみならず。此の小論に於いて設問の要素に就て擬庵の適否を吟味すべきであるが五感には既に久しく認識された美学上の要素であるので自明の設問資料として大方詞契の黙認を得る事を信じ之亦苞畧して一旦筆を擱く。

只茲に附記する事は松材の工藝的美論に関しては別に検討したものがあから機会があれば述べる事にする。 完

南紀勞禱学園蔵品観記

片山 隆三

舌代

茲に紙面を汚すものは研究ではなく単なる管見の一端を誌したに過ぎぬのであるが、如何にも大量に蒐集されたものについて何等の記述のないことは後者の研究参観にも不便ヒロッスが多かるうと思はれるので、後來研究者のヨスガにもと思つて見たまゝの感想をつとめて簡単に記述したまでであつて倘し見る人に心あつて同じ企てを続けて行くならば、ある程度までは明かになろうし、蒐集の価値も高まらうと思はれるので手控を發表する次第である。

二、場鈴

放牧産業時代から現代まで続いて使用され牛馬の自他所有のとも暗夜行路の信号用ともされ、逃送牛馬の所在を知る便^{タヨリ}ともされている農具である。その他漢唐和の鏡。古泉の類も夥だしくあつたが摩滅が甚しかったりイミテーションも潜在するかに覺えたので今はこれにはふれぬことにした。

第一部 銅製品

一、銅鐸

時代	推定	漢以前
異名	高	八寸位
(風鐸)	周	一尺二寸位
(風鐸)	用法	橡端風鈴

塔堂等の建築物四隅軒先きに裝飾として吊りされたと考へられる小形鋳で風化甚だしく其の緑青化は間違もなく故旧遺物たるに誤りない。

第二部 陶磁

一、天目の茶碗^{テンモク}_{サブリ}

時代	大サ	径	一二cm位
		高サ	一〇cm位
用法	食器		

傳に賀川豊彦使用土器、高台剛強。葉り垂れ充実。作用力あり。

二、刷毛三島臺

産地 朝鮮雞龍山 窯
時代 高麗末

大サ 径一二cm位

高サ 一五cm位

形 広口

用 酒壺

三島手白釉の刷毛目で尋常のもので出土品である。

三、李朝呉須

数点あり
産地 不詳

官窯と見るべき優秀品は見当たらない。

四、李朝呉須

産地 京城
形 八角徳利

俗称「篋落し」と呼ばれ政策の順序として円形のロクロ仕上の徳利の面とを割り落として八角としたもので亦の名面取りとも称せられる。この手の製出は大正末期商戸海市商店の窯で製造されたもので模造品である。

呉須釉薬は黄海道産のコバルトを用いられたが、コバルトのアライズが進歩したので純粹鮮明な色沢を出している。それ丈藍色が薄ペラになり深沈な重味に欠けているのと、還元炎に堪えがたく胎土からハネ出されてボヤケているのが特色である。釉色も玻璃質が多く薄手に感ずる。

五、蘇山青磁 香爐

明治の末期から大正の初期にかけて李王家の美術研究所にあって焼成美術に惠念した製陶家結城蘆

山の製品もしくは其の傳統に属する香爐であつたと思ふ製品があつたが未だ一個の完成した域に達しないもので、所謂イミテーションと言はれもの。之は秘色の還元鉄色の外に酸化炎に依る鉄釉が沈降した足部に赤褐色の輪状跡を止めている。所謂鉄足と言うものであつて珍重されない。

六、対州窯 手徳利

時代 やゝ上部
用途 酒器

茶家の言う、古渡高麗様の釉薬を施用している。光沢等古雅掬すべき作行を持つているが、中期の琉璃混用の呉須用いてるので二百年以前に遡ることは無理であらう。

七、赤繪のトクリ

産地 支那

胎土と釉薬から判定して万曆でないと思はれる。雑器に類する市販品と見られる。或は光緒頃のもののか。

箱を別にして蔵されているものに伊万里の赤繪の油壺があつた。おそらく樂出現頃か、もし柿エ門とすれば三代以後であらう。佳なり珍重さるべき作品なり。

八、飴 釉

産地 支那 博山(?)
徳利 底に釉薬なきもの

飴釉と言う物の中に鉄釉あり。黄釉あり、鉄銅釉があつて一見して判定し難いので不詳とすべきであるが、將來研究の対象とすべきものであるが、鉄釉と做されるもの。

九、呉須渦巻模様 丸徳利

産地 支那

琉璃系統の点線渦巻模様で、この手のものは屡々見みける。時代はルリかゝっているので美麗であるが類の多い作品である。

一〇、乳白李朝白磁 乳瓶

時代は李朝初期と判定した。産地は慶尚道金海付近ではないかと考へる。堅手であつて非常に締まったもので形象は奇抜。高尚という訳でない通常の雑器であるが、幼児哺乳の女性が乳神に捧げる乳を入れて神殿に供典する祭器であることと、白磁の釉薬と堅手磁器の胎土を判定する資料として肩の処から破損しているのが都合よい。

(註) 金海堅手白として通るであらう。

金海臺の研究者は浅川伯教が確かである。

第三部 木材工芸品

木材工芸品としてはガンヂー手製の糸車、飛彈甚五郎作と在銘する厨子仏、繪馬等を見たが木材工芸的に研究するものを見なかった。

傳ガンヂー手製の糸車はかつて支鮮日の三国で使用されたものと同型である。

使用した材質は白檀である。非常に堅硬な重い材を使用していることは、一般もそうなのか。

この木が白檀^{サンダルウッド}油を含んでいるので香として有名であるので佛前香典用に使用されるので、特殊の感情信仰から彼の信念に徹したガンヂー丈けが

特に用いたのか不明であるが何れにしても由緒ある木工品である。

飛彈甚五郎作在銘木厨子佛は数点の疑問のある木工品である。今その重要なものを上げておく。

(1) 在銘の位置は正面厨子内面に書かれている。

通常は足裏に銘するのが例である。左甚五郎は工芸史家の認むる署名である。製作者が敬虔儉虚な態度を欠いている。田端憲之助君はたゞ飛彈の轉訛とみるが。飛彈ノ工は木材工芸史上では木挽職で万葉集に出る、うつ墨繩現はれるやう木挽の仕事が現はれているように彫刻家の墨繩でなく。左官から出た左であらうと考へる。

鐘銘寺を見ても奉行棟領大工某左官某とある。

この家柄が左という姓として名乗られたのではないか。

そうだとすれば銘の入れ場所は不当と言うの外ない。

(2) 工法作行

木佛は丸彫でなく膠着^{ニカワ}け細工品である。現存佛は原形から二本の手が欠失していて四本だけ残っている。不動尊像であるがその爲め全体の均斉がくずれ威容に乏しい。

厨子は屋根の勾配と主体の高さは均合のとれぬ程の比例を持っているが、格調が高く、鎌倉期の作風を彷彿せしむる。

従つて厨子と佛像の作行に喰いちがいを認め

(3)

る。つまり美の破綻を招来している。

使用した材は杉材であつて然も膠着けで丸彫でない。これ位の大きさであればノミの切れ味を考えても、白樺でも柳でもヒノキでも一位でも得易いので在銘佛を作るには木材が粗末すぎる。

(註) 左甚五郎は伏見の産、嘉永十一年(一

六三四)没。児孫も彫工として著名で

あつて若し箱銘が正しいものならば中

味の佛が変わつたものであらう。

美術品の価値判断は名家大家の姓名記

号でなくドコまでも名人上手の至芸で

なければならぬ。偶然気随の凡庸の劣

作は選に預からない。世に屢々瓦礫混

雑のものを見るが学問的には疑わしき

は厳正に批判されなければならぬ。

木工品で次に注目を曳くものは繪馬であつて、

その数、数百におよぶ大蒐集品であるが、木材工

芸学的には意義に乏しい。民俗信仰の資料として

其の道の検討が望ましい。

日蓮の立正安国論に真言秘密の法を説き呪咀し

悪鬼を図して門戸に掲ぐとあるから、このような

俗信は其の以前に發生したものであらうが、極め

て意義の不明確のものであり、源始教との連絡も

明でないので研究のテーマとして後考に俟つべき

ものと稽へるので、こゝでは觸れぬことにするが、木材工芸的の協力の必要あれば協力を吝むものでないことを断つておく。

余談

以上で一旦この觀記を終るが、蒐集はこれで尽き
るのではない。土器・石器・キリシタン資料・貝類・
岩石も集められているが、おそらく色々の人に依つ
て集められた爲か統一した計画性に乏しいので一応
整理する必要がある。就中キリシタン資料は升崎師
の身辺に最も濃厚な影を投ずるので、出来る丈け系
統立てゝ整理したいものである。

之について思い起こす一事は故友森彦太郎の蒐集
品について生前屢々進言して、君が健康なうちに手
をつけておかねば君が没後では誰が手を染めるにし
ても困難であるからと、再三促したがそのままに逝
去した。

後十年塵埃推裡に埋れている。私は升崎師のこの
地方教化の功業にも尊敬をいたすものであるが、此
の資料の蒐集にも多大の多大の尊敬を拂うものでは
ある。

未熟の知識で勝手な付度を加えたことは不遜の至
りであるが、之も文化財保護の一助とも思う四條を
汲み寛恕されたい。

(一九五六・一〇・二二誌 亡言多謝)

梅異名考

片山 隆三

一、梅異名考

古典を研究する程でなくとも、古い農書とか詩歌の書を読んで属々難解の句に突き当たるのは、浅学未熟の爲であるが読む者にとっては辛いので僅かであるが梅の古名竝に異名を拾って見た。梅は古い栽培植物で且つ重要な調味料で人類の生活に融合し切った品^{もの}で日本が中華の言葉その伝通する珍しいもので、何千年か日用に供せられた。従て地方の異なるに随て異名も多いだろうと考へられるのだが、想像に反して案外尠いものにも驚かされる。

白川光太郎先生によれば中華渡来の渡来の植物であるかに考へられ宮沢文吾博士によれば日本自生の植物とも言はれるかにかく古くより存在した其の物の異名を系統も分たず囑目に従むて採拾した處を記述したに止まるのに極めて遺漏の多いもので看者は正補刪を希ふものである。

二、梅の異名

宇女 医心方に和名類聚鈔に曰ふ宇女

牟女 本草和名に曰ふ梅実和名牟女

汗米 萬葉集卷五曰ふ汗^ツ女^メ何波奈^{ガハナ}佐久^{サク}

宇梅 萬葉集卷五曰ふ宇梅^{ウメ}能波奈^{メノハナ}手理加^{テリカ}射之都^{セツツ}都

有米 萬葉集卷五曰ふ有米能波奈伊麻佐加利奈利

牟米 萬葉集卷五曰ふ牟米能波奈知流倍久奈里奴

于梅 全

彌曾能不乃于梅能波奈爾_{ニモ}母

香散見草

カザミグサ 藻塩草に曰ふ。梅の異名也。二月中旬の梅也。草木の時節相當にあり。順徳院の御製に「山里の軒ばにさけるカザ目草いろをも香をも誰見はやさん」。藏玉集に出づ。

香はへ草

藻塩草に曰ふ是も異名也。「み山には見雪ふるらしなには人うら風しほるかへ草かな」

匂草

藻塩草に曰ふ。異名也。藏玉集に有り。

風待草

藻塩草に曰ふ。

初名草

同上異名也。

つけ草

ツゲ草と濁りて読む。同上異名也。
ミよしのゝ春つけ草のはなのいろあらぬこすゑにかゝるしら雲

緑の花

同上。是梅のはなの事と古き物に云り。「もろこしやみとりの花のとりく_{モミヂ}に霜紅の袖のしらゆふ」

(註) 霜紅はモミヂ読むべし。或はイモクレナイとするか尚ほ_{カンガフル}稽ふべし。

百花_{ヒヤツカノカイ}の魁

貝原損軒花譜に曰ふ。萬葉集に。うめともむめともよめり。冬より二月に至るまで花をひらく。此花百花にさきたちてひらき。花の兄なるゆえに百花魁と稱す。

鶯の宿

和漢三才圖繪。禁秘抄。下学集等諸説一ならず。古名録に曰ふ處尤も當を得たるものと稽へる。

大鏡に天曆の時清涼殿の梅水枯れ代木を移栽せる事情に西京より撰びたるに木主の女の手にてかける歌

勅なればいとも畏し鶯の宿をと問うはゞいかに答へむ
とあり。何者ぞと尋ねさせ玉ひけば貫之の女であつた。信ずるに足るようである。

此花

百濟の王仁が、梅花を指して此花と稱したるに始まり。古花にある。「浪速津に咲くや此花冬こもり今を春べと咲くやこの花」

(註) 按に名歌に非らず且亦王仁が事績も定かならず。異名として如何から思はれど古来此花を梅なりと信ずる人多きにより姑く撰に入る。

梅

康熙字典に曰ふ。古文、杲、𣎵、唐韻は莫杯バチハイの切。集韻、正韻は模杯の切、韻會は模杯の切とせり、音に従て枚或は𣎵に作る。楳亦臬に作る。説文に柑也。爾雅釋木に梅は柑なり。

柑

康熙字典に曰ふ。集韻。韻會。正韻に那含の切音は南。説文に木名梅也。

杲

類篇𣎵に同じ。康熙字典に曰ふ。省きて或は某に作り、通じて梅に作る。本草に梅は杏の類。杏を側すを杲となす。俗に癡獸の獸誤り爲す。説文に日に从シタがはクチず口シタに从シタがはクチず。

(註) 簡野字源には口に従つてゐる誤りである。

□ (柑)

埤雅に曰ふ。梅一名□ (柑) 其實酢。

青子

梅譜に曰ふ。桂林にては立春、梅已に過ぎ元夕則ち青子を嘗む。

曹公

夢溪筆談に曰ふ。呉人は多く梅子を謂て曹公と爲し以て嘗め、梅を望ミて喝を止る也。

和 □ 實

黄庭堅の詩に曰ふ。古來和 □ 實ノボ。此の物廟廊に升る。按に梅を謂ふ也。

乾
澌

周礼に曰ふ。饋食の籩は其實乾澌なり。註に乾澌は梅也。廣志に曰ふ。蜀は梅を名けて澌と爲す。大きな鴈子の如

清友

山堂肆書に曰ふ。曾端伯は梅を以て清友と爲す。

(註) 清友と言ふ名は茶にも交てゐる事があるから文章に従つて読まなければならない。

清客

王氏棠苑に曰ふ。張景脩は梅を號し清客と曰ふ。

天下尤物

梅譜に曰ふ。梅は天下尤物なり。

世外佳人

桂林記に曰ふ。袁豊が居宅の後に梅六株あり、嘗て氷姿玉骨世外の佳人と曰ふ。但し恨らくは但だ傾城の笑ひ無きのみ。

君子香

清異錄に曰ふ。呉門于永錫は梅花を好んで十二香詩を吟ず。一に君子香を名づく

状元花

咸淳臨安志に曰ふ。徐清叟が淨明院御製の詩に和し。凍を衝て細に尋ね。梅信を枝頭に息。喜で状元花を見る。

(註) 第一句欠字があるやうであるが調べる方法がなかったので其の俚譯した。

驛使

老学菴筆記に曰ふ。國初文選を尚ぶ故に梅を必ず驛使と稱す。

香雪

湖壩雜記に曰ふ。湖墅に三勝地あり。西溪の梅を名けて香雪と曰ふ。

玉奴

蘇軾の詩に 月地雪階一樽漫たり。王奴終に東昏を負はず。按に玉奴は梅を謂ふ也。

癯仙

陸游の詩に 氷霜を凌属して愈々堅節し。人間那ぞ此の癯仙有んや。按に癯仙は亦梅を謂ふ也。
(註) 癯仙は瘦仙に同である。

瓊兒 元日能咏梅詩に。天上の瓊兒白玉の肌。

玉霄神 釋明本梅花の詩に朶中に飛び下る玉霄神。

白玉條 張謂の詩に。一樹寒梅は白玉の條。

九疑仙人 梅譜に曰ふ。綠萼梅を九疑仙人に比す。

玉龍□ 風月堂雜記に曰ふ。玉龍□を浙中にては之を睡梅と謂ふ。

扶 本草和名に出づ。音は弗^フと雨^ウの友である。森枳園の註に扶は説文に撩也。弗雨は玉篇に於雨と作る とある

紫帶 本草和名に出づ。兼名苑に曰。

同心 全上

罽 和漢三才圖繪に。古、梅を罽、音枝と出づ。和名宇女^{ウメ}

好文木 晋の起居が言うに好文木の稱あり。雜事の中梅に関するもの。

豆實 夏小正に 五月梅を煮て豆實となす。

梅諸 札記内則に 梅諸あり。疏に食する時を言ふ。玉肅曰ふ。諸は菹なり。即ち今の藏梅なり。藏せんと欲するの時。必ず稍^シ之を乾す。故に周礼之を乾^{カン}と謂ふ。

梅がさね 表は紅、表は紅梅。

梅返し 元禄頃の染色。紅梅染に全じ。

梅壺 宮中五舎の一なる疑華舎の稱。庭に梅あるを以て云ふ。

つゆ 梅色月 五月の稱に用ふ。梅實色付く故なるべし。梅雨即ち時雨を曰ふ。

梅花酒 「四氏月令」梅花酒を元旦に之を服す老を却く。シリッ

梅花粧 雜五行書 宋の武帝の封陽公主が人日に（正月七日）含章殿に臥す。簷下ノキに梅花落ち公主の額上に五色の花を成し之を拂も去らず。日を経て之を洗ふ乃ち落つ。官女之を効ふ。今の梅花粧是也。唐韓偓の詩に 湖南梅花の吟あり。香は反魂と號して容易に廻る。句に出づ。

菊漬 料理山家集に。大なる新梅ぼし、よく洗ひ、菊の花と一ツつぼに入、よき酒をひたくに入、白ざとう絹袋キヌフクロに包、其中へ入て漬、めばりして置なり。但し梅と酒とさとう等のぶんりやう口傳なり。

菊味漬 料理調法集に。苦みなき黄菊を、水をかけよく清め、花びらをむしりて、扱て酒一升到梅二拾程入、壺に漬込、口張をして置べし。

トネリ漬 料理調法集に、青小梅四五日塩に漬置、扱二ツに割りかけ、内の仁を去、粒胡椒一ツ宛入、三日程塩おしに漬たるしその葉に包ミ、壺に詰、上に焼酎をひたくに入、砂糖見計入、口張して置也以下略。

衣梅 草木六部耕種法に曰ふ。衣梅は即ち紫蘇被なり。

梅醬 うめびししほ。梅干の核を去りたるものに亦梅酢に通ず。

梅酢 うめず。又梅醋に作る。

封じ梅 衣梅に全じく核核を去りたる梅肉をしそにて被みたる商標である。

鶯の落し文 封じ梅は商標であるが梅の落し文は昔より言ひ習はしたる京言葉である。

霜梅 草木六部耕種法に曰く。乾梅干しの事である。

鳥梅 燻乾せる乾梅實である。加工の部で詳説する。

三、異名と性格

分析の方法は色々あるうが、取り不敢輯めた異名を其の性格に従て名詞との慣例性を明にして見たいと考へ私案を試みた。

素よりドコ迄も私案で申し訳ないが一應高覧に供する。

異名表

異名	和	騷	温	寒	快	悪	俊	鈍	雑
カザミクサ	○								
カハヘクサ	○								
ニホイクサ	○								
カザマチクサ	○								
ツゲクサ	○								
ハツナクサ	○								

異名はモット多いだろうが今は三十三個の名詞中吾等の耳に和に入るものが八個あるが寒々と感じ明哲と感じ親ミ難い感を持つものが八個あり之とは逆に温い感じのものか四個あり感じの悪いものが四個あり。梅が櫻の如な一方的に偏して好愛されず相半ばしいてゐるのは梅の固有の性格とも考へられ。名が其の髓を現はすといふ

玉瓏□	九疑仙人	白玉條	玉霄神	瓊兒	癯仙	玉奴	香雪	馭使	狀元花	君子香	世外佳人	天下尤物	清客	清友	乾□	和鼎實	曹公	青子	呆	此花	鶯の宿	百花の魁	ミドリノクサ	ツゲクサ	異名
																							○	○	和
																									騷
○				○																○	○				温
		○	○			○	○						○	○				○							寒
									○	○	○	○													快
	○				○										○				○						悪
								○														○			俊
																									鈍
																○	○								雑

眞理を語るもの乎。
後考に期待する。 完

計 三三	反 魂	好 文 木	同 心	紫 蒂	扶	異 名
八		○				和
二			○	○		温
四						騷
八	○					寒
四						快
四						惡
二						俊
一					○	鈍
二						雜

古典を通じてみる

紀伊の國文化

井上 豊太郎

はしがき

人間は死ぬる今わの瞬間まで仇くべきであると言う信條は堅持しているけれども人間がいつ死んでもよいと云う用意は中々できにくいものである。しかしもし出来るならばこのいつ死んでもよいと云う用意は心にかけて何くれとなく手当てしておくことは賢者のとるべきよき心掛けと云わねばならない。かようなことを漸くにして悟りえた私。ここともと一切の第一線から一步退いてこれから身辺の整理をととのえようとしている次第である。但し浮世の俗風は遠慮用捨もなく日夜に私の清閑の願を妨げにくる。茲に於て鴨長明が歌った「世のうさに捨てたる山の庵住を訪わぬぞ人の情けなりぬる」の詠を尊重したくもなる。右の次第で一切の快、例えば郷土学会・史蹟顕彰会・短歌会・俳句会・其の他の会合には拠ころない場合の外は欠席したい。しづかに家にこもって諸般の整理をやる時間が欲しい。この故に郷土学会の例会にも大低失礼している。講説・文章、共に御免を蒙りたい。研究は肩にこる。しかし読書をすてたわけでもない。今度久間を叙する意味で何か一編の研究を出せと云う。よりて左に未定稿を出すことにした。あしからず、このはしがきは本文と一しよに採録しておいて頂きたい。

本文

(一) 紀伊の國の地位

わが紀伊の國はもと南海道に属した而もその南海道の東端に位置し、西方伝来はこの紀伊国熊野辺を局限

とした。之は伊勢の国が東海道から関東八州に向かつての発祥の地として東からすれば西の局限をなしている。この二つの図は互いに背中合わせをして一わ東を向き、一わ西を向いてその門戸を開いている姿になっている。史上のすべての行動がこの自然の理に素直に順応していることは注目すべきことでこの紀伊の国の人文地理上に占むる地歩がやがて本稿の基盤をなす次第でもある。

(二) 創始時代の紀伊の国の文化

天神七代地神五代と云わるる神代の時代の紀伊の国がそこに重要な地歩を占めていることは、本宮・新宮・那智・田辺・口熊野・紀小竹・日前国懸・伊太祈曾・加太淡島などの事暦。就中神_神の存在を考へ合わせて見ればわかる。之が日本最古の古典、古事記・日本書紀・古語拾遺・靈異記などの記文がしばしば紀伊の国の事にふれていることで了解できる。

(三) 奈良町時代

系我の得生寺の中将姫のことなど俗説にもずい分、忘却しがたい遺蹟遺物がのこされている。万葉集の歌にいたっては、紀州方面は断然光っている。奈良―和歌山―熊野―の旅程コースに伴うて存在している数々の物語事蹟記文の対象がいかに紀州に多いことか説明する迄もなからう。

(四) 平安朝文化と紀州

平安朝における長年のすばらしい文化の育成成長のわが地方に及ぼした影響は軽視しがたい。特に弘法大師が高野山を開創したことによる影響の大なることは特筆に値する。いわゆる高野山版と称せらるる経文の印行は、弘法大師の死後数百年を経て盛行を見たものであるけれどもその大師の高野山開創によって紀伊国に及ぼした文化の影響の大なることは申すまでもない。唯簡単な文章研究でその真相の一斑を堤ゆることさえ容易でない。

(五) 鎌倉文化の波長

源氏諸家と紀州、また平家と紀州のつながりは相当にふかい。由良開山の法燈国師が開いた文化高野山金剛三昧院などの文章等によって推定さるゝ文化の進展と古典文学乃至史書に陰見する紀伊国はかなり重要な

地歩を占めておるものといえる。

(六) 戦国時代の紀伊の国

最初の段階とも言える南北朝鮮戦記、たとえば太平記の如きは殆ど紀州の背景が南朝を支持しているし、最後の段階ともいふべき織田豊臣の時代の紀州戦地として紀州は又つねに重要な位地におったともいえる。

(七) 徳川文化と紀州

徳川時代に入つての文化はその中年の時代元禄以後の事になるのであろうが、紀州は御三家の一としての貫禄を文化の上に示しておつたと云つてよく文書によつて見るその花やかさは何処の藩も及びがたい花やかさに於て存在する。祇園南^新の如き学者詩人をかゝっていた紀藩のこれらの人々の行跡はかなり大きく、紀伊続風土記・紀伊国名所図会をはじめ數多くの私版書物に見る紀州文化は旬欄そのものであつて、同じ御三家の一水戸の大日本史など有名は有名、しかし紀藩に咲いている文化の花はるかに多彩なものといえる。

(八) 明治維新文化と紀州

紀藩は明治維新には数々に不利な立場におかれたけれども津田出や陸奥宗光や菊池海波^(海莊)のような傑出した人物によつて誘導された文化の地位はかなりはなやかなものがある。

(九) 結語

以上は私が今いただいている紀州の文化と古典の文書を通じて見た紀州の文化と云う題目の序目であるが、時間がゆるすならば少し具体的な記述をやつてみたいと考えている。

(昭和三十三年^{一九五八年}一月二十九日 草)

第五五回 例会御案内

一、と き―昭和三十三年三月二十三日(日)午後一時より

一、ところ―御坊市中央公民館

一、演 題―「昭和紀州大水害の研究」の中、気象状況について

演者―野田三郎氏

一、右について講演いたしますので万障お繰り合わせ御参会下さいませ。

二、表題の論文は先に発行致しましたが、難解な箇所もありますので、右の著述を中心に述べさせて頂きます。

三、従って、当日は、右の書を御携行下され度、おもちでない方には若干冊用意をしておきます。

四、右の著述は国会図書館出版報に連載されてありますし、日本地理学会を通じ国際地理学会世界出版年報にも紹介されてあります。

五、なお、右研究の第二分冊が目下印刷にまわっております。併せ御報告申し上げます。

六、井上先生の玉稿を頂きました。プリントを同封申し上げます。

七、四月例会は野外にもっていったらと思えますので御名案をおもちより下さい。

小栗街道考

井上 豊太郎

若山辺から湯の峯温泉に至熊野街道（中辺地）を俗に小栗街道と呼んでいる。故老達でないと知らない称呼であるが、昔、小栗判官が手萎足萎（あしなえ）のカツタイ坊（癩病患者）になって身体の自由の利かないのをいざり車にのせて照子姫といふ美しい女性がそれをひいて、御詠歌をうたいながら湯の峯温泉にいたり入湯の結果さどもの難患も悉く全快したという伝説に基いてそのいざり車をひいて通った道筋を小栗街道というこの事を少ししらべて見た次第であるが、元来私は考証の学問には興味はないし、こうした伝説にもあまり興味がなく、こうした伝説をしらべるにはその資料をどうつかまえてくるかの見当をことさえ一仕事であり、それが一体いつの年代のことかと云ったことさえわからないのが多かったり、泰山鳴動して鼠一匹と云ったツマラヌ結果になったりして、忙中閑をぬすんでやることは全く引合わないことであるが、そうした伝説をしらべてゆくことも一つの義務と心得心掛けている間に、この小栗街道のことの大体の輪かくがつかめたのでざっと披露しておくことにする。

しらべてみるとこの小栗判官のことは安珍清姫道成寺のような、半ば架空のこととおもわれる事蹟とちがい全くの実説であることかわかった、しかし伝説と実況との間にはかなりの隔たりのあることが知られる。之は多分に徳川時代になって義太夫節などの語り物の台本用に脚色されて書き下ろされてそれが実演されたことと一つは遊行上人の念佛弘通の方便につかわれたため、熊野参詣の人々によって話しひろめられた結果、ひろく人々に灸するに至ったものとおもわれることである。

紀伊国はむかしからよくこうした演劇物の演材に用いられたものがある。二三の例をひけば

- 一、安珍清姫の道成寺入相桜又は道成寺現在蛇鱗。
- 一、三十三間堂棟木の由来（お柳やなぎ）。
- 一、平維盛（源平盛衰記）。（すしやの弥助）。
- 一、嫁入雛形淡島利生記。

一、田宮坊太郎新宮権現靈驗記。

一、武藏坊弁慶生立熊野権現利生記。

一、太平記大塔宮熊野落。

一、荇菅道心筑紫紫。

一、笹野権三名槍伝。

一、豊臣合戦湯川戦記。

一、妹背山婦女庭訓。

一、中将姫雲雀山。

一、広浦白浪物語。

仔細に調べたらまだあるとおもう。小栗判官照子姫などもその一例であろう。

小栗判官湯峯温泉験記については二つの点について考えねばならない。これは

「持宗（じしゅう）」と云う念佛宗のことで、この念佛宗は、浄土宗の流れを汲む佛教の一派で一遍上人の開創。この一遍上人が熊野権現の夢告を蒙って諸国を遊行したので遊行の上人と通称されている。この時宗の本山は相模の国藤沢の街にある。海南の日限地藏尊のあるお寺などもこの時宗のよしにきいている。

小栗判官が難病平癒の療養のために湯の峯温泉に來たのは、この藤沢寺の遊行上人の指図によってきたことになっている。藤沢から東海道を上ってきしゆうに下る、よく道中の陰難を克服して湯の峯に至るその間の困難は、ずい分言語に絶したものがあつたろうが、多くは駕籠で渡つたのであろうそこをいざり車をひいたことに脚色し、そのいざり車を美しい遊女がひいてゆくことに作られてみれば、見物衆きき手のお涙頂戴が図星であつて、灸することになったものと見ることができる。

（ここに小栗判官のことを記しておくことにする。手許にある日本歴史年表や漢史備考の記事によると、^{（四二二年）}応永二十九年の八月に常陸小栗満重（孫五郎平満重）鎌倉の幕府（時の管領足利持氏）に叛き乱を起こしたので管領持氏上杉重方をして之を討たしめたが平定に至らないで越年し、翌年二月十五日穴戸満里又満重を討つて戦うたが落着しない、よりにて五月十八日持氏大軍を催し自ら総大将となつて采配をとつて戦い全年八月二日遂に落城したとある。小栗の悲劇はこゝからはじまる。因にこの小栗の居城は今茨城県真壁郡に小栗村と云う名のある村があり蓬田小栗の二大字で一村をなしており、下館の町新治の村に近いこの辺であろうと思われる。

落城した小栗判官は家の子郎党をつれて三河へ落ちのぶる途中に相模藤沢の横山太郎という者の家に泊り合せた処がこの横山太郎が質のわるい山賊であつて鳩毒を盛つて満重の子郎党を毒害してしまつた処がそこに人

さらいにあつて、かゝり人になつておつた照子姫と云う遊女がひそかに毒害のことを密告したが、のがるゝに道なく真似ばかり毒酒をなめたゝめに、毒が全身にまわつて手足しびれて動かず、持物全部はぎとられて上野ヶ原と云う野にすてられた。それを遊女の照子姫が夜蔭に乗じて之を助け、満重を背負つて近くの藤沢寺に助を乞うた。よりて寺ではすでに息たえた家の子郎党は之を葬り、満重のみかすかに生息して追つたので、之を助けて時の藤沢寺の遊行十四代の大空上人がすすめ計らて熊野湯の峯に入湯せしむることになり、満重のがれて湯の峯に至り数ヶ月にして病癒えて帰東したと云う次第である。満重はその後数年、（一四二六年）永永三十三年三月十六日に命がおわつておる。又照子姫は剃髪して尼となり満重の霊を弔すること十四年にして永享十二年十月十四日になくなつており、この兩人と家の子郎党十人の墓所は藤沢寺にあることになっている。満重の法名は重嚴院満阿弥陀佛、また照子姫の法名は長照院寿佛坊と称されていると。長照院四十一世光阿善明の開板した小栗畧縁起は記している。

此の（一四二六年）永永三十三年は昭和三十三年（一九五八年）から逆算して五百五十年（くわしくは五百四十七年前）のことになる。湯の峯温泉はこの小栗判官の縁起かどうか癩病にきくとされ、癩患者がよく療病に来ていたと伝えらるゝ。草津温泉などもそうであつた。

参考資料

- 一、小栗畧縁起 相州藤沢山内長照院第四十一世光阿善明再販
- 一、明治三年書上げ佛教諸衆大意時宗（時宗門蝕頭浅草日輪寺書上げ）
東京府御役所宛
- 一、東京帝国大学史学会編読史備用
- 一、若太夫説教節台本 小栗判官照子姫（（一九五八年）昭和三十三年二月二日）

この資料の中には、貴賤語が含まれている箇所がありますが、修正等を加える事により資料としての価値を損ない、また歴史的研究の資にすることを妨げることになるのを考慮し原文のまま掲載しています。これらに安易に手を加えるのは、差別問題を曖昧にしひいては問題解決の努力の回避や差別を温存する事になる惧れをもつやも知れぬと言う判断のもとに、原文のまま掲載した次第です。

珍書

査魚志について

芝口 常楠

今から十数年前にもなりましょう。南部町鹿島神宮宮司 堅田三千穂氏から田辺藩における産業に関する文書を貸してくれた。その中に「査魚志」という寫本の一冊があつた。半紙十七八枚ばかり、それに半紙大の彩色せる絵図が二枚綴じていた。一寸面白い本だなど思つたが別に悉しい検索をせず、後日わかる時もあるうかと思うまゝに寫しておいた。ところが之が今まで世に知られぬ珍書であることを知つたが、その時已に之を人に貸していたので再検討を加えることも出来なかつた。今年漸く返戻を得て親しみかえたのであつた。

享和元年^{一八一〇年}、紀州のどこかで「まんぼう」という奇魚を捕獲し、今まで見たこともない、実に大きい、恰好の尋常の魚と異なる奇魚に漁師達も驚きの目を見るばかりであつた。この魚は此の時ばかりでなく、この時より八十八年前の正徳四年三月廿六日和歌浦出島に於て捕獲したことがあつたが、もう人々には忘れられている時であり、又捕獲の場所も変わつていたことゝ思われるので人々の驚異もうなずかれる。

此の書物の出たところが田辺藩にあつたらしいところを見ると、田辺付近でとつたものであるうかと推測する。昭和の初め、今の美浜町吉原に於てあまり大きくないのを捕つたことがあるが、とに角めつたにとることのない奇魚である。

「まんぼう」は頗る奇形を呈し卵形で側扁―脊^{ビレ}・臀^{シリビレ}・尾^{ビレ}の具合が特異で、一見頭ばかりの魚のように見える。而も体は頗る大きく長さ十数尺、体重二百貫にあまるものもある。此の魚、普通には大洋の中層に沈んでいるが、波の静かな日には洋上に脊^{ビレ}を出して浮かぶこともあるが、海岸近くには寄らないので只迷いこんだ万々に捕らえられるので珍しいのである。我が国では奥羽地方及び常陸地方でよく捕獲し食用とする。

こうゆう有様で「まんぼう」を前にして此の魚が食用のなるのか、何か利用法があるのか評定区々、これが紀伊藩主治宝卿（恭舜公）の耳に達して、常州にその産あるを聞かれ、水戸藩主齋修卿（哀公）に書を送つてまんぼうの生態や利用方法について尋問されたのである。そこで哀公は侍医原南陽（字は昌克）をして之に解答

すべく編集を命じて出来たものがこの査魚志一巻で、之を紀伊公におくられたのであった。哀公は学識の浅い吏員をしてお座なりの解答であつたら、お国の産を他に洩らすことを忌み、その法を秘して傳うることを吝むものと思われては本意でないと考えて、その道に精しい人を選んで書かしたものである。

まんぼうのことを査魚というのは本朝食鑑に「此の魚名無し故に俚語に依り製字す」とある。即奥羽地方及び常州にてはまんぼうと云わず、浮木（うきぎ）という。査の字の義は浮木なる故に査魚（又ハ楂魚）と書す。常陸国志に曰く「査魚国訓 宇岐々 東海に出ず大なるもの一丈許小なるもの五六尺 扁形細鱗背上堅皮あり鮫背の如く状査（うさぎ）に類す 故に名づく 三四月の間出ず美なり」（原漢文）

査魚志に載する処諸書を引用し数多の記載を物してその形状生態より食用貯蔵薬用等の利用を述ぶること頗る精細、貝原益軒の大和本草にまんぼうとうさぎとを別種として區別せるは誤りであることも指摘している。とにかく従来査魚について記載せられたものの中に於て、茲に之を略してその跋文を掲ぐることにする。

（一八〇二年）

享和壬戌の春二月暇を乞うて江戸に遊び 屢々謁見を辱しむ 且つ命あり曰く 客歳紀州海中に査魚を得紀人其の製を識らず 紀公其の法を請う乃ち今之を告げんと欲す 然して郡吏等をして之を記す違漏多きを恐る 而して執編心其の法を秘し記して詳かならざれば則ち予の意に非ず

夫れ査魚の産東海之を久しく其の功能天下知る所なり今紀海之を産す則ち豈啻に紀人の之が利のみならずや 西邦の民庶其の益を蒙むる者少からず其の製を傳えて精しからざれば則ち或は云わん 之を惜んで傳えずと 汝悉く記して之を上れと 昌克帰郷之を有司に報ず郡宰磯浜村に傳令し小査魚を得て来り告ぐ 昌克住いて之を視る親ら之を割き腸を採り漁師を召し其の捕之事を詳にし画工をして之を図せしむ 塩蔵 曝乾之法之を徴す

肴奉行且つ古人の言う所査魚の事に及び諸説を集録し以て進呈す前の如し

侍医臣昌克 頓首 再拝 謹識

紀伊

日高の兩墓制

野田 三郎

「民俗学辞典」所収の兩墓制の分布図によれば、伊都郡橋本町の外は和歌山県は全県が空白になっている。この分布図は註記の如く昭和二十五年十一月以前の報告資料によったものであるから、紀伊国や日本の東北及び西南兩端地方の空白と共に、これから直ちに兩墓制問題の本質について論断することは早計である。

そこで私は空白の一つを充たすために日高郡の大部分に亘って行つた調査を報告して参考に供したい。

調査の対照としたのは日高郡内一町十五ヶ村と郡外四ヶ村で、計二十九大字（旧村）になつたが、調査地の選定は任意に抽出したため、平地部や中流地域が多く、源流地域の純山村は稀少となっている。従つて今後あらたな資料検出によつて確実を期したいと思う。

なお、仏教諸宗派との関連であるが、以上の調査範囲の限りでは何らの著しい傾向は見出されない。仏教諸宗派寺院分布（未発表）では本郡は稀薄混淆地域となつていたので、この疑問の鮮明もあるいはこの方面からの追及で案外容易であるかも知れない。しかしながらそのような方面のことは仏教史乃至仏教諸宗派の隆替の歴史に、むしろ深い関係を有することなのでここでは触れない。

名称

第一次墓地を三昧さんまいとよぶのは何処も共通で、第二次墓地をかく称するところはない。次でハカ・ボチが多く、ハカバ・ボシヨ（藤田）、ハカチ（内原）の少数例の外に、ノ（内原村）、ノベ（早蘇はやそ）、ミハカ（丹生・船着）、イケバカ・ウメバカ（有田郡広）がある。

第二次墓地をハカというのは全域に亘つており、ハカバ・ハカシヨを併称するのがこれに次ぐ。ヒキバカ（内原）は一例のみ。

第一次墓地

第一次墓地はたいていは村はずれの山林中や谷の奥や山すそなど往来の少ないところを選んでゐる。一般に旧村境の雑木の小高い丘で共同の墓地になっている。そのために村の合併後は旧の他村領に葬地をもつという結果をも生じたし（藤田）、第一、二次墓地間が遠くなつたと嘆いてゐるのもある（早蘇）。

海岸部は狭い隆起海蝕台地が唯一つの生活の場である故か、背面の丘陵をえらばず、海岸の砂場に埋めていた。時化のあとでは波にさらわれて影かたちもなくなるが、やはりその地を葬地にゐる（名田村祓戸）。

日高川の沿岸や支流の段丘村では、川沿いや河原の竹藪を用いた（丹生村和佐・早蘇村三百瀬・船着村船津）ため、出水の度に死体は流された。火葬になつても矢張り河原の藪地で行い（三昧とよぶ）、川砂を盛り上げ、長いめの石を立てて目印としている。ここでは増水のあとに白骨が散乱してゐるのをみるのは常のことで、二年前に漸く更に小高い蘇を開き、まわりをセメントで囲んで火葬場とするに至つた（丹生村松瀬）。これより以前は何処も自己の所有する畑の隅や山林に葬つたもので（早蘇村玄子・丹生村猪内川・川中村田尻・寒川村朔日）、今も家の近くや裏山に第一墓地を保つてゐるのや（有田郡広村）田圃の中（湯川村財部）にもある。私有地のないものは親戚・知人の土地に埋めさせてもらひ、それもないものは誰のものともない山ひだの窪地へひそかに葬つた（丹生村江川）。

溪流の源頭で峯にも通じない狭隘に階段耕地を開いた人は、最高所に耕地を見下ろして葬られたと伝えており、神とも仏ともつかない祭を毎年とり行つてゐる（丹生村大滝川奥）。ここではその後、に梯田を掘開いた時、元の表土を奪われた側壁（地表下一・五米）から、幼児用と思われる径三十センチばかりの甕を筆者は発掘した。

私有地のうちで特に見晴らしのよい、そして必ず己が住居の軒より高くに地をえらぶ（寒川村土居・朔日川上村神場）のは、落武者の部落として後に述べるように、当地方としても異色であろう。

御坊町及びその近隣では完全に近く火葬となつてしまつたのと、平野村が埋火葬併用であるのに対して、沿海村が比較的早く火葬になつたことと共に、古い姿や考え方は掴み難い。蓋し水葬のことは未だ聞かない。

第二次墓地

第二次墓地を寺院にもつことが普及したのは近世以降であらうと思われるが、第二次墓地をもたない他の多くは寺院境内又はその外郭にこれを設けている。このことは前節に述べた如く、第一次墓地が古い時代から遠ざかつていったこととあわせて、家又は一族の居住地点との三者の距離関係は無意味なものになつてし

まっている。

にも拘わらず平地部の村で山林や村はずれに第二次墓地を持つもの（内原・藤田・比井崎）があり、特殊な例では天正の没落武家玉置一族（五戸）は村から隔絶した野のはずれに保っているし（早蘇村三百瀬）、平地のない海岸村では二・五kmの林の中に各戸の第二次墓地を持っている（比井崎）。

寺においた第二次墓地を寺前、竹藪の墓地をそのまゝ第二次墓地としているところを六地藏と俗称する（丹生村松瀬）もある。

少数例であるが自宅の敷地内に設けているもの（湯川・内原）、家の側においたもの（有田 広）、軒のそばにおいたもの（寒川村小川）がある。

墓 標

第一次墓地の目標に、盛土の上へ漸く字の書ける程度の生木・枯木をさし（湯川村財部）、大人は水を用いるが赤字には生竹をさし（内原村荊木・小中・野口村熊野）て区別して、いるのがあり、天理さんは杉の生木を立てると別視して（丹生村猪内川）いるのもある。

盛り上げた土の土に手近の自然石をおくことは何処も共通で大小まち／＼である、水蝕をうけた滑らかなものがよいとみえて、山手では自然ちいさいものが、川沿いでは一、二貫のものから一と抱えほどのものまである。手頃なを一つおいたり、いくつかを中高に積みかさねたりして定形はない。長めのものを立てたり（船着村船津・平岩）、海岸では栗石を多数まんじゅう形につんでいる（松原村）。

名田村祓戸では埋葬地が波に洗い去られても引続いてそこに埋葬するし、目印の石の求めようもない、第一次墓地の墓標石に、僧が戒名を書いて置くのは一ヶ所だけ（丹生村猪内川）であった。卒塔婆あるいはその代わりと考えられる簡単な木札を立ててもなお、一、二貫もの石を数個積んでいるのは、木札を立てることが後来的ものであることを思わせる。塚の上に石を立てるということは御坊町の人でも記憶に残っている。土を寄せた埋めっぱなし（チンチンポウサ）であったのを、近年になってバラスで埋め大きな自然石を置くに至った（比井崎村阿尾）のは珍しい。

墓標のまわりに数本の竹を立てて先端をくくり合わせる。これをモドリ又はゴブチ（湯川村のみ）といい、第二次墓地を有する村はすべてこれを立てる。第二次墓地を作らないところでは墓標の傍に古鎌を立てている（川中村田尻）。

モドリが腐ってしまえば、新しい埋葬地として掘ってもよいし、その時に掘り出された骨が、ひどく多いとか黄色であれば、まだ新しいものとして場所を変えるが、たいていはそのまゝ埋めあわせてしまう(湯川村)。

モドリはだんく美化してきた、青い丸竹のままをシュロ縄で幾筋かに編んで生垣の如くめぐらす(藤田村)のはむしろ美しくさえ見えるし、戦場から還った遺骨を寺の境内に埋め、白木の卒塔婆を立てて、これに一・五に余る青いモドリをめぐらしたのはさすがくしくさえもある。

埋葬地をそのまゝ参り墓としているところは形式をやゝ異にする。二〇^モばかりの川原の石――を死者の頭にあたるところにおき、その上に生前に使用した茶碗に枕飯、櫛の枝をそえる。これを枕石とよんでいるが参る人はその一枝にみずをしたして枕石の上にふりかける(川中村田尻)。単に自然石数個を山形に積んでおく(船着村高津尾・西牟婁郡三舞村)のを後者の地では授戒とよんでいる。四貫位もある自然石を三・四個もつみ上げる(有田郡八幡村清水)のもあり、長辺五、六〇^モの平石の上に形のよいを立てて形をとゝのえているのもある(寒川村朔日)。ここでは形のよいものを五輪型につみ重ねたものもあるが、これらは古い落武者時代の骸を葬った地と考えているので、真の遺体であるか否かは疑わしい。南北朝時代の祖先以降のものはやはり川原石である。

第一次墓地に仮標を立てたまゝ、三年忌にはじめて木標を立てるといふ非常に簡略な形(伊都郡恋野村)は地域がとびはなれているので、ここでの総合的な観察資料として採るわけにはならない。

虹墓地に石碑石塔が建つのは極めて新しい系統で、寺院の内外に設けるものは村内での外聞もあつて、その生活状態に比して甚だしく無理を押して建てられている事は明瞭である。元来、当地方は花崗岩の産地はなく、御坊町の摂行は石材を県外に求めている。江戸時代を通じる墓碑はすべて砂岩で、これは当地に産する。中生代の硬砂岩は堅硬なのであるが、地上にさらされる限りは風化が早く磨減が大である。この種の墓碑が、江戸時代初期に戻るほど、形が小さく彫りも深く、高さはせいぜい二〇^モ前後である。このような事情からか第一、二次墓は形の上での変化は少ない。

御坊町でも土を掘って丸石を中央に、まわりに飾り石をおいたのが今日も記憶されているし、近年まで自然石であったという(矢田村土生・早蘇村三百瀬)ほどこで、今なお河原の自然石をおく(早蘇村早蘇・三百瀬・丹生村猪内川)のか多い。大小の石を多数集めて和尚に戒名をかいもらって立てる(早蘇村玄子)というのは、前に記した丹生村の第一次墓地で行っていることをと類似であり、山すその比較的高みに第一次墓地を、そのすそまわりに石を立ててこれに参る(船着村船津)のがある。海沿いの松原村も海浜の礫を土まんじゅう

型にすみあがる。

寒川村土居や朔日では、こまごまと細工した木造の祠のごときものを建てて、その中に仏式によってまつているが、これを氏神と呼んでいる。川上村神場は上記と同じく南朝の落武者の隠田村（？）で、当主の神場氏でや々と主家・新家の二戸になるまで、一戸に住したという峻嶮な源流の地であるが、漸く切り開いた狭い庭を隔てて、目の上の斜面に段地を設け、この一坪半ばかりのところに代々の人々を掘っては埋め掘っては埋めしている。家屋との続き地で、細々とした岩間をもる流れの向こうに二、三坪の平坦を開いてここに祠のようなものをおき先祖の霊として祀っているが、亡くなった人々をすべてカミとよんでいる。前記の狭い埋葬地には文字の摩滅した小さい墓石が多く、これに至る石の階段は甚だしく不似合いな立派なものである。墓碑の最古銘は宝暦二年であるが、これは同年寂大法師音識の画像を上初湯川の遍照寺住職若杉間照が伝えて仏果をもたらした以後の、先祖の追善のための建碑と考えられ、他の墓碑群は安永四年以降である。石階は文久以前のものと、現在の九十二姫の語るところ、祖霊をすべて、カミとよぶことからの変遷をするものの一つとしておもしろい。

先祖が南朝の落武者があることを伝える一族としては、珍しく日高川の中流域のひどく環流するところの居を占めているのがある（川中村田尻）。竜田八郎正明を祖にした竜田の株内は、葬祭ともに山すそに近い田中の小高い丘でとり行い、古い遺骨が出て万霊としてそのまま埋没しておく。丘の周りは灌木で囲んであるがこれをユリモリと呼んでいる。

今ここにたて込んでいる石碑は現代の戦死者のもので、ずっと古くも今も自然石を死者の頭に当たるところに据えてることは前にのべた通りである。享保の頃から一度これを集めて先祖代々之墓としてまとめたところがあり、稀に大きな扁平な自然石に刻字してあるのは、それ以前のものと伝える。それ以後今日に至るまでのまでのものを家人はよく覚えていて祭っている。今では埋葬の日に塔婆を立てるが、七日盆の日に引抜いて周りの茂みに捨ててしまう。板碑や石碑には関心がない。

竜田株以外でも三昧と呼ぶ以前はモリのなをつけたもので、里上の森。かたやまの森などが伝わっている。大樹が残っている。前者は田の真中にあつたので、後代の有力者のために作物の邪魔だし切り絶やされてしまったし、後者は家（株）の没落と共に次第に消えていったという。それらの森には竜田株のように埋祭を兼ねていたのもあるが、名の分らない神を祀っていたとも伝え、その詳細は不明である。

森名の口承せらものは郡内に随分多い、これについては別途に考究中であるが、油川村財部の里上、おけち（けっちゃん）・財部の三森の中の里上では、地獄・庚申を祀ると称し祭をとり行い餅まきをしているが、古

くは祖霊の先祖のまつりをした森があつたと伝えてゐる。

第一次墓地の参詣

第一次墓地へ参る期間はまちまちであるが概して短い。埋葬の当日限り(内原村荊木・矢田村千津川・有田郡広)か翌日限り(藤田・野口・矢田村土生・早蘇・船着村船津)が多く、せいぜい一七日か七七に参る程度で、それも死者に対する念次第だと称している。両墓制崩壊の緒をみるのであるが、しかもなお、第二次墓地を甚だしく重視する傾向の方が強く感ぜられる。但し川中村の竜田株が七七日と百ヶ日及び年忌の参りをしてゐることは当然である。

第一次墓地を早く捨てさることについて、生前の思い出を忘れさせるとか(内原村荊木・小^{おなか}中)、すでに早く第二次墓地にまつてゐるので埋葬地にはも早その人の魂はないとか(矢田村土生)、なきがらは地下の生きものが喰うと(比井崎村阿尾)考えられている他は何ら特別の関心を示していない。火葬した遺骨でさえも埋めた後は盆に参る位で何の祭もしない(志賀村柏)のは、埋め墓としての感覚が残されているためであらうか。

第二次墓地の供養

第一次墓地が忘れられるのであるから、遺髪や遺爪を第二次墓地に埋めることはかなり広く行われている(御坊・内原・藤田・野口・矢田・有田郡広)。埋葬には遺骨はないものとしてゐるのである。がこのようなことは後来的のもので、近頃の人だんだんやり初めた(湯川・早蘇・川中)ことで、何も埋めない(早蘇村玄子・丹生・野口)。遺髪は代々仏壇の中へ順次積み重ねている(川中村)。

比井崎阿尾では、現在火葬に用いる燃料は青松と藁とに限られ、青松は隣組の人が伐り出し藁は必ず買わねばならないことになっている。骨上げした遺骨だけを埋めているが、あとの灰は親戚の人達で海へ捨てにゆく。火葬地から遺骨類を全然とり出さないで、石土など、わが思うものを移す人もある。

第一次墓地から古い遺骨はたいていそのまゝ埋めこむか、或いは一隅にかかるく埋められ、稀に第二次墓地へ移されるものもある。後者は後末の型であらう。

わざわざ遺骨をとり出して第二次墓地へ移す少数例がある(内原村荊木・有田郡広)が三十年も経つと骨が出ないので、その時は土・石などを代わりとして運びうつしている(広)。寒川村では一般には第二次墓地を設けないが、後年になって「骨のぼせ」といい高野山へ納めるようになったし、阿尾では歯を京都へ納める

ようになった。寒川村では第二次墓地をもつのは元の武士の家筋などえらい人で、掘り出された遺骨は別なところに移し、その土を少しばかり第二次墓地へうつして他は何も埋めない。この参り墓はまつり主の軒より高いところをえらぶし、軒のきわにもつているのもあることは前に述べた。

嬰兒や早流産児あるいは変死者についての葬制のこともあるが、両墓制の問題とは少々かけはなれるのでここには省く。

要するに、両墓制の分布が未報告の故に日本の中央に集中的であるかに見えるのでないかと思われるし、石碑や石塔が殊に庶民の墓標に用いられるに至ったのは、政治的強制力の働いた近世以降であるから、そこからは両墓制の本質を掴み出すことには紛乱が多きにすぎると思われる。

森の名はつかなくとも人のふみこまぬ丘旱地や田中にポツンと残された木の茂みに、姿や名をかえてマツリが行われ、あるいは行われていた。史書にも風土記にもあらわれないで呼び名の伝わる場所に、この問題の母型ともいふべきものが潜んでいるのではないかと疑うのである。(昭和廿八・七・十七)

あとがき

本編は七・一八紀州大水害の前夜おそく脱稿し、家財蔵書を多くを流失した中に奇しくも棚の上にあつて残存するを得た。調査地の過半の村々は流れ、まいぼつし、溪の姿をすっかりかえて、多くの人々は村を捨て去りつつある。習俗の一部は残されるとしても、山谷の形を変えた後に更新するのは、地方都市的な統一体的な形態でしかないと思うと、本稿もまた古習の一墓標でもあらうか。

「日本民俗學」第二卷第二号||日本民俗学会(登載)

紀伊

日高の兩墓制（続）

野田 三郎

（一）調査の範圍

先に紀伊日高の兩墓制についての調査の結果を報告した、（日本民俗学二の二）がそれには日高郡の南寄り、南部川の流域を欠いていた。この欠を補うためと、兩墓制またはその残存形式がこゝにあるという実態の外にこれだけの地域には全く無いのか、あるいはその遺制も見出せないということを確かめておく必要があると思われるので、前回の調査に洩れた地域とこれに隣接する西牟婁郡の一部へ次第に範圍を拡げて調査を試みた。

調査の対象に選んだのは（以下読者の便宜上、すべて旧村名を用いた）日高郡南部町・上南部・高城・清川・下山路の五町村と西牟婁郡田辺市と上芳養・中芳養・下芳養・稻成・万呂・上秋津川・秋津川・三川・及び大塔村の十ヶ市村、計十五ヶ市町村の三十数地点についてである。これらのうち南部川の下流に近い丘陵をめぐる一角にこの制の残存する濃厚な地域を認めたので、こゝを中心にした追加報告をしたい。以下本文に触れぬ市町村では單墓制か、その遺制をも認め難いためである。

（二）兩墓制の所在地

調査地の中、兩墓制の明確に残るのは上南部大字東本庄と大字晩稻^{おしね}のうちの字常樂等である。その周辺には崩れつゝある移行型が若干みられる。

中心地の東本庄は南部川が平野に出る谷口にあたり、新しい沖積^{（一九五二年）}の湿地帯に沿うて南北に長く延びた、ゆるやかな丘陵の裾である。こゝから東へ五百米の久地峠では昭和^{（一九二八年）}二十六年に銅鋳の出土をみた。こゝに奉祀する一ノ宮神社（祭神は大山祇神）は勇惣・方丈・上ノ段・五條・宮・荒堀・久地・津殿の八字を含んで本郷と称する。

常樂は南へ延びた丘陵の末端で、その頂部の平坦地（海拔七五米）からは昭和^{（一九二八年）}三年に大銅鋳が出土している

(前記と共に現東京国立博物館蔵)。これらの地点は南部川流域の中、最も初期の集落が立地した地域と見なされており現在は南部梅林の核心地でもある。

(三) 東本庄の両墓制

葬地はハカ・ハカシヨ・ボチ、三昧・祭地はハカ・ラントウバなどと呼び尋常である。葬地は何れも裏山の急斜面を階段状に拓いて僅かに五〇六〇の暖斜面を設け、これに埋葬している。土地狭小のため日高川本流域にみたような(頭書文中註)立派な構えはなく、新仏ばかりに僅かの竹のモドリを立てている程度でぎつしりとつまっている。小村毎に山林を利用しており家毎の区別もなく、とに角空いた所に葬るのである。

久地や方丈・勇惣では土饅頭の上に手ごろの自然石を目印におくが、それが失くなれば墓地へは詣らない。常楽ではその目印もおかない。その代わりに水入れを載せ、年末に一回だけ土を盛り直しているが、古くもなり土地に余裕がなくなれば自然消滅に任すのである。このあたりは中生代の頁岩僧でよく破碎しているために、実は目印用の手ごろの礫も見当たり難い。そのせいか、丁度対岸の瓜谷に産する瓜谷石―紀州では知られた盆石の一つで、奇巖怪峯の間に石灰石脈が乱走し、その奇なるを珍重せらる―を用いているのが非常に目立つ。河原石を運んでいるのは稀である。津殿ではこれをほとけ石と呼んでいる。近頃は土饅頭の上へ自然石の代わりに三〇糰ばかりの切石塔を立てるのが稀少だかわれてきている。

墓地は常楽を例にとると元来は、山上の随所に埋めたものでこれをラントウパと呼び、移って寺有山林に第一墓地をおくに至ったものである。

津殿は各字のうちで川べりの湿地帯へ最も接近した字で、永く溯になつていたところと伝えている。こゝでは昭和^{九二六年頃}に入つて頃でも前面の河原に埋める風があつた。こゝをハチガワラとよんでいるが降雨があれば流れ去るわけで、前稿に記した日高川本流沿いの丹生村和佐・松瀬・早蘇村三百瀬・船着村船津と軌を一にしており、前記の第一次墓地以前の観念に相通ずるものではなからうか。

葬地へ詣るのは一七日・七七日などまちまちである。晩稲常楽が比較的長期にわたって詣っており、年一回の土盛りもするが、こゝは元来貧村であつたとみえて、

「平山^{クイラ}から晩稲をみれば裸馬かよクラがない。」

と冷笑した詞が残っている。平山とは前記の大銅鋳出土地のことである。今は立派な灌漑・排水路も出来て一帯の美田となっており、丘陵からは特産の梅の生産と相まって極めて裕福な農村であるが、近世までの永

い間、湿田の貧村であつたと思われる。

祭地は現今は寺院境内外であるが、元来は寺有山林に設けたものである内部平野には五ヶ寺あり、何れも浄土宗であるが古くは天台宗であつてすべて丘陵の裾に寄つていて、その裏山に祭地を得ていた。明治以降大正期にかけて建碑の風が展がるとともに、祭地は寺院背後に接近し、これを簡単な築土又は竹矢来で囲むに至つた。石塔建碑への関心は意外に薄く、常楽の裕福人家においても祖父の死後五〇年にして祖母の死を機縁に建碑し、然も正面に祖父母の戒名を、側面にその子の代の者の戒名をすべて含めて並刻しており、これは東本庄に共通の習風である。

葬地から出た古い遺骨は、どこともそのまゝ埋めこんでおり、祭地へその一部を移す風もない。寺院関係から極く一部の人が遺髪を本山(字の檀寺をいう)へ収めている。

(四) 周辺の移行型

同じ本郷の内でも津殿は地形や営農の関係からか変化が多く、前記のようなハチガワラへの埋葬は止んだが自己所有の水田の一角を葬地とし、自然石を目印におき、更に變つてそこに切石の建碑をするか或は寺のうしろ山に葬つて寺側に板碑又は石碑を建てるものもある。川向こうの西本莊でも田中に葬地を持ったが今は寺山に集まつてしまった。

上南部字受領では曾ては各戸毎に自己所有の山林に葬地をもち、河原石の二ツ三ツを目印になる程度におき、比較的家の近くに祭地を設けていた。そして葬地へはそれが誰の埋葬塚であるといふことの分かる間は詣つていた。昭和初年頃からは区有の共同墓地へ集まるようになったし、こゝは東本庄の中心地、一ノ宮から川沿いでは五km余の上流溪間の小部落で寺院はないが久地峠越えでは三km余で東本庄の来迎寺へ出られるので、今日では、こゝ寺有山林に祭地をもつようになってきた。そして葬祭地とともに同様に丁寧に詣るし、夫婦の葬地は特に並べて埋めている。

高城村高野下高野や島之瀬では野はずれなどに祭地をもつ家もあるが次第に共有林に限られるようになってきたし、そこに石碑を建つのは経済力次第だともいゝ、早く落ちこんで埋葬地の分からなくなるのも、それまでの命とみるようになった。

溪間の迫つた上芳養古屋谷(古屋石Ⅱ盆石Ⅱの産地)は源平時代の穩田村として知られるが、完全な単墓制であり、目印や墓標の傾くのは家運の傾きだと嫌っている。

三川村向山でも今は木棺を埋めて平坦にし墓石を建て、寺には板碑を立てるようになった。こゝでは夫婦の場合のみ同一場所を掘り返して埋めるのがかかつてゐる。竜神村福井でも同様である。

な○お○単○墓○制○ではあるが高城村高野芝垣内では、葬地をブセンと呼び、西牟婁郡中芳養村林ではミヨケノハカと呼んでいる。(終)

「地方史研究」第三十三卷（八の三）一九五八・六より

米 国 商 船 の 大 島 港 へ の 渡 来 に 就 て

芝 口 常 楠

南紀徳川史寛政元年十二月十八日の條に

熊野へ異国船渡来公儀へ御達

同三年四月廿四日にも渡来す、此時御達無之

寛政三年四月四日の條に

口熊野古座但檣野浦沖へ異国船渡来の飛報到達
即日有志を派遣の處既に退帆行道不知旨に付

十九日一同帰着す

右に付左の面々五日朝出發

御目付 岸和田伊兵衛

添奉行 伊藤又左衛門

全 宇野善右衛門

郡奉行 太田 吟平

伊都同 小出 才大夫

御鐵炮役 勝野 甚之進

海士郡地士 九人

右八日串本着の處異船全く一時汐繫りにて既に
退散行衛不知為念十二日迄滞留本記の如く帰着
すと云ふ

外船より左の一書を遣したる由

本船乃是紅毛船 地名花其載 貨物乃銅鍍乃
火炮五十肩在 中華國赴皮草國而去無經實地
偶遭風波 漂流至此 在實地 不過三五日
之間 不好風而在地 好風即日去本船人一百
口 貨物實銅鐵並無別物 船主名堅德力記

此外蘭文もありしとなり

右南紀徳川史記載の寛政元年十二月の異国船渡来は
中華國南京船にて武内玄龍（又名玉川養浩）著熊野巡
覽記に左の記事がある

前略……大島は南溟なれば異國船往々漂流
す近年寛政元年の冬南京船朱心如と云船人員七
十七人津賀浦大はいと云ふ處に漂着す大島へ漕
入れ翌年土州船に附して送り帰することあまね
く人の知る所なり

と又日高郡入山村の大庄屋古文書中に左の如きもの
がある

土州へ漂着の南京船去々酉極月口熊野大島浦へ
漂着に付同所にて滞船中諸入用並大島より漕送
り候節海士郡大崎にて滞船中諸費用之内上より

被下候筋且口熊野割海士郡割に相立候外紀勢浦組人数割日高郡割当分當月中に在方役所へ相納候様別紙之通奉行衆より申末候に付右一通指越候間書面之趣を早々取計候様にと存候依之申越

（寛政三年）
五月六日

村田九郎兵衛
岡 孫太夫

日高郡内各組大庄屋宛

浦組人数制日高郡割当の分（略）

これで寛政元年十二月の異國船は中華國南京船であることがわかるが次の寛政三年四月二十四日に渡来、公儀へ御達し無之は今資料を得ず不明。

寛政三年四月四日の古座組檣野浦沖に異國船渡来は今迄見馴れし中華船と異なる紅毛船であり相当地方人を驚かした様にて飛報は和歌山に到って大騒ぎを演じたことは南紀徳川史の記載によってもその一端がうかがわれる。

この船が出帆するについて残しておいたぶんしよをみるに、地名花其載はワシントン、皮草国はハワイ、船主名徳力記はケンドリックであると筆者は読んだのであるが果たして然らばこれはアメリカ船であり中華國ハワイに帰る途中難風にて避難せるものである。この文書の終りに、他に蘭文もあり言々と書せるは、当時蘭文に親しんでいた時節で横文字を見れば蘭文と思ったようである。さすがは大田南畝は「半日閑話」に此の記事を掲げ「此処に横文字五行程有之言々」としている。

因に其後杉中浩一郎氏より来信あり俳誌「青潮」紙上に「喜多村翁祝福」と題し新村出博士の記事を教えられたのである。

アメリカはロスアンジェルズ市在住の木下糾氏から寛政三年五月米国ボストンの九十噸の小帆船レデー・ワシントン号の船長ジョン・ケンドリックが和歌山に入港して貿易せんとしたが許されずして去った、というアメリカ側の記事に対しての問合わせがあった。そこで、新村博士より藤田東一郎氏を通じ和歌山県立図書館長、喜田村氏によつて南紀徳川史の記事を調べてもらつた事を書いていく。

その文中に花其のは花旗の誤りでありアメリカの事とし、ヴァンクレーヴァ島よりアザラシの毛皮を積んで広東に一住入港した事実により皮草国は皮草国の誤りとしていくが、花其載とつづけて、ワシントン、皮草國はハワイ国と読み、誤字でないと、筆者の愚按である。環海異聞に皮革を産する国としてムスコビアの名があり。ムスコビアは、露西亜国の中にて、モスコイーなん、果たして、然らばヴァンクレーヴァーに係なし、ヴァンクレーヴァーを皮草国と言ひしや否やは知らない。

阪本天山の紀南遊囊に

前略……此大島へ八十年以前外国の船二艘力カリテ夜ハ大炮ヲ、晝ハ山ヨリ布ノ袋ニテ船中ニ水

ヲ取ル大島ノ木ヲ薪ニトリテ積込ミ出走リシ處也
此異國船ノ異江戸ヨリ風説ニテ郷國ニ居タリシ
時、聞及ビシコトナリシガ、今度其筆談ニ出タル、
伊達李俊(維、德軒号す)ガ語リシバ、大島沖(今、下里村)ヘ十三段ニ帆ヲ掛シ
異國船来リ李俊ガ住スル高芝村ヘモ見ユルニヨリ、
何レノ港ヘカ船ヲヨスルト見居タルニ、大島ノ向
ノ沖ヘ暫ク船ヲ留メテ、銅ニテ作りタル傳馬船ヘ
二三人乗移リ大島ノ内海ヘ、重リヲ附タル下ゲ縄
ヲシテ、深サヲ料リ頓テ大島ノ内海ヘ船ヲ入レカ
カリタルユエ、邑民等、驚テ、外ニ文字ヲシリタ
ル者ナキ故、急ニ李俊ヲ船ニテ迎ニ来ル差シカカ
リタル事故、李俊モ取敢エズ筆紙ヲモトラシテ船
ニ乗リ、五里許ノ處ヲ住テ見タルニ、マヅ、船ノ
造リメヅラシク船ニ艘ナルガ、一艘ノミヨシニハ、
授ケ一丈バカリノ大丈夫ガ、甲冑ヲ帶シ、長劍ヲ
横タヘ、其劍ヲ半分抜ケカケタル形ノ造リ物、金
銀朱彩曰ニ映ジテ、サモ、勇惣ナル形勢ナリ。一
艘ハ長八尺バカリノ美婦人ガ□ニハ、朱翠ヲ飾リ
辨髪ヲ長ク垂レテ潮ニモ及ブバカリニ綾羅ヲ曳キ、
釣竿ヲ持ツテ餘念モナク魚ヲ釣ル處ノ造リ物アリ。
何レモ真ニ迫リタル精巧ノ細工ナル由。偕船中ニ
乗リタル人ハ長六尺餘ニテ鼻ノ先尖リテ高く眼中
赤ク、手足トモニ恰好スルニ長キ方ニ思ハル。邑
民魚ヲ釣ル舟ニテ見物ニ往タル者ヲ、船中ニ招キ
入、酒ヲ吞マセ餐ヲ食セ、紙ヲ与ヘナドシテ興ジ
居タル所ヘ、李陵モ往テ船ニ移ラントセシニ、李
陵ヲ見テ、船中ヨリ三人船ニ出デ、巾ノ如キ物ヲ

フリテ船ヘ乗ルコトヲ嫌フ躰ナルユヘ、搦ヘ居ル
内ニ内船ノ邑民國人船ヨリ下リタル梯ノ中段マデ
上リ、船ノ中ヲ伺ヒ見シトセシニ船中ヨリ獒犬走
リ出テ、右ノ者ノ袖ヲ喰切りタリ肉身ヘハ牙中ラ
ズトイヘドモ恐シキ勢ニ怖レテ早々ニ梯ヲ下レリ。
李陵ガ筆語ヲ贈リタレバ、本船ハ「亜墨利加船也
入港口而候(ウカガウ)東風耳」ト書キテ出シ其餘ノコトヲ
書キテ贈レバ、拂手シテ請取ラズ、速ニ退キ去レ
トテ、又巾ヲ振ル故、少シ退キ一町許リ隔テ見
物シタルニ、折節ニ鵠多ク群飛ケレバ船中ノ人、
舷ニ立チ、舷ニ並ベタル鳥銃ヲ一挺片手ニテ振廻
シ、頬ヘモ附ズ、見当モ見ズ、火縄モ加ヘズ中ニ
テドント発シタルニ、三度ニ二度ハ鳥ノ飛行スル
ニ中リテ、空ヨリ海中ニ墜ルヲ前ノ獒犬海上ヲ泳
ギユキ喰返リ船頭ヘ饋ル有様何レモ奇怪ナルコト
ノ由、夫ヨリ、紀州代官ノ命ニテ、医生(玉川養浩
譯官トシテ、其後古座ノ湊村ニ住ス、熊野巡覽記
ノ著者ナリ)筆談ニ来リタル故、李俊ハ退キ歸リタ
リ。

其後ノ筆談ニモ前ノ通りヲ言テ寄付ズ。船中ニ
ハ多ク鉄工居テ鉋フ音シタリト也。

和歌山マデ五十餘里ヲ計フル十一日ノ間ニ、水
ヲ取リ、大島ヘ上リ材木ヲ伐テ薪トシ積込テ餘リ
ニ狼藉ナルユヘ、須恵村(須恵村)ノ治右衛門ト言百姓小舟
ニテ乗行テ木ヲ伐ルコトヲ制シ互ニ言語ハ通ゼズ
尚止ザル故、頻ニ制シケレバ彼鳥銃ヲ治右衛門ニ
発シカケ、足許ヲ玉引シタレドモ、幸ニ中ラザリ

シガ恐れ早々ニ逃ゲ帰リタレバ、其ノ後ハ、尚、狼藉甚シカリシト也。

此ノ事ハ邑民秘シテ紀公へ訴ヘズ今ハ人モ、略ク語リテ流布スト言ヘリ。其夜ヨリ毎夜大砲ヲ発ス其ノ響、十里ノ山海ニ及ブト言ヘリ。多ク発シタル晝夜ニ、三十八モ響キタリト言ヘリ。大島ニ留リタルコト十一日ニシテ、夜中西風ノ烈キニ帆ヲ張ツテ何方トモナク沖ニ出走リ、又、其ノ後二日ニシテ紀公ノ驚軍陸路バカリヨリ押シ来リシガ後ノ祭ニテ聞トシテ踪跡ナケレバ、空シク引取りヌ……後略

因に坂本天山は信濃の人邑を近江坂本に食む故を以て名とする。

海外異域の火術を討究し、發明する所が多かつた。

寛政十年(一七九八年)蟬月、紀州浦鯨の状を視察せんとして熊野に來たり其さに此状を視る。この時の紀行文を、紀南遊囊と名づく。傳は近世畸人傳にある。

此文にアメリカ船の大島に來航せしを、十年前とあれど十年前は、寛政元年(一七八九年)で寛政元年の異國船の大島來船は中華船であることは前述の通りで、これは、寛政三年四月の異國船來航であることは、南紀徳川史の文に照して、その事実の一致するを見れば文明する。十年以前とはボンヤリと記憶せる人の話を聞いて書いた概数である。

次に、之に関して、太田南畝の半日閑話をみれば、

益々その然るを知らるるであらう。

即ち紀伊國異國船漂着書付

漢文……前掲の通り 略する

口熊野黒島(今、九龍島と書す)沖にまき(帆)れ有之ハ唐舩形壱艘長凡、拾間余、前後丸形に見え、舳格別長く艫並所々窓を明け、右窓に硝子を張り両方に大筒舳のもの有之。一方に三つ四つづつ相見え、舳に唐人体の人形造り立、船之端所所に鉄砲体のもの相見え、船水際より下は惣体鋼にて包み候様に相見へ、夫より上は、白木又は黒塗の処も有之、檣二本立て苧縄夥數かけ有之、檣中程に横木有之、ふみ台体に相見へ、艫の上に吹散フキチリ体の物立て有之、今一艘は長八間位、造り方同様舳獅子体の物造り立、其外は同様帆は檣一本に三つ宛掛候趣。帆は白毛綿体に相見へ式艘共同様全碇ツメ爪二つ爪先鋤の先の如く相見へ舳端ニ相見(寛政元年)候由。人物惣髪と見へ頭巾かづき右之内去々年漂着致候南京人に似寄候者一兩人相見へ候由(按するに通詞の中華人也)一艘に凡二十人計乗組有之由。

右紀伊國浦へ漂着の書写

寛政三亥年三月 同四月六日好風に任せ出帆のものとなる。

これによれば、何か之に関する文書がありそうであるか、まだ見ることが出来ない。

昭和二十三年八月の、朝日新聞和歌山版に米國口スアンゼルス市に住む、木下糾氏は、以前より熱心

な日米交渉史の研究を続けている内、同国の文献中に

（日本、寛政三年）

一七九一年、ボストンから帆前船、レディ・ワシントン号（九〇トン）―船長ジョン・ケンドリック氏―が、カナダ国のヴンクーパー島から毛皮約五百枚などを積んで、広東に入港交易を望んだが、同国官吏がワイロを要求するのに憤慨して、大阪堺へ航行中、風浸の為押流されて紀州港へ入った。とあるのを発見して、京大の新村出博士に、日本文献による、考証方を依頼して来たことを載せていたが、積載貨物にちがった処をみるが、地名・人名は筆者が先に考察した通りであり、航路についても

一致している。

猶、新村博士の話として、外務省編の外交志稿に「同年三月、露船二艘紀伊大島浦に漂着し……四月終りに去る」との記録があるという事である。恐らくこれは、露船でなく、ここにかかげた米国船の事と思われる。

（原文のまま）

伏せられた道祖

「附説」道祖神

野田 三郎

(1) 問題の発端 ―子安神社―

和歌山県日高郡を流れる日高川の川口に県下第二位の日高平野が展がる。(現在は殆ど全域が御坊市であるが地域検引の便宜上、以下すべて旧村字名で記す)その真中に小松原という小さい宿場があり、後鳥羽上皇など平安・鎌倉の皇族が熊野詣の途、日高川を南へ渡る渡頭集落であろう。安珍・清姫物語で有名な道成寺はここから東北東へ一km余の丘にある。

天正の豪族湯川氏はこゝに邸宅を構えていたが、その南庭の一隅に神明の小祠をとりこんでいた。龜山城主湯川直春は女の安産を祈願して、浅間神社の分霊を城中に奉祀していたが、間もなく小松原邸に移し合祀した。天正十三年湯川氏の滅亡と共に社も焼け、何度も復興されながら今日に至っている。明治四十二年に子安神社の名を改めて湯川神社としたが、今も子安神社の名で普ねく知られている。

神体は古くより無かったようであるが、明治の頃より常春画、木花咲耶姫命画像掛軸を御神体とした、と伝えているが、開扉は許され見た人はない。今で

は祭の行事もなく、幕を張り子女が参詣するばかりであるが、古くより「出合い祭り」の行われた社であるといわれている。この子安神社へ出合うのが、北へ二km、熊野九十九王子の一つである富安王子社である。

(2) 富安王子社の出合い

最近では出合いの祭が喧嘩になるので出合いを止めてしまったが、それまで上富安、西富安、丸山(以上社祠なし)と小松原の小安の四ヶ所から下富安の王子社に出合っていた。そのうち丸山村は明治十三年に丸山村齋社の氏子となった(日高郡史)がこゝには関係はない。

蓋し富安王子社は富安荘四ヶ村(上富安村・下富安村・小松原村・丸山村)の総社で、名所図会には「莊中四ヶ村の産土神なり。善童子とも又出王子とも出童子とも称す。田藤次の訛なるべし。旧湯川家より社領を寄せしに天正中没収すと云う。」とある。

富安王子社の名称については安永七年(一七七八)

天田組大莊屋覺書に善童子権現としており、名所図会や紀伊続風土記(天保十年、一八三九)はこれに依ったものである。

●後鳥羽上皇熊野御幸記(建仁元年、一二〇二)には田藤次、中右記(天仁二年、一一〇九)には連同持と誌してある。古くは大社であったようで湯川氏の盛時には社領一町六反九畝余を寄付したといふ、前記安永の覚書に「九月九日祭礼にて馬駆仕候馬場は熊野往還道筋。尤馬数十五六程宛駈申候」と甚だ盛大な様子がうかゞえるので、江戸時代以来、通じて下富安王子社に出合つたものに相違ない。

(3) 出王子と子安社

以上のことから富安王子社への出合い祭は江戸以後のことである。湯川氏の時代に子安社から富安へ出合ふのは一寸符合し兼ねる。最古の文献中右記に始まる呼び名が訛音から訛音へと五百年間を伝えつゝ、なお出王子呼ばれるには富安王子が出合わなければならぬし、出合いが古式は二社だとすれば小安へ出合ふことの方が強く感じられる。

多くの古い小祠について勧請の時代を知ること自体が不可能であるが、知られる限りでは、寛政四年(一七九二年)の寺社調帳による外はない。同資料の日高郡天田組の部によれば、

「善童子権現一社 建前壱間半四方 下富安村

一、御神躰木像二而御座候由終二拝仕候者も無

御座候

一、観請時代相分り不候

中略

一、長床壱軒建前式間二五間にて御座候

一、殺生禁御証文無御座候

神主 野田 源次

「小安大明神 但式社建前三尺四方づゝ小松原村 内

壱社小安大明神

一、御神体木像之由申伝候得共神主も恐多く終二拝ミ不候

壱社神明

一、御神躰御祓にて御座候

一、右式社共勧請時代相分り不申候

.....中略.....

一、御興堂壱軒建前壱軒半二式軒

一、釣鐘堂壱軒建前五尺二六尺

一、長床壱軒建前式軒に四軒半

塩崎 左内

とある。富安莊四ヶ村の中に書きあげられた社祠は十社あり、何れも勧請時代不明、王子社と子安社を除く八社の中五社は神躰なく、その中の牛ノ神森は松楠樹を拝むとあり、その他に石像二、木像一。石像の二は共に建前無御座とあるから裸像であろう。

建前あるものも何れも小さく、長床を有するものは問題の二社のみである。時代は異なるが明治の合祀の時も、御興に御幣のみをのせて送ったという。

神体は無いのが立前である。

(4) 道祖神か

富安荘の地は有田郡より鹿ヶ瀬峠を越えて日高郡に入る古熊野街道の往還丘陵地で、付近からは縄文以下の諸土器や銅鐸も出土しており、石斧・石鏃は私も採集してある。

熊野御幸記の筆者、藤原定家は田○藤○次○王子に参つてから小松原御宿を通過し、中右記の筆者中御門右大臣宗忠公は連同持王寺に参詣して後、小松原に出でず、道成寺前から日高川を渡っている。

日高川の渡河は両者の九十二年間に変化しているが御幸記の記事からみると不便未開の中でも止宿しており、沖積地の頂部近くが已に定着民のあつたことが知られる。

出会いの祭は多く陰陽を象ると考えられるので、小松原の開拓と共にこの出村にも拝所が作られ、出王子から年一回の祭礼に降られるという形をとつたものであろうか。この場合の両者を陰陽にたとえるのは通常のこと、道祖神として祀り陰陽石でも祀っていたのではなからうかと疑えるのである。

紀州路にはこの系統のものが多かったと思われるのに今では殆ど姿をかくして摘出が困難である。江戸時代も末になると伊勢(紀州藩)の本居宣長など度々紀州路を巡っており、教導しているので急速に姿をかえ、伏せられてしまったとも思われる。

「付説」道祖神

道祖神は一般にサヘノカミ・道陸神・道碌神ともいう。古くは神・塞大神・道神・衢神なども記されている。村の境でいろいろな災厄を防いでくれる神とされているので、疫神・悪霊を村境や峠・辻橋のたもとで防いでくれる神の意味に考えられていた。

地蔵というものが人間界と幽冥界、生者と死者との境界に立って守ってくれるという考え方も、古くからの境の神の観念に集合したものであり、この地藏観念が拡がるにつれて境の地藏はサヘノカハラに對する観念にまで發展していった。

古いサヘノカミの祭りは祭の行事が絶えて後も、あるいは塚や草むら、残された樹が繁つてモリになつたりして、その場に禁忌の感情が残されると、何々の祟りがあるなどさまざまな伝説が生れたりする。

また、古代の村（人の群れ）の境の場であるから、時と共に人馬の往来も繁くなり、子供の集いの場ともなり、あるいは市を開く場所にえらばれることもあつて、道祖神は村人の運命を知る神となり、縁を結び、子を授かり、特に子供とは親しくなつて子供中心の年中行事に結びつくようになる。

道祖神祭りは中部地方・関東地方に広く分布する。その中で子供組が主として取り行い、あるいは参加する年中行事の内、年頭に行われるのがこの道祖神

祭りで、その組を「道祖神仲間」と呼ぶところさえある。

長野県上伊那地方では二月八日（事八日）に餅をついて苞に入れ藁製の小馬に背おわせて道祖神のところへもつていつて供えるが、それと交換に他人の供えた餅をもつて帰る習わしがある。群馬県利根郡地方では、これと同じことを正月十四日に行っている。

正月十四日は多く、女の正月とする考えが広く行われているが、熊本県球磨地方ではこの朝村中の子供たちが山の神へ参る。その時に細く切った餅を紙に包んで両はしをひねつたものを持つていつてあげ、他人のあげたものをいただくて帰る。

小正月の火祭りは勇ましいもので道祖神祭りと結合しているのが多い。高い柱を立てて飾るのを長野静岡ではオンベというし、山梨ではヤナセといつている。これらの地方では道祖神の祭りを行ったあと、祭りに使つた一切のものを、この火で焼きこれをサイト焼き、サイトバライと呼んでいる。サイトは道祖神を祀つた場所の意である。長野県の北部では正月十五日に道祖神の前でトンドの小壁を焼き、続いて二月初午の日をドウロクジンの火事ミマイといつて、餅をついて祭りする。

中部地方から関東（神奈川・埼玉・東京）にかけて、火祭りと結合から、子供達が卑猥なハヤシやいたずらをする日ともなり、道切りや金銭の強要がおこなわれるところもある。

この道祖神という境の神の祭場附近は、もともと

他の祭り、祀りの場として再び再び用いられてもよい筈の、清い魂の集合所であるために、以上にみてきたような、さまざまの行事を習合したのであり、われわれの祖先はここにいろいろの、無邪気な不思議をみるようになった。

長野県で三九郎と呼ぶ十五日火祭は、本来は道祖神の祭りに作られる人形の名であつたらしく、男女二つの人形をあやしげな形につくられていることが多い。

道祖神、サヘノカミに男女の相会している像の多いことは、男女の会している前を通ることが禁忌とされていて、悪霊すらそこを通ることをはばかるものと考えたのではないかと思われる。

古い小さな村の形が、往來の繁くなるにつれてくずれ、結合してゆく中に、村の境は大字のようないくつかの村の共通の境になっていった。新しい村の中の古い村々は境の神の祭について、いろいろの形で新しい形と方法とを生み出していった。共通の祭りの場に、時刻を合わせ、人出をそろえ、順序・方法を立てていったであろう。

平安中期から盛んになった御靈信仰(怨霊の活動によって疫病が流行する、と怖れられた信仰形態)は神の乗り拾うとする輿を中心に行列を作つて練り歩くという神幸式を普及させた。これが地方に伝播し祭礼形式がととのえられるときは、氏神形式の祭とは

新たに縁ずいた婦人が祭り場を通るとき、はじめて身重のきざしを自覚してから、サヘノカミを捧れば子を得られるという信仰などがそれである。

異なつて激しいしぐさをもつ、地方色ゆたかな行列に変化した。

こうした神輿や山車をととのえた行列が、古い村々を発信して祭り場に集合して後、はじめて神事を行うに至つてのが出合祭の一つの根源と考えられる。

別章の「伏せられた道祖神」の一章は、このことの解明への布告である、

また、古い村(小字)同志で出番を決めて境に集合する形をとるものもある。西牟婁郡の上万呂・中万呂・下万呂三小字はこれまで、田辺へ出る大きな境は尾根と三栖川にさえぎられる箇所では須佐社を建ててある。

中万呂の発進地のみ床を設け弁財天を祀るとしてあるが、その行列には男女の面を被り、陰陽を象るものを捧げており、須佐社での神事のあとに、特異な踊りを残している。(了)

法然上人筆名号軸

『爲松虫』について

高尾 英吉

法然上人 土佐配流事件の周辺

野田 三郎

法然上人筆 名号軸

「爲松虫」について

高尾 英吉 述

法然上人筆と云う『南無阿彌陀佛爲松虫』^{花押}の名号軸は、幅三寸五分、長さ六寸七寸のもので、家伝の来歴は判からない。高津尾にあった実家は、六疊四間という大きな茅葺きの家だった。明治廿六年^{一八九三年}頃、この邸をとり壊したとき、棟木にくくりつけた漆塗りの木箱から出た。

伝えるところでは、南朝方の後醍醐天皇の第五皇子の子、初王が奈良市の北、般若寺を出て高野に下り、それより有田郡の清水まで来て王寺^{（高野寺）}を生んだ。護良親王熊野落ちの道中のことであり、有田から更に日高へ越し、高津川^{（高津尾川）}の広瀬まで来て王子は他界し

た。親王はその王子を広瀬に葬り、その墓守として置いたのが、高尾家の先祖であった。その時に親王が後日の証しとして所持の名号を高尾家に止めおかれたのでないかと思われる。

そうだとしても、どうして護良親王が、この名号の軸を所持されていたかは判らない。『爲松虫』と読されている松虫と云うのは、後鳥羽上皇御寵愛の侍女の名で、淨土念佛に帰依したために、法然上人まで土佐に流されるという事件がもち上がった。その時に上人が松虫と鈴虫の両局に書を與えたと伝えられている。

右の事件は十三世紀の初め頃で、護良親王までは

百余年を隔てゝいる。応永^{（一四一六年）}二十三年に宝篋印塔が供養せられ、広瀬の左岸に建てられた。昭和^{（一九五三年）}二十八年の被害から右岸に移した。応永二十三年は南朝の吉野に後亀山法皇が在り、この年に京都に迎えられている。後亀山は丁度二十三年前の明德四年（一三九三）に北朝方の後小松天皇に神器を授与された。所謂南北朝統一の時の帝であつた。

亦、護良親王が鎌倉へ配流されて五十八年を経過しているが、この間は旧吉野町方の北朝への抵抗継続の時代であり、それが応永二十三年（一四一六）、後小松天皇に次ぐ称光天皇の第五年間に当り、後亀

法然上人、土佐配流事件の周辺

野田 三郎

一、はじめに

承元元年（一二〇七年）二月、淨土念佛を唱えた源空（法然）親鸞らは、南都北嶺からの怨訴もあつて念佛停止の令が下され、土佐へ流された。この時の断罪は、法然・親鸞の遠流と、法然の高弟なる住蓮・安樂の死罪、松虫・鈴虫は、追放とも云うし、或は死刑四人、遠流八人とも伝えられ、「愚管抄」・「法然上人行状畫図」・「嘆異抄」など諸説まちまちである。

前篇の高尾英吉氏が述べるところの名号軸は、この時に法然が追放される松虫・鈴虫のために書き与えたと云うことで、高尾家に伝わった六字の

山法皇を京都へお迎えしたとしである事等から、何らかの脈絡が感じられる。

名号軸の表具の布地は、法然上人着用の衣の端で、軸端には水晶を用い、これも法然の衣であつたという金襴の袋に納めてある。名号の筆跡と漆塗箱の箱書きとは、同一であることなどから、法然着衣使用の伝も疑えない。

明治三十年代に、この軸を掲げて病者平癒の祈願をして効を奏したことがあつた。

名号は、その一つで「爲松虫」とあり、更に「爲鈴虫」の一本も存在したかと思える。

淨土念佛の人たちにとって大きな法難であつたわけだが、こゝにはその周辺の物語を明らかにしておきたい。

二、松虫局と鈴虫局について

この二人の官女が、発心して尼になつたことが、事件の動機で、そのあらましを知るために「往生伝和解 下」の文を引用してみる。

「後鳥羽院御寵愛の宦女、松むしの局（十九才）・鈴むしの局（十七才）祇園まうでのついでに、別

時念佛のことをきゝて、幸に此の勝縁にあひまいらせて、歡喜の涙、袂をひたしつゝ内裏へかえりて、兩人かたり合いけるは、我々君の御寵愛を蒙るとも、此の世の榮華は夢のごとく、唯、後の世こそ大事なれと、共にこゝろざしを合はせ、夜も深更におよびて忍び出て鹿ヶ谷へゆき、住蓮・安樂を願われけるは、我ら何卒こゝろ靜にねんぶつして、後世をねがいたく候へども、官づかへの身の心にまかせず、あはれ出家を遂げさせ給へと、いと殊勝のねがい、兩僧も感じいり、隨喜の涙をおさへつゝ申さるゝやうは、君の勸慮のほども恐れあれば、此の義は是非々々思いを止めたまへと諫められども、二度内裏へとは帰らぬ体に見えければ、若しもの事も覺束なしと、是非におよばず剃刀をあて、哀れみどりの髪をそり落し、花の姿を墨ぞめになして、行方しれずなりにけり、是によりて仙洞御所ふかく逆鱗ましますこそ幸とおひ、予て偏執をなしつる南都北嶺より、淨土念佛の根をたち葉を枯らし給えと奏聞におよびければ、空師を初め、それぞれ上足の御弟子、嚴科の沙汰となりけるとぞ」

右は他書によると建永元年(二〇六年)十二月のことで、後鳥羽上皇は熊野に御幸あつての留守中に、松虫・鈴虫が、鹿ヶ谷の別時念佛の会に加わり、遂に尼となつたとある。

この時まで延暦寺より既に念佛停止の訴状あり、南都興福寺もこれに同調しているときであつ

たので、承元元年(二〇七年)二月、後鳥羽院から、導修念佛停止の宣旨が下り、法然らは土佐へ配流ときまつた。年七十五才。

三 安樂と住蓮

安樂の生年は、わからないが、両者ともに北面の武士で、禁裏の守護のにんにあつた。安樂は外記道師の秀の子で、安部の判官盛久と称した。一念發起して法然に師事したが、これは住蓮よりも先がけていたようである。

彼が唐の善導六時礼讃の偈をえらび集めて、日夜の勤行をしたというのは誤りで「鉄槌」・「百家説林続説・柳菴隨筆」なども、これを否定している。

法然の著作「選択本願念佛宗」の前二章は、安樂が法然を助けて執筆したと云い、あるいは、選択集御選述の筆授の役をしたとも伝える。住蓮にはかかる専歴がないところを見ると、安樂が上座高足であつたか、承元元年(二〇七年)の断罪で六条磔で斬刑となつた。法名如願。

住蓮は、始め白河院の北面の武士で、源信國と号したが、伊勢の次郎清原の信國のことである。安樂と共に六時礼讃の念佛を唱え、音調まことに哀切常に聴く者をして自ら厭離穢土欣求淨土の思を生ぜしめたという、声明の大先達であつた。

たまたま、建永元年(一一〇六年)洛東鹿ヶ谷で、別時念佛を修していた際、前述の後鳥羽上皇の寵

女松虫・鈴虫が来り会して遂に尼となった。上皇逆鱗あつて両名ともに官女誘拐の嫌疑で六条磧で斬罪に処せられた。これには異説があつて、住蓮は近江蒲生郡馬渕村で斬られたとあり、時に三十八才（一二一九年）との説もある。

法然の土佐配流や、安樂の処刑の建永二年より十五年前、建久三年七月（一一九二年）は、源頼朝が鎌倉幕府を建て征夷大将軍職に任ぜられた年であり、これより六年後の建久九年讓位、後鳥羽の院政が初まる、十九才の青年。法然配流の時は二十八才の上皇。院政政治二十四年の後、承久三年五月（一二二一年）土御門上皇・順徳上皇らと倒幕朝権恢復の軍をおこされ、遂に敗れたのは無謀に近かった。その年七月後鳥羽院は隠岐の島に配流、十八年後、黒木の御所で六十才で崩ぜられた。

四、住蓮山安樂寺

京都鹿ヶ谷の寺地は住蓮・安樂二僧の住地で、後人、こゝに寺を興して斯く名づけた。本堂には阿彌陀三尊のね外、左脇壇に松虫・鈴虫の像及び法然像があり、北の門側には住蓮・安樂の五輪石塔、また本堂前東の緑林中に松虫・鈴虫の五輪石塔がある。日本案内記の承元二年（一二〇八年）というのは誤っている。

五、松虫塚

松虫・鈴虫のその後はどうなったのか、法然上人筆の名号本の流転の経路は？ などということ は史書に明らかに残ることは殆どないのが普通である。だから法然土佐配流の周辺的事件として理解する外ない次第である。

大阪阿倍野に松虫通りというのがあり、松虫塚があつた。続々群書類従・蘆分船には「……上人を土佐へながさせたまなふり、すぐむしの向後はいかゞありけん、松むしは此のところにくたりて身まかりぬる」とあつて鈴虫の終末は不明である。

蜀山人の「葦の若葉」に「難波丸」の文を引いて、「古今の序に、松虫の音に友をしのびて」という言葉から世人のいゝならわしたものだろ」と紹介し、更に攝陽群談の所伝をひいて「松虫の音を慕うて草に夜を明かした人が遂にそこに命を絶った。その菩提のために建てた碑」と紹介している。

諒恕とも末路は茫洋として判らない。判らない方が美しいのである。

昭和三十四年五月三日

ツノセ王子考

芝口 常楠

有田郡広川町河瀬に鎮座のあつた御幸記所載のツノセ王子について考案を試みる。
 一般に御幸記と称するものは建仁元年十月藤原定家が後鳥羽上皇の熊野参詣に扈從した時の道中日記で、定家の自筆本には道の間の愚記と題している。
 この御幸記に

次井関王子に参る 此所に於て雨漸く体む 夜又明く 次にツノセ王子に参り次にシシノセ山を攀昇す(原漢文・以下之に倣う)

とある。此のツノセ王子について紀伊続風土記には

川瀬王子 境内周二十八間

本社 二尺六寸
二尺九寸

村の北の端往還にあり、御幸記にツノセ王子とある是なり、今御幸記の川瀬の川を仮名のツの字に訓み誤り角瀬王子いふのは誤りなり

又紀伊名所図会には

川瀬王子祠

川瀬村の北端にあり御幸記に川をツの如く書ける故に角瀬王子と訛伝せり

とある。紀伊名所図会后編は藩命をうけて編纂せるもの故、紀伊続風土記に一脈相通ずるものがあり、風土記の説を繰返したに過ぎない。

さて此の説を読めば実に成るほどと思わしめるが、併し如何にも上手に作りすぎた感がある。第一、河の瀬と訓むべき処に川の字を充てるかどうか、昔のこうした人達は地名の発音上解しがたき処は充字を用ゆるか、又仮名を使っている。ゴウと発音すべき河の字を発音の異なる川字を用いている例を見ない。

次に一步譲つて川の瀬と書いてこのせと読み、ツノセ王子を河瀬王子の書き誤りであるとすれば、昔より今に至るまでツノセ王子と称するものは一人もない筈である。然るに諸種の熊野道中記や土地の人々によつてツノセ王子と称せられ、ゴノセ王子と云うものはない。ゴノセ王子と云い出したのは続風土記や名所図会発刊以来のことと、此等の書籍に親しまないものには猶ツノセ王子の名は消えていない。たゞ今日に至つては宮は旧趾を存するばかりでその名も忘れられ、続風土記や名所図会を手がかりとしてその名を求め、河の瀬王子と称するのである。

從來御幸記は定家の日記を集成した明月記の版本

(幾種もあるということである)によったもので、定家の肉筆がどんなものかを知るものが先ずなかったと思う。昭和十四年四月京都博物館において後鳥羽天皇七百年記念拝展の会あり、藤原定家卿真蹟の御幸記三井高和男の所蔵の出陳があった。その後東京尚古会よりコロタイプ写真版巻軸として発行せられた。今この写真版についてツノセ王子の文字を見れば、明らかにツノセと書いてあり、川の字をくずしたものととは思われぬもので和歌山聖蹟には

▼熊野道中記に(愚註・新宮鳥居源之丞の編述にかゝり元禄・享保頃のもの)

津の瀬王子 河の瀬村入口より半町程右
▼三熊野駅路の記 津の瀬王子 前文と同様

右によると津の瀬王子の場所は現今の川瀬王子の所在地でなければならぬ。ツノセ王子が本来の名であり、それが川瀬王子神社と称せられる時代に至っても、猶津の瀬の宛字を以て本来の王子名が残っていたものである。

さすがにツノセ王子が本来の名であることを指摘していることは卓見であるが、それが川瀬王子神社と称せられる時代に至っても、猶津の瀬王子の宛字を以て本来の名が残っていることに疑問がある、只ツノセ王子の名は地方に残っていることは前述愚

考の通りである。

川瀬王子と称せられる時代とあるも之を河ノ瀬と読むとしても続風土記及び名所図会以外には河の瀬王子とは称していないから、その時代なるものは甚だ曖昧で、強いて云えば前述愚考のツノセ王子の退転遷祠と共にその名が忘れられ、続風土記や名所図会によって河ノ瀬王子の名を見出して、郷土研究者によって知らされた今日の時代である。

紀伊国神社略記(天保六年本居内遠序堀尾三子編)に

川瀬王子 広庄川瀬村

とあるが之はぞくふどきによったもので、河瀬王子と云わず川瀬と書いている。川の瀬と書いてごのせとは誰も読まないであろう。

熊野詣紀行(寛政十年林信章が書けるもの)

がうのせ村 人家多く宿あり谷川に逆らつて少しづつ登り行く 村の中に土橋あり 水音高し

(中略)

津の瀬王子 右半町計にあり

南紀神社録(延享三年杉原泰蔵著)

角瀬王子 在河瀬村

とある。此外の書にもツノセ王子と書いているが、川瀬王子・河瀬王子と書いたものは見つからない。

猶尤も有力にツノセ王子と称している事実は、有田郡湯浅町の郷土史研究の西尾秀氏の書いた続郷土巡礼(昭和二十六年)に河ノ瀬王子の事を叙して、同

地方旧家、鹿ヶ瀬六郎太夫家に古歴枢要と題する有田郡内の出来事、殊に苗字帶刀地士の移動などを克明に記録された日記などがあり、その中に寛政^{（七十九年）}十一年四月二十四日大殿様（和歌山藩主第八代重倫卿）熊野へ御成の際、河ノ瀬 角瀬王子御拜と記されているとある。この地方の大家が角瀬王子と明かに書いているところをみて、御幸記以来ツノセ王子の名が続いているのであって、ツノセはゴノセの誤りとはどう考えても納得できぬ事である。徳川時代の諸種の記述皆ツノセ王子を称していること前掲の通りであることを知らねばならぬ。

井関には津兼という所がある。こゝに津兼王子、一名井関王子がある。津兼・津之瀬、之は関連せる地名であると思われる。和歌山聖蹟には津兼を地名にあらずといっているのは誤りで、続風土記には津兼は地の字^{アザ}なりとある。又、津兼の地名を書いた地図もある。

今一つ重大な問題がある。即ち御幸記時代のツノセ王子社の位置はそのまま変遷なく徳川時代につながっているとして、果たして誤りはないのであろうかという疑問である。

中御門右大臣藤原宗忠公の自筆^{（二一〇九年）}天仁二年十月の熊野詣紀行記事のある。これは墨付き八枚（一枚欠）に認められ、極秘として柳原家の篋底深く保蔵されていたもので、未だ世に顕れてないものであったが、柳原家の蔵書があげて宮中に献上せるために図書寮の収蔵に帰していたが允^{ユル}されて発表、世に伝うるこ

とを得たのは昭和^{（一九四五年）}二十年で、中右記として巻軸に仕立てゝいる。故に本書は続風土記や紀伊名所図会・和歌山県誌・和歌山聖蹟にも参考せられていないものである。御幸記に先立つこと九十三年で図書寮発表の発行の辞には、文章雅暢字跡温潤世間流布の中右記には未だ載せざる所とあり、又更に当時熊野信仰の隆盛、参詣者往返の有様・宿泊の状況・道路の険夷・通過里落の名称・山水の風光・途中遭遇の事跡等、歴史・地理の参考に資すること少なからずと述べている。これによって従来の熊野参詣の記事に補訂すべき所が多い。

即ちこれによれば

（前略）次に弘王子^{（弘）}に奉幣し同じく弘河原昼食、暫く休息之後此の処を出で、白原王子に奉幣^件

王子は近代初めて
出来其の驗名有り

弘王子は広王子で御幸記のクメザキ王子であることと間違いはない。白原王子の白原の地について西尾秀氏を煩わして調べて貰ったが、それによると広川の右岸井関橋の北詰（河瀬領に白原）があり、こゝに森[○]サンと称する祠があったとのことである。今のツノセ王子址は広川左岸内垣内で、甚だ相近いところにある。これによって考えると、ツノセ王子の創建は此の白原にあって、何れの時代か内垣内に移建せられたとみねばならぬ。

森[○]サンの祠は何神を祀っていたかは不明であるが、

王子社移建後、その址を汚さぬために出来たものとみても敢えて無稽でもなからうか。天仁頃、津兼王子（井関王子）はまだなかったように、ツノセ王子の前身白原王子も創建間もなきようなれども、靈驗があるので尊信せられていたのである。

白原王子の創建について應徳^{（二〇八六年）}三年の那智尊勝院文書に

藤原氏敬白施入^{（一）}□事

一處紀伊国在田郡比呂莊在免田拾参町倍段

一處全国全郡宮^{（原莊）}□在免田拾参町五段

（下 畧）

即ち^{（二〇八四年）}寛治頃が那智尊勝院に施入せられたため應徳^{（二〇八四年）}寛治^{（二〇八九年）}頃に建てられたものでないかと愚考する。ツノセ王子は明治^{（二〇八七年）}六年の本県の郷社以下神社區別書には記載されていない。即ち明治六年に無格社として存在していたのか、或いは他の神社に合祀されていたのである。

（後に……）猶一度実地に調査せんと思いつつ荏苒事を果たさず、後日を期する。（芝口）

（昭和三十五年四月二十九日稿）

壬生狂言と道成寺

道成寺 安珍和讃

壬生狂言と道成寺

京都律宗本山宝幢三昧寺ホウドウサンマイジといつては京都の人といえども分りかねるが、壬生寺ミブと云えば三尺の童子も知っているほど有名な寺院である。その創立は古く奈良朝の天保宝宇五年ヒトホ鑑真和上の創建にかゝるといわれている。

本尊は地藏菩薩、正安年間(一九九一—三〇二年)(鎌倉時代)円覚上人が融通念佛会を開き大衆を化導し、寺は大変隆盛になった。

初めは大念佛として狂言のようなものではなく正行念仏だけであったが、室町末期か、或は徳川初期に今の狂言が出来たものといわれている。

壬生狂言は三十番の内二十八番までは一切無言で、たゞ体と手と足をつかつて筋を運んで行くだけである。演者は全部仮面をつけ、頭と顔を白布で覆う。

男の烏帽子、女の髷はその上につける。

道成寺劇もいろいろになつてゐるが、一番よく人に知られてゐるのは「京鹿子娘道成寺」で、筋書きは誰も知りぬいてゐることと云うので省略する。

壬生狂言における道成寺

老僧

老僧の面 僧侶頭巾 法衣

納所坊主

大口 手に中啓 推奨の珠数
坊主の面 坊主頭巾 白い着物

白拍子

腰布 手に扇手 手拭
美女の面 丈長の鬘 赤金糸
模様の振袖 だらりの帯
手に中啓

芝口 常楠

芝口 常楠

(後)

般若の面 黒の大赦熊 雲形
の法被 大口 毛の手甲 手
に撞木

(梗概)

重そうにして二人の納所がこの大鐘を高くさゝえ、
よろめきながら持ち出す。そして梁へ釣り上げる。
そこへ老僧を迎え、老僧はこの巨鐘の番と女の参詣
を許さないことを云付けて外出する。

兩人が留守番をしていると白拍子が来て鐘を拜ま
せてほしいと頼む。すぐ断ったが、その女が特に美
しいので入れさすことになる。

白拍子は喜んでお礼のため踊りを見せる。納所も
浮かれて共に踊り、ついに踊りつかれて眠ってしま
う。

白拍子は追々鬼女の態度を現わし、鐘をめがけて
駆け入る。女はいないし鐘は落ちている。兩人が鐘

(資料)

道成寺安珍清姫和讃

芝口 常楠

最近道成寺和讃というものを東京の古本屋で得た。あまりよい和讃とも思われぬが、江戸時代のも
のであろう。肝心の道成寺所在地で知られていないのでこゝに紹介する。

に近ずくと火のように熱くなっている手がつけられ
ない。お互いに自分の責任でないと争っている処へ、
老僧が戻ってきて、この由をきき、鐘に向かつて祈
念する。金は徐々に上り、中から鬼女が現われ、老
僧に飛びかかろうとする。老僧は、専ら珠数をくり
祈念し、鬼女は何も出来ないで消え失せる。

(壬生大念仏狂言にある)

因みに無形文化財に選定されている。壬生寺前住
職北川智海氏はどこまでも宗教的に之を見て、能狂
言・芝居狂言とは違うのであるから壬生教言講とし
ようといわれたが、昔から壬生狂言で通っているの
で、今更改むるに及ばぬとして、

壬生大念仏狂言

ということとなっている。

(了)

昔紀州の弓取に
一人娘の清姫は
熊野参りの安珍を
弦なき弓に羽ぬけ鳥
一夜の情にあはんとて
安珍このよし聞召し
早くその場を忍び出で
清姫かくと聞くよりも
恨みを云わんと思へども
真那古の莊司と申すあり
恋路の闇に迷いつゝ
思いそめたる時よりも
立ても居てもならばこそ
焦れ歎かせ玉ひける
大蛇に逢うた心地して
道成寺へと行き玉ふ
狂い出でさせ玉いつゝ
心にまかせぬ日高川

この水底に死なば死ね
さながら大蛇の身となりて
安珍かくれし釣鐘を
瞋^{シイ}悲の炎沸き溶けて
共に蛇道に墮^{リキ}ち玉ふ
遂に仏事の功力にて
末の世までの物語
今に思ひを知らせんと
道成寺へと飛び到り
七巻まいてありければ
隠れ玉ひし安珍も
浮ぶ瀬なき身ぞ憐^イましや
共に成仏なし玉ひ
今に御寺も残りける

(了)

紀州日高郡印南

「青岸家文書」目録

小谷 緑草

昭和^{一八九六}三十五年三月、印南町大字印南、青岸豊太郎氏方の土蔵を取りこわしたところ、棟木の記録により、^{二八五五}安政二年に建築されたものとわかった。この土蔵から沢山の古文書類が出てきた。同家の娘婿、中尾裸人氏の通報により馳せつけたところ、虫喰いのものは既に焼却した後だったが、蓋をとり払った長持に反古・古文書など山積し、あたり一面に散らばって足の踏み場もない位だった。私は家人の許しを得て、この古文書などを麻袋五つにつめて貰つて帰り、一ヶ月余かゝつて大雑把に整理したところである。

青岸家は^{二六八八・一七〇四}元禄以来の旧家で、庄屋・戸長などを勤めた家柄であつて、鍋やまたは飴屋と号し、廻船業・物産集荷ならびに加工・賣薬業などを営んでいた。代々古文書を大切にしていたらしく、同家の祖母の話によると、昔は高額の防虫剤を入れたということである。古文書が入っていた長持は、この祖母が嫁入つて来てから一度ものぞいたことがないというほど永年放置されていた。驚いたことには九割九分まで虫喰いがなく、紙もま新しいものが多い。

年代は、大体幕末から明治初年のものが多く、焼却したものの中に相当古いものがあつたと思われ、かえすゝも残念なことである。なにしろ相当な数量である上に、昔風の字であるが私には判読出来ない箇所が多く、読了するには月日をかけなければならないので、とりあえず目録を作成して発表する。勿論、資料として価値のないものもあるうし、私自身に興味ないものもあるが、地方の政治・経済・宗教・教育などの貴重な資料がふくまれているように思う。私にとって特に興味をひくものの二三を挙げてみると、明治四年^{一八七四}から七年にかけて

の太政官布告・和歌山縣令達等を美濃紙に木版刷りしたものが四百枚ほどある。

また、青岸家が商取引した仕切状で、各港の間屋の判を押したものが沢山ある。この中には長さ一間ほどの豪華な紙に、雄渾な文字で書いたものがあつて、当時如何に盛大な取引をしていたか想像することが出来る。主として巻紙型の紙に書いた受取・記・覚・送状・控・商取引関係の書簡等は二千枚ほどあつて、これらを分類整理すれば当時の物価・取引先などを把握することが出来る。寺子屋時代の習字の手本や真黒になつた手習草紙、^(八六〇、六三三)万延・文久の正月の書初めなどあつて、実に綺麗な字で書いている。

これらの書類や手紙・はがきなどは大体年度別に、コヨリかひもで束ねてあつたから整理する際、できるだけ把束別に綴じてある。私は青岸家の先代が、この貴重な資料を残して下さつたことゝ、同家が敢えてこれを提供して下さいたことを感謝すると共に、この資料を活かすため広く同好の方々に公開したいと思つて「青岸家文書」と名づけ、左の通り発表す次第である。

(小谷 禄草)

紀州・印南「青岸家文書」目録

(一) 太政官布告・各省通達・県令等

(開始年月)

(要)

旨)

(発令庁)

▽ 暦

五・一 太陽暦を施行する

和歌山県令

〃

太政官

六・一 神武天皇即位日、天長節を祝日とする

〃

六・二 諸願・届の日付は太陽暦とし

干支を廃止する 和歌山県令

六・三 神武天皇即位日を紀元節と改称する

太政官

六・七 祝祭日を制定する

太政大臣

▽ 宗教

五・一 宮中の八神殿を神殿と改称する

太政官

六・一 祈祷・占を禁止する

太政官

(開始年月)

(要 旨)

(発令庁)

六・一 祈祷・占を禁止する

和歌山県令

六・一 官幣神社の官祭について

太政官

六・二 郷村社ノ祠宮の給料について

〃

六・七 新仏祭礼開扉等の敬礼について

教部大輔

三条実美

社寺什器等処分禁止
火葬の禁止
府県社神官の月給制度廃止
皇大神宮大麻(ヌサ)に奇怪の図
封入のデマ取締

太政大臣

▽教育

五・二 私学設立の奨励
六・? 第一大学区医学校(東京)生徒募集

和カ山県令

文部省

(開始年月)
(要 旨)

七・一〇 分釀刻蔵版書目

文部大輔

大阪開明学校生徒募集

▽交通・運輸・通信

六・一 港内取締規則制定
同規則

文部省

太政官

大蔵省

太政官

太政大臣

六・三 郵便税の創設
六・六 物貨運送業の免許
六・七 米・麥の海外輸出禁止
六・八 航路標的の保護

朝鮮国船の取締
危険品の船積禁止
郵便犯罪罰則

陸運元会社金子通送料金改正

▽産業等

五・一〇 雑穀の油製造許可
六・一 生糸製造取締規則制定
六・二 馬病伝染防止
六・三 わな・おとし穴の禁止

太政官

大蔵省

太政官

太政官

貨幣・公債

(開始年月)
(要 旨)

四・九 新貨幣相場と貨幣比較表

大蔵省

四・一一 三井組へ十円・五円・一円券発行印付

四・一二 新旧銅貨の品位
一五十錢以下定位銀貨の模様

太政官

六・一 旧和歌山藩の銀札価格比較表

和カ山県令

六・二 旧貨の両・分・朱を円錢に切換

太政官

六・三 旧諸藩の負債償還

太政官

六・六 金札引換公債の請取証の文例

太政官

六・七 金札引換公債の利子支払

太政官

六・八 大阪造幣寮鑄造地金收納一時中断

太政官

六・一〇 旧藩通用錢銀札の焼却

ワカ山県令

六・一一 国立銀行紙幣の引換

太政大臣

新旧貨の引換公示

和カ山県

▽税

六・一二 諸品売買取引心得方定書

太政官

六・一 奴婢・馬車・人力車・駕籠・乗馬・遊船等諸税施行

太政官

六・三	乗馬の課税	太政官
六・一	一所質入書規則	〃
六・四	金銀賃借証文に印紙の貼付	和カ山県令
／	受取諸証文印紙貼用心得方規則	／
六・五	受取諸証文印紙貼用心得方規則追加	太政大臣
六・六	契約・取引に関する規則	〃
六・七	通帳・判取帳等の証印	和カ山県
〃	爲替・手形の証印	〃

(開始年月) (要 旨) (発令庁)

六・七	受取諸証文貼用心得方規則第二追加	太政官大臣
〃	諸帳簿証印	大蔵省
七・二	諸証文印紙貼用心得方規則の改正	太政大臣

▽軍事

五・一一	徴兵令施行令・詔書・徴兵告諭	大蔵省
六・一	全国鎮台配置表	〃
〃	徴兵令徴兵編成并概則	陸軍省
六・二	大阪鎮台兵招集	和歌山県令
〃	兵卒検査概則	〃
〃	徴兵に関する副区長への通達	〃
六・七	兵史蒐集のため兵家諸伝書提出方通達	陸軍卿山県有朋

▽司法

五・一〇	白州上の尊卑の差別廃止	司法大輔
五・一一	地方官が太政官布告等に違反した場合の人民訴訟	〃

▽戸籍

〃	雇人・盗・家長財物件	太政官
六・二	人民の願・申出に対し地方官は	受付証を渡す 司法大輔
六・七	訴答文例并付録制定	太政大臣
六・八	訴訟律内越訴条廃止	〃
六・一	華士族の家督相続	太政官
六・三	外国人民と婚姻差許	〃
六・五	離縁を望む妻の訴訟	太政大臣
(開始年月) (要 旨) (発令庁)		
六・七	華士族の家督相続	太政大臣
六・八	〃	〃

▽其他

五・四	博覧会の開催	和カ山県
五・一一	半髪禁止	〃
〃	勅・奏・判任官の礼服制定	太政官
六・二	土民に対し和歌山城内縦覧許可	和カ山県令
〃	香川県を廃し名東県へ合併	太政官
〃	神山・石鉄二県を廃し	〃
〃	愛媛県を置き県庁を松山とする	太政官
六・五	混穢の廃止	〃
〃	皇城炎焼のため赤坂離宮へ移転	和歌山県令
〃	太政官炎焼のため馬場先門内へ移転	北島秀朝
〃	和歌山県令北島秀朝	

人口・戸数に関する古文書類

宇杉戸長

(年・月) (書 簿 名) (所属又ハ発行者)

七・二 六才から十四才までの人数報告 宇杉副戸長

七・三 戸数人口の報告 宇杉区長

七・八 宇杉村戸数惣計

十七才者の調査
光川村

地名に関するもの

南邊屋義兵衛

第六大区地名書

気候に関するもの

気候に関するもの

元治三・三	三十三度供養勸化帳(主文のみ)	願主貞月	二四・一	明治二三年度宮割集メ帳	本郷部惣代
慶応四・九	正遷宮寄付帳	中山三太夫	〃	八幡神社二三年度経費人員賦課帳	本郷部
明治五・三	末宮掛改メ割賦集帳	宇杉村	二五・一〇	八幡神社修繕費集帳	〃
五・八	伊勢御札天照皇大神宮大臣より割懸	村役人	〃	明治二五年度神社通常臨時費仕訳書	〃
六・四	中宮掛改メ割賦集帳	宇杉村	〃	明治二六年度宮割集帳	大庄屋
六・八	寄進帳	印南浦本宮社	〃	神社領証文等の調査書	大河内出雲大夫
六・十二	丙懸改り割賦集	宇杉村	〃	祈祷講周知書	大内内出雲大夫
一二・三	寄進帳	印南浦本宮社	〃	金力比羅山全図(明治初年のもの)	琴平山社務所
二三・一	八幡神社二二年度経費人員賦課帳	印南浦本宮社	〃		
二三・一一	神社信徒惣代人名届出について	印南村本郷部			
		印南町役場			

(七) 交通運輸 通信に関するもの

明治四・一	往来手形	桑名龍言等	〃	往来手形	尾州知多郡東流寺
・一一	出帆免状(二枚)	印南浦船役所		「切手」と称する紙片(四枚)	南谷組印南組
一四・三	人力車の鑑札下付願	印南某		「口前所」の切手(一枚)	串本浦
二九・六	金銭物価賃金表	印南運送会社	(年・月)	(書 簿 名)	(所属又ハ発行者)
二九・七	到着日記	〃		明治時代の切手・はがき(数百通)	
三〇・九	〃	〃		電報送達紙(三枚)	
三五・三	到着日記	印南運送会社	(年・月)	(書 簿 名)	(所属又ハ発行者)
四五・九	〃	〃		共同汽船印南坂店に関する文書類	
／	出帆免状	印南港船役所			

(八) 村政等に関するもの

五・	七	第六大区七ノ小区見合区印鑑				
五・	八	副区長交迭引継報告	宇杉副区長	二三・	二	区長及代理者組織改正案
六・	二	死人相書	光川戸長	三三・	〇	県會議員選舉投票用紙(二枚)
六・	五	堵博自謝状		三四・	五	町会招集状
〃		村会々議々事件名	印南村	〃		臨時予算議案
七・	七	堵博自謝状		〃		不形跡者の刑免嘆願状
七・	九	戸長・副戸長給料請求書(区會議所宛)	宇杉戸長	〃		稲作害虫に嘆願
七・	一〇	召集兵并其父兄共へ	和カ山県令	二二・	一〇	村税徴収督條条例
二三・	〇	印南村予算表議案	／	／		貧困につき御用御免訴状
〃		議員に対する要望書	印南森町長			印南村長吉田熊吉

(九) 戸籍に関するもの

四・	四	改正戸籍法	太政官	六・	一〇	送籍状	宇杉戸長
六・	三	縁組願	本郷川上佐助	／		転居通知(田辺藩印のある	
六・	八	明治五年の戸籍調査に				寄留許可書添付)	西野地村長
		逃込脱籍した者の調査について	庶務課				

(十) 教育に関する者

(年・月)	(書 簿 名)	(所属又ハ発行者)	(年・月)	(書 簿 名)	(所属又ハ発行者)
万延元・〇	手鑑	鍋屋吉太郎	一六・〇	授業料集簿(二冊)	印南小学校
文久二・〇	夜学文章九ヶ条	〃	〃	学校経費原案調査書	〃
元治一・〇	商売往来(外に四冊)	〃	一六・六	生徒年次試験施行案内状	印南小学校
〃 一・九	寺子屋教訓書	〃	一七・〇	秋季試験費用賦課明細帳	〃
慶応一・〇	風月往来(二冊)	〃	一七・五	小学校職員的身元引受書	慶雲寺住職
〃	消息往来(二冊)		一八・〇	秋季試験受験生名簿	印南小学校
明治二・〇	諸職往来		一九・〇	算術綴集(ノート)	
〃	手本(寺子屋時代のもの・二冊)		二〇・〇	作文・地理・算術・理科・筆算・画学・うた	印南小学校高等二年生
七・〇	單語篇		〃	洋算のノート	〃
〃	大日本国尽		〃	諸等化法・諸等命法	〃
八・	一下等小学校八級卒業証書	日高郡高番藤菌小学			

(十一) 年貢 割当金 諸掛に関するもの

万延二・一二 印南堰 小勢幸右門地通

就御普請諸入用覚書帳

慶応三・〇 布施給麥人別集帳

〃 三・九 御立用金割賦帳

二・三 御救米人別書上帳

一・一〇 日高郡印南浦之内宇杉本郷

本畑当辰傷毛荒畝高改帳

一・一二 三ヶ浦手銀ひかえ帳

二・六 橋人足并諸取書出不足集ひかへ帳

〃 橋人足并出不足集帳

二・九 農興貸金并鉄砲方出不足組割り

懸り 六ヶ割賦懸り集帳

三・一二 買上銀割賦集勘定控帳

四・五 非人番飯米集メ帳

四・一一 未年面割高取帳

五・一 棟役諸掛歩付帳

五・三 申御貸麦かし渡し帳

五・五 申棟役神主給麥取立扣帳

〃 式分口受負筋割附勘定控帳

五・一〇 申収方入用割賦帳

五・八 不納人別仕出帳

五・一一 壬申畑米代取立帳

(年・月) (書簿名)

五・一一 畑米代宛大豆請取控

〃 壬申御年貢差引帳

〃 申年免割高取帳

〃 壬申御年貢御蔵庭帳

東山口村

本郷非人番

本郷浦

本郷

南谷組

本郷副戸長

本郷浦

〃

〃

本郷副戸長

〃

光川村

本郷浦

〃

〃

〃

〃

〃

杉村平七

本郷浦

本郷浦

(所屬又ハ發行者)

本郷浦

宇杉村

本郷浦

和力山県令

〃 壬申貢米石代相場控

五・一二 申船置所集帳

五・一二 申六ヶ割取かへ物書覚帳

六・一 地所仕出中小入用扣

六・三 式分口肩筋割賦勘定控帳

〃 丙御麥かし渡し帳

〃 丙御貸麥貸渡し帳

〃 丙貸麥并村用麥共かし渡帳

〃 本新田畑 高所割賦帳

〃 本新田畑 高所割賦帳

〃 本新田畑高所数割符帳

〃 〃

六・九 年貢延滞の者の金納願

六・四 不納仕出し覚帳

〃 大工木挽茶小売砂糖小売税金取立帳

六・一二 金米請取状

〃 癸西山手米取立帳

〃 棟役諸掛歩付帳

七・一 捕亡吏分配入費月々集控帳

七・三 戊御貸麦かし渡し帳

七・四 道造出人著到ひか惠

(年・月) (書簿名)

七・四 貢租未納に対する督促状

七・五 御券証料集帳

七・六 種貸利半割戻し高取帳

八・三 亥御貸麦貸渡し帳

〃 〃

〃

本郷

宇杉

宇杉本郷

宇杉村

本郷浦

〃

宇杉村

本郷浦

宇杉村

宇杉戸長

宇杉本郷

〃

宇杉戸長

宇杉村

本郷

宇杉本郷

本郷浦

本郷

本郷

(所屬又ハ發行者)

区役所

宇杉村

〃

本郷浦

〃	組別入費人員高懸り	／	二三・六	二二年度三ヶ割勘定帳	本郷浦
〃	明治六年人員懸り			(御役所の受取添付)	
〃	組別入費高懸り等 帳			癸丙 上納覚書	宇杉副戸長
二三・〇	山口・宇杉・坂本・光川・本郷の 経費書	／	／		

(十二) 講・頼母子に関するもの

弘化五・一	伊勢御講懸錢帳	二・一	一	長歳講取銀太宝惠帳	
〃 四・一	伊セ講人数日記	五・三	三	長歳講諸勘定割賦帳	
嘉永五・一	一 頼母子連名扣帳	七・八	八	有隣講式ヶ村分請取帳	本郷浦
慶応四・三	頼母子ひかへ	七・三	三	融通講仕法定書	
〃 四・四	長栄講仕法書	〃		融通講掛金について	
〃 〃	長久講仕法定書	八・四	四	融通講書入証文	
(年・月)	(書 簿 名)	／	／	長歳講質物添手形	
慶応四・三	頼母子仕法書ひかへ				

(十三) 税に関するもの

六・一〇	酒造税・醬油・油製造税について	税務課
七・五	造酒御改に関する請願書	沼野金助
七・四	碇泊税金督促状	租税課

明治十年・十一年・十二年の

納税領収証(十数枚)

戸籍役場

(十四) 金銭貸借等に関するもの

天保十四・二	有廻書添手形一冊之事
安政七・三	添手形質物之事
〃	〃
文久一・三	添手形質物之事
〃	本銀返証文
慶応三・三	本銀返証文
〃	四・五種貸利米証文
〃	〃
明治五・六	本銀返証文

五・一〇	〃
六・	六木炭代不払訴状
七・	五添手形質物之事
六・一〇	屋敷売渡証文
七・	五貸下金取立に関する出頭命令
七・	七米代金不払争いに関する書類
／	本銀返証文書式

出納課出張公債係

(十五) 興業・娯楽に関するもの

(年・月)	(書 簿 名)	(所属又ハ発行者)	一一・三	田辺星雲堂
五・一一	素人宮相撲開催許可願	宇杉副戸長	／	／
七・三	土佐旅人形上演願		／	／

(十六) 青岸家の營業に関するもの

弘化三・五	千鰯中間勘定帳おぼへ	／	(安政・文久・完治・慶応のもの数十枚)
文久二・一二	出入雑用大宝恵	／	売薬に関する申請書・広告類
慶応一・一〇	ローソク積出問屋鑑札許可状	／	仕切状・送状

(十七) 暦

(名 称)	(発 行 者)	明治十二年太陽略本暦	全	明治十五年略本暦	明治十六年略本暦	明治十七申甲年農家便覧	明治十八年五行配宮弁解	明治十八年略本暦
安政七庚申暦	大阪平野町	松浦善右エ門	〃	〃	〃	〃	〃	〃
文久三癸亥暦	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
文久四甲子暦	伊セ山田	宮崎 左近	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	大阪平野町	松浦善右エ門	〃	〃	〃	〃	〃	〃
元治二乙丑暦	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
慶応二年暦	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
明治二己巳暦	伊セ山田	箕田 主水	〃	〃	〃	〃	〃	〃
明治三庚午略暦	京都院御経師	菊沢 藤蔵	〃	〃	〃	〃	〃	〃
明治十一年太陽略本暦	東京大阪頒暦商会	林 立守	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(十八) 書籍(教科書)

(発行年月)

(書名)

(発行所)

明治七・五

小学読本(一〜四)

和カ山県翻刻書籍製作所

一六・一一

師範学校編輯小学読本 第一

大阪府南区 南谷 新七

一七・三

全 第二 全

京都府下京区 吉田 熊次郎

一六・五

全 第三

大阪府東区 大村 安兵衛

一五・三

初学入門

大阪府北区 中村 芳松

一三・七

小学読本近体本(一〜三)

和カ山県翻刻書籍製作所 全 野田 大二郎

七・八

地理初歩

大阪府南区 松村 九兵衛

二一・五

新撰小学地理書

和カ山県翻刻書籍製作所 全 松村 九兵衛

一五・五

修身児訓(卷之一〜二・三・五)

和カ山製本書 全 松村 九兵衛

一四・六

全 書牘日用文卷之一〜三

東京下谷 亀谷 行

七・八

小学読本日用文上下

和カ山 野田 大二郎

一三・七

小学初等習字本(第一〜六)

全 大阪熊谷 久栄堂

一五・四

習字本名字界

和カ山県学務課 全 久栄堂

八・五

習字本日用文(後)

和カ山 書物所 全 久栄堂

一五・六

小学中等習字本第一

大阪熊谷 久栄堂

一二・八

改正紀伊国地名輯第六日高郡

和カ山 野田 大二郎

一七・五

通俗陰^{イニシツ}陽文 全

(不明) 大阪心斎橋 阿波屋 文蔵

正保四

御家流仮名付 実語教・童子教

若山 帶屋伊兵衛

万延庚申

沙石集第十七

大阪南区 真部 部助

六諭衍義大意(写本)

京師

仙心越智山松

(発行年月)	(書名)	(発行所)
／	真草二行節用集	／
／	保福論言孝道付録	和カ山□□□聞
大正七・	南船北馬集	井上 円了
明治一一・一一	童子教訓いろは歌	東京 山田 藤吉
／	かるた(様の)うた	江戸 徳隣舎
明治 四	布令字弁	心齋橋 大野木 市兵エ
〃 二〇	小学尋常科習字本 (四年期下八)・(二年期上三) (三年期五)・(三年期下六)・(四年期下八)	東京 黒川 守也

(十九) 写本

曾我状 義経状 大阪状 今川状 義経注進状 弁慶状	紀州勢州諸地大概分ヶ秘書
宗忠明神道歌 漂流記二ノ巻	伊勢詣 女今川 凶名文帝 異見状
学制御布告文	
薩州武勇鑑(文久二)	

昔話し故郷の風色

片山 隆三

第一段 舌代

當今文字を記する事は何事も辻褄の合うやうに記述しないと納得しない人達もある。この考方からすると荒唐無稽な陋習であり卑猥な因襲であろうが、このような習俗の裡で育ってきた色々の物事に遭遇し、種々雑多な事柄を経験した記録を残すことは將來の人間生活に必要なのであるのに一興に氣付かず不注意のまゝ彼我共に忘念した事は洵に遺憾の極であるので、今にしておぼろげながら軽重巨細にかゝわらず、耗老の追憶を記綴するものである。されば理論を組み立てず、序列を設けず、所謂ヴッセンシャフトやサイエンスとは縁の遠い雑話にしかすぎないが学者碩儒の眼を汚す試みでないので徒然の座興になれば倖である。予め断っておきます。

第二段 べに

私の四五才の頃、小児が何かの原因か又は眼の疲れかによつて眼ヤニが出たり目を赤くすると、母はシンヂュ散とかいう蛤の貝殻に入れた紅絹の三角形の小さい袋に入れた眼薬を乳で溶かして眼を洗うというが大ゲサであるが拭いてくれた。この治眼術は朝鮮でも中華でも行われ、朝鮮では李朝初期の陶器で出来た乳壺があつて、産婦の処へいつて乳を貰ってくるのに使用したり、全快した時に地蔵尊に御礼参に神仏に供典したものである。まことに和やかな信仰形体でホホエマシイ。

そのようなことから發展したのか、小児が目を病むと指などで觸れることを嫌つて紅絹の切れで拭いた。京都の祇園にメヤミ地蔵尊が祭られていて（註 地蔵尊は始め加茂川の治水工の完成に当たつて禹王を勧請してアメヤミ地蔵と称したのである）発頭語のアを消してメヤミ地蔵さんと称され目、或女病として流行した。何分色ッポイ温柔廓であるからキレイどころの恋愛暗闘にまで發展してトンダ女止護符まで出すほどにも繁盛して、お寺の雑収入が増大し祇園の妓に關係を持つと他所の女とは情愛も薄れ桂小五郎のように出世するほど靈顯あらたかの地蔵さんも紅絹の可愛らしい巷の談の一節である。

当時モミと云われた紅色の染物はベニバナ・烏梅・アカネ・クチナシ・イタドリ等の植物染料で染めたから色々の有機コロイドが粘着していたであろう。私もその後二十年、森林化学をやつてはみたがアントチアン・フラボン・セチン・ミリセチン・インヂゴ等には色々のエンチームが存在し、光化学やコロイドヘミイが啓明されてくるので拡がりすぎる研究に手を焼いて桃色の遊戯は中断した。

此の色に係する考鬼の初歩では、女性が小児を大切にすることは想像外に強く、岩田帯から始めて産着は赤、黄を疑わずに用いた。中華から伝承したも知れぬが、二千年以上に遡る古い東洋の故事である。されば長じては赤い裳・紅の湯文字・緋の蹴出し・桃色の手柄・漁師の赤褌・老人還暦の赤烏帽子赤襦袢など紅の世界は花やかである。

下々はこの如くに花色ずくめだ。上つ方でも緋の袴や十二単の襲かさね、紅梅の小袖等これ又絢爛たるものであつたが、敗戦の後には、はにずろう乙女も赤いパンツを投げ捨て、面恥かしいノーパンツ、グラマーで男も面を赤らめる。

口臙脂えんじは濃くはなかったが嘗つての床しさはなく京紅は漸く後を絶つに至つたのも惜しい。漁師の赤褌も、数々の利点が挙げられているが、日高湾に多かったイルカの群れやフカの群に追われた時に泳いでいるものは褌を半ば解き流して難を避けた。

註 通常六尺の丈であつたが赤褌は二丈あつたので半ホドキにすると長く尾を引いた。魚族には異物に見えたのであろう。

漁船が襲われたときには乗員と云つても三四人だが各々褌を結び合して船尾に流して難を避けた話はこの海岸から太地辺まで残っていた。赤いフンドシは身躰みでフカ七やイルカどんの艶っぽい色話である。

赤い湯文字の効用は火難避けに使われたことは屢々きいた。新宮辺では五六十年前には火臥ヒブセの呪として火災の風下では時ならぬ赤旗を立てたのをみた。

註 江戸にもこの風習ありし由、芝口翁かたらる。

之から思いついたことなのか。火傷に隠カクシドコロ所の分泌液中が効果があると聞いたが実見したことはない。だが具足類の櫃笥箱類に面白い画本等が入れられていたし、ひそかに友達ともみた。近頃の話で昭和十八年一九四三年空襲の盛なりし頃、ある軍需工場主から折入つての頼みというので国貞の川柳とかいう艶本を戦争協力しないという訳にもゆかぬので移譲した。その後同じ軍需工場主から友人の工場主をつれて来られて作者は失念したが「このてかしわ」を移譲した。原浩氏の艶本考に出ている。何れにしてもこの両工場は何の被害もなく、その代り大いした貢献もなく終戦を迎えた。多少の効果が火ぶせになったのか。

山村では袖無というかドンザという仕事着の裏に紅木綿を用いて魔除けに充てゝいた。請川村の簔尾谷ミノオでは老人夫から聞いたものでは猿の一群にあつて追うても逃げないので仕方なく絶体絶命ドンザをぬいで裏返して頭からかぶりお助けと叫び心経を唱えたらやがて猿の一群はどこともなく去った。山中の夕刻、一人でこのようなことに合すと生きた心地もないと付け加えた。

同形の話は十津川村神納川にもあつたし、小口村畝畑ウネバタにもあつた。飛彈の小坂で少し無理な行程で御料林続きの御嶽山系の森林四百五十町歩を調査した時、に宿の主人は仕事か詰むようならば赤い切れを持ってゆけ、四ツ下りの魔物除けだと云つて呉れたが、ポールに付けると指標が赤布であるからよからうと借りなかったが、亭主の折角の好意を無にして無にしてヨメ孀さんの赤い湯文字を借りなかったのは千慮の一失で一生の不覚で今も心残りである。

赤色・紅・緋とかは鮮かな感覚を刺激するのみでなく、花やかな性感を連想せしむる目出たい色彩で優れたものであるが山村にはまだくかくれた習俗や伝承があるのであるが、こゝでは之以上追求しない。

(付記) ベニに関する巷説座談はモット多からう。異話・誤説もあるから色々の資料も掻き集むることも有用であらう。

第三段 あい

染色で紅に次いで人気のあるのは藍である。勿論紺もハナダ色もアサギなども含まれるのでホントに澄んだ清いものでなく濁つたものである。日高川・富田川・日置川・古座川・熊野川・木曾川・飛彈川等で赤臙アカスネと云うと職人でも下劣な軽蔑した呼称であつた。俳優に対して練馬の役者と云う意味であつたのだ。それ程、昔の山林職人は服装を重視し足は大体紺の脚絆を付け阿波足袋を穿つた。鉢巻は紺の豆絞りが常装であつた。

蛇は大体、紺の衣類を嫌うという伝承がある。ハビの歯も紺の衣料を噛むと歯がコボグスれると云い、山稼ぎの職人衆は紺の装束を原則とした。山野に草刈に行く女達も木綿の古布を束ねて腰につけ燻グスべた。女性の毛髪を燃すと蛇が寄つてくるとも伝えられている。埒ラヂもない風習だが川仕事に従事する職人のアカスネは注意の足りない魯鈍の抜け作だと軽蔑された。その当時、私は十三枚のコハゼの脚絆に二枚刺しの阿波足袋を履ハいた。二十二、三才の頃十津川の櫻又というゴマザンの北面よりの神納川流域を調査した時に膝頭の裏コムラの上をハビに喰い付かれた俣疆界を査定していたのを人夫に見付けて貰つたことがある。幸に紺の脚絆の効能か、内部に達せず傷キズはうけなかったが松旦那と通称されていた信州出の庄屋は「流石先生丈に二枚重ねの十三枚コハゼ

脚絆をつけているだけあって命拾いをした」と感嘆したが、その時の話に、紺の染布は水に漬ければ漬けるほど布目が詰まって二枚重ねの布ではハビの牙も立たないのであろうと付け加えた。阿波足袋の二枚底では熊笹の削ぎ串も通らないと山稼ぎの故実を語った。阿波は藍玉の名産地であつた関係もあろう。

紺とか藍染はこのように讃仰されていた。されば若し誤つて噛まれた時には直ちに噛み傷を切り開いて口で十分血を吸い出したあと紺の布のモクサを作り灸をすえると命は助かるとも付け加え、服薬で効能のあるのは熊の胃(胆)が一番よく次はキジの胃だとも付加えた。医術に恵まれない山村生活の尊い経験として聞いた。

熊の参宮の大辺地参道といつても密林の中を通ずる辿りであつて那智山から本宮に踰える間には蛭の生棲地があつて樹上から降りて行人をなやます処があるが停止すると無数何十疋という蛭が樹上から蟬集して襲う。このような処を通行するのには黒装束がよいと教えられたが、今の洋装登山家はドウスルか詳にしない。私は紺の背広に脚絆阿波足袋鞋ばきで通過したが大事の金蔵に浸入され一週間ほどの傷病をした。

藍染の染布に用いられるように普及したのは近世木綿の普及と手織工業の流行に基因したものであろう。この史実に関する資料は極めて乏しいが、紀州川上縞は可なり藍を使用したもので藍玉のソルリユブには木灰を使用した。木灰の産地としては高野寺領の花園村又は花坂・湯川等が著名であつた。雑木ハイノ木は高野山塊から大塔山塊迄拡がった樹種であるが、現在では高野山塊では殆ど絶滅した化学工業の発達と加里化合物の純度の向上と操作の簡易化とが塩素の利用を促して自然産出の木灰ではもうすにならない。日本魂と誇示していた伊勢の神風が一発の広島爆弾で吹きとんでしまったように非常に分布の多い塩素の分裂がウランよりも簡易化すると自衛権などはオカシクなる。サイエンスの水準が学問の上では余り差がなくても国民の常識に恩給の増額や高級官吏・公僕の給與改定に三割も引上げる感覚が日本の科学發達を疎外している。百人・二百人の自衛隊が分駐したとしても御坊市の百分ノ一にも足りないし百万の県民に対しては一万分ノ一にしか当たらない県政策として何程の作用をするのか。科学の初步の算術計算をやり直さないでは國民の常識は高まらない。このような感覚で鎖国的な日本經濟に浸透してきた木綿は室町期以後の資本主義の發達や封建政治の確率強化と相俟つて手織工業が家庭經濟というより、クラシの中に溶け込んできて、下々の需要を満し満足をもたらした。

註 木綿織物の蔭盛に至や、徳川氏の工業規制は一新して、西紀一六四五年(正保二年)木綿布の長さを二十六尺に定めた。

現行メートル法に比すると大体九・八五に当り、約一〇分の単位に定めたのである。

藍の薬効については古くから本草綱目に陶隱居が「諸毒を解し蟲□(虫篇に友)を殺す、五臓を利し六腑を調へ關節を通じしんりよくを益して耳目を明にし病腫を療す」とある。

註 □（虫篇に音其小児の鬼）

紀州の山村では消渴・淋病に効能ありと藍汁を服用せしめたり。唇辺に瘡の群連して生ずる患部に塗布すると奇妙に癒すると云われて屢々用いられていた。私は実見していないけれども藍の粒子は非常に微小であって、そのゲラチオンは微妙で胃腸を通過して腎臓を通過しても分解せず尿道粘膜にいる細菌を殺す。独乙医学でゴノッケンにインチゴを投棄するのと同じの理論と思われる。

註 ゲラチオンは藍青が空気中の水分にふれてソリュウブする時に起るレアクションで遊離したフリー藍藍青の運動現象である。

この現象は又山村の生活に利用され判らぬ虫なんかによる患部にヤマアイと俗称される大戟科の葉をモンでその傷跡にはると癒ゆることを知っている。

又山村の児童は型着葉の遊びをする。タラヨウの葉、ハイノ木の葉、ヤマアキの葉、アオキの葉などを火で熱するとその火の周囲に色々と異なった型の黒線を作る戯である。これらの植物の葉の緑の色素がクサントヒルだけでなく多分に含まれている藍青が分離してフリーインヂゴとして外方へ押しやってゲラションを判應せしめて黒線を鮮明にするのであって、ワットの蒸気あそびほどの発展は見なかったが尊い思いつきの山間の生活であつたが、今存するかどうか知らない。

女性の美しさは乙女と年増と媼婆とで取りとりさまゝであるが花の盛りすぎ緑の濃い夏景色、藍染の香、漂うユカタの眉も涼しい柳腰、うちわ片手に蛸追う姿は又なくうれしい。

◎ 夏なれば浮気心か青柳に遊ぶつばめの浴衣着にけり

◎ 医者も芸者も役者もきらい

好きな御方は川上縞に

紺の前垂れ小倉の帯を

堅く結んだつとめにん

このような奥底から藍染一色の風景であるが今では紀州から遠く去って見られない。一六六〇年（一六六〇年頃）から一八〇〇年頃まで盛んに紀ノ川沿岸の川上地方に織染された川上縞は柳條縞とも呼ばれた庶民常用の布であつた。その時代には御坊付近でも盲目縞といったこの系統の縞が算出されたが、江戸中形・尾張の鳴門絞・伊セの松阪木綿・阿波の阿波縮・久留米の餅が織製されて哀微に傾いた。

斯くて惜しい年増の美は消滅したが十九世紀には尚ほ

◎ 大機織りして十円儲けて 好きな殿御にセコンド買つてあげよ

註 セコンドと云う言葉は十九世紀頃この辺で懷中時計という意味に用いられた。

この唄声と梭オサの音が入り乱れて律調が村落にひびいた。紡績工場が建ち、御坊にも貨幣經濟が変遷して資本主義が浸透したが川上縞はシルク・化繊織に転じ、御坊織は全くの織姫に転落した。無産階級の力は弱い。

御坊の縞が無條織であったと云うのは、私の家に伝わっていた、祖母・祖叔母・叔母等の縞帳があり、数代持ち伝え、糸入りや茶縞・赤縞・黄縞・棒縞・辨慶・格子縞等何千種にも超える雛形に母の織った衣類から判断したので敗戦によつてこの資料も亡滅し、縞帳は水原朝鮮半島に遺して来た。

第四段 榕 樹

日高郡で著名な樹木と云えば榕樹である。アコウ・カジユマルとうの別名がある。比井崎村（産湯）初湯の井戸は、応神天皇の伝記、神功皇后の親政の折、三韓の帰途にたずさえられたと云い伝えられるが確証する記文は見えない。

註 明治四十二年大日本山林会報に榕樹と詳記しておいたので茲では其の後に発見した事のみ誌す。

神功皇后の事蹟の中で榕樹（記念）に関する史的文献は未だ囁目しない。私はこの樹の始めて比井崎付近に入つて来たのは海難遭遇者か何ぞが、紀念に持ち帰った枝を挿したのが活着繁殖したのであるうと思う。この木は乾湿に堪え気根を卸す特質があるので海岸の石礫地に挿植されても活着し易いことと、西南諸島・土佐・伊豆方面にも分布しているので皇室へ因縁をつけるのは行き過ぎた日本神道教の僻事と思う。従つてこの木は海岸の磯原でも石と石の僅かの間隙にも育ち、気根の性質は又石にカラム付きよく緊縛するので船の繫留に適するので船の掛り木として有用された。大引・由良方面で今も尚、高潮で洗われるような転石の大きな石の間にも育っているのを見ると海部郡のおかれた前から住民生活の中にとけ込んだ樹木であると考ええる。元来海水にも強い、気根が土につけば土中根に変性するので重宝であつて、松などよりはるかに船人に親しまれたのであろう。

註 由良・衣奈地方でアカウと呼び、三尾・比井辺ではアウギと呼ばれ、カズマルとは鹿児島・宮崎あたりで呼ばれていると、芝口常楠翁が申された。

だが遺蹟を止めていないのは盲目的な迷信だけを伝え、真実の実状を伝えなかつたからだ。万葉にあれだけ多くの歌詞を残している紀州であるのに、貴族は恋女のために水くぐり玉を拾うと歌い遺したが民家の苦しい生活や渡世の苦は念頭に上らぬ俗人と縁遠い暮しをしていたのだ。

植樹に関しては中華に古くから種々の伝承が残っている。橘本経亮の橘窓茶話に

「樹の寿なるもの沢山に禹貢の時孤柏あり。曲阜に宣尼（孔子）の手植えの檜あり、泰山に秦皇の大夫の爵に叙したる松あり。其の它、昭烈の宅の桑樹・孔明廟前の柏之なり。吾邦にも神功皇の三韓征伐に船をつなぎしクスノキありて墨々として雲の如し」

註 孤柏―柏はビャクシンであり、宣尼手植の桧もビャクシンである。秦の始皇帝は暴君と伝えられているが松に大夫の爵を授けたから文化勲章の発端である。

とあるが古いことなので真偽のほどは定かでないが曲阜の孔子廟にも津島の巖原にも遺蹟は残っている。

新宮市の速玉神社には平重盛の献進したナギの手植木が今も繁栄している、ナギは日本の樹でなく中華から伝来したものであつたろうに。印南の東光寺には重盛樹より古いと思われるナギの木がある。俗謡に

◎ 今度往たなら持てきておくれ 伊豆の御山のナギのの葉を

とあつて難除けの樹として尊まれた。切目の王子宮・道成寺・御坊市湯川町財部神祠・小竹八幡宮にも若木ながらあり、個人の邸宅では南部町にも相当あり、田辺市の脇村邸にも老樹があり、一般民衆からも尊敬愛護された証拠として植林思想の発露として珍重さるべき樹種である。つまり人生の生活に対する精神がハッキリしている。

このように解析すると高野の杉は人工で成林した美林だと考えられる証拠もあるが、今のような森林取扱をしていると亡滅するのではないかと憂えられる。永遠の国土を建設せんとする有爲の士は俗謡の精神も解説しなければならぬ。

（付 記）昔話はまだ尽きない。続けて行きたいが資料に乏しい。何でもよろしいから御提供して下さい。
い。

(続) 昔話し故郷の風色

片山 隆三

第五段 うるし

漆の文献は記紀に始まり、多くの資料が残っている。紀州に関する文記は工業資料に記録されている文章である。

註 横井時冬曰う。(西紀一二八八年(正徳元年)、一二九二年(享和二年))漆を産する諸国の中、最も多き者は紀伊国となす。とあって漆王国を作っていた。之より前、根来寺の僧徒らは塗漆の技に通じ諸器物や神仏祭祀用具を製作した。つまり漆器の鎌倉時代と言うべき時代があった。

私蔵の衆盤は奈良二月堂水取祭に勤行するに用いられた食盤であるが。永仁二年(二九四年)連似の記年在銘の作品であって、表は朱漆・裏は黒漆、極めて堅牢に製作され推朱の如き鬚法を用いている。昨年三月三代唐四郎の永仁の壺が物議の種になったが、永仁期の紀年記名の方式に重要な資料を提供するものである。だが、この時代の雑具の現存するものは極めて稀少で製作口伝の類も亡滅して詳しいことは知り難い。

其の後鎌倉政府が倒れ、室町幕府が起り、仏閣庭園唐も興隆したが、武力・軍権の闘争期を経て、根来宗団も破壊されて黒江漆器に移徙(イシ)したが繁盛に向う持っていない、日々衰亡への道を辿っている。

此の原由は雑金属の抬頭と、窯業技術の浸潤に基因するのか、郷人が郷産業について其の興亡の真相を探り転向の方途を正確に把握しなければ、農業再編成に依って受くる産業革命に依る犠牲者は安住の所を得られない、今や重大なる危機に立っている。

註 移徙(イシ)は移徙とは違う。移住に類した事柄を指す言葉である。

第六段 風 占(かざうら)

寒や北風今日は南風

明日は大漁のタツミ風

船頭可愛や山手返しヤマテガエシの
西恐コソウい

この唄は日高浦を中心にした海浜の舟子即海事労務者の氣象常識というか、生活知識であつて北風の寒さや南風の暖かさ。東南風に吹かれて寄る南方魚属の運動や、さては合風の猛威に対して西方屏風然として聳え立つ西山連峯に当たつて折返し吹き荒ぶ風を警戒した名句である。唄の韻音は「山手返し」と発声するのか「山手風」と発音されるのかは、当今糾すべき手段はないが、子供の時に聞いたまゝを誌す。

この俗謡は単に氣象上の記述ではなく、日高浦の漁撈をも説明しているので、寒い北風はシラス・小鰯の接岸の少い事を言い、今日は南風で海水も温度が上昇し、いよく明日は東南風が吹き南方魚属の大群サハラ・ハマチ・カツオ等から鯖等南方廻遊魚属の北上回路に集中して浦も浜も活気に沸き立つのであるが、有頂天にのみ浮かれてはいられない。山手返しになるか熱帯性台風の方角変化は常で、西風の強さは石垣島辺まで北上した台風に油断のならぬ、恐ろしさを警告するのである。

之がこの地方で定業を持ち、なごやかに暮らす平和な住民の最要の知識であつたのだ。十九世紀の後半から二十世紀の四半世紀にかけて航海術も漁法も進歩はしたが、尚しばく海難があつた。

由来俗謡は素朴な住民の生活基準を素直に平凡に極めて純粹に経験した所を現わしているのだが、近世に降るに従つて悦樂の風が浸透して似ても似つかぬ潤色を受け甚だしく改竄カウゼンされて猥雑な、明日は浮名のたつみ風、変じた。僻事ヒガコトである。

知識も文化も、生活に原發している生計を離れての才覚の發生はあり得ない。地域に従つて氣象の特質を記憶することは、生計の恒常平穩を欲求するからで、一時の珍奇戯樂を貪るためでない。茲に俗謡慣習が文化發生前から人間生活の実相を記録するものとして認識することを要する。

それ故にこの地方の住居の特長に、軒先きの低いことと、その低い軒先に更に低く前垂を構築することは、暗い住居の不快感を上廻つて必要な建築理念を形成した、勿論軒高の制限は徳川封建の抑圧もあつたけれども、大なる抵抗を見ずして広く行われた家作に分布したのは自然の脅威に対応した生計の才覚なのである。

第七段 からかさ

漆の事を言うとき日方の傘のことも付け加えねばならない。黒江塗りは根来の宗教勢力を牽制するために徳川氏の取つた政策に依つて發達した根来僧徒の移徙イシンから發端して産に發達したのだが、業者家族の増加に伴つ

て需給の均衡を保つ上から手工業の拡充が考えられ、カラカサが案出され、日傘も造り出された。寛永頃(一六二四～四四年)の話である。

姉はカラカサ妹はヒガサ

日方よいとこ妹昼でもさす

若山藩の下級の家士達は苦しかったが、藩主は部下の生活の事を考えず賃上げもしなかったので鋒一筋の家系を捨て、サス妹をするするつもりで竹骨を削った。

故友森は吟じて

雛妓達の稽古帰りや絵日傘日傘

と句のあるように下級武士の抵抗から此の美しい産業に憧れて文化・文政頃(一八〇四～二年)には殷盛を極めた。従って原料である紙が高野では高野紙・有田では保田紙・日高では藤井の紙・東牟婁では花井の音無紙等も一貫した生業として栄えた。貧乏大名の常套手段である勤儉力行の美風として天下に喧伝した。

表高五十五万石御三家の紀州侯の勢いで松坂田丸領等伊勢神領等誤魔化した手で実高三十六万石を補った。辯口の殿様は紀州経営の緒につき高野の勢力を抑制し熊野三山の経済力を圧伏せしめた。

註 熊野三山の座の研究は福田徳三教授・脇村義太郎教授の剽利な研究がある。

斯様にして日方の傘が庄長して来たが尚も財政が逼迫したので柑橘の奨励があつて、八代將軍等は「紀州蜜柑で皮厚い」と取沙汰された。このようにアガイたが海洋に暮らす漁夫のくらしは顧みられなかった。投げ鋒ヤリにされながらではあるまいが投げ鋒の鯨が南紀の表口で武士か投げ鋒で竹骨削り、漁夫は投げ鋒で鯨取り。五十万石以上の大藩で和歌山藩ほどの染シメ々とした県が何処にかあろう。

今更コンナ愚痴は何にもならぬが、身シンシヨウ上の仕終た道楽息子が英国へ留学して帰る時に持って帰った土産物は何んと十万円とか二十万円もしたとかいうオルガンではないか。そういう時代であつて侯爵の息子は選挙を用いずして生れながらの貴族院議員で、盧溝橋事件で一人の兵隊が殺されたと云つて蒋介石と戦争をオッパジメ、とうとう大日本帝国を潰してしまつたが、県民の文化的思慮の低劣さや科学的私案の愚鈍グドンから参議院議員に当選せしめた。県民の中には化学の世界的発展や文化水準に気付かずノサバツテ居る。試みはラヂオで世界の隅々まで電波に乗ってゆき渡り、姿や形影は電波になつて隅々まで復原できる科学と技術を持っているのではない。科学と文化が理解されると、

つれて往かんせ住みよいなれば

ドンナ山家のムグラの宿も

住めば都の花盛り」

と人生の幸福と暮しが平和な産業の上の結果であることを樵婦も知っている。

世は住みよい暮らしを考えずに、原子爆弾だ・月への旅行だと騒いでいる、私は無重力圏の運動(物体の抵抗なくして)起こる理論の成立は不能であるとの論理を肯定する。若しもアインシュタインの相対性原理が科学の理論から抹殺されるなら知らぬこと。アインシュタインもニュウトンも同じ月日の下で生命を続ける、結局独断(トグマチツク)は害あって益なし。農業再編成等はまだまだ未熟である。弓矢を捨てて絵日傘の竹の骨を削る方がはるかに懸命である。トハ言うものの今の洋傘の骨は金属(カネ)だ。カネは貨幣に通ずる。オートメーション化の工場製品には叶わぬ。

第八段 土用の車水クルマミズ ホントウ

稲作習俗に土用の車水という諺がある。その真箇の意味は詳にしないが、夏の土用中は車で運ぶ水でも田に水を十分にせよと言うのであると解する百姓もあれば、或る百姓は土用には十分乾し上げて結実をよくしなければならぬので、水車掛り田のように不足勝ちの水、つまり浅水でよいという意味だと解釈する二様の人々がある。古書を見るが明解な解釈は未だ見ない。併し易経に、

易に曰ふ、坤なるは地なり、万物皆養を致すなり、故に役を致すを坤と曰ふ。

書経に曰ふ、稼穡は甘を作る。暁に。甘味は百穀に生ず。穀は是れ土の生む処なり。故に甘は土の味と為す也。

註 蔬は離れの文であるか詳でないが朱子の説と考える。

春秋繁露に曰ふ、土は火の子也。五行土より貴トウトキはなし。土の四時に於ける命ずる所無きは火にすして功名を分つ云々。

以上の外、礼記・神枢経・内経・史記天官書・漢書・淮南子・白崔通・三礼義宗・等々引証する煩わしさに耐えないが、中華の文化では天に配し地を陰性とし五行説の上でも天に配されているので、非常に尊まれて軽率には扱ってはいない。従って火の子と言っていて夏の陽気の盛んな土用にも天の陽に対し、水温の陰を重要と考えたのは妥当な結論で、土用の車水と言う言葉が生れて豊熟を生じたものと思う。

(未 完)

(付 記) 故郷の風色には冒し難い生活の権威あるものだ。御飯を焚く時に起る釜底の煤烟の焼け具合・夜

用達に行く時の注意・日没後草履を卸す風儀・幼児の夜泣き・果樹の木守りの縁由・麻の刈甸・等存知の方は
ご教示被下さい。

（続々）昔話し故郷の風色

片山 隆三

第九段 かみこ（音なしかみ・花井紙）

紀州で生産された紙の利用・名称は大よそ左表のようであった。

（名 称）	（産 地）	（用 途）
高野紙	古沢・笠木・神谷	仏典経巻・笠紙・障子紙・学習紙等
保田神	有田郡保田村	笠傘紙・漆器胎用仙華代用
大黒紙	日高郡藤井村	障子紙・学用紙・明治初期官公署用紙
花井紙（二名音無紙）	東牟婁郡屋敷村花井	証文・学用・障子・紙帖・衣服・笠紙等であった。

以上が私の記憶に残っている。誤認もあるうから精識の仁は補修を加えられたい。今これらの事項から思い

つくまゝを誌してみよう。先ず、花井紙はウス様は寝室用とハナ紙懷紙用に製紙され、寝室用は子供であつた

ので使用したこともないので判らぬ。懷紙は茶の流行した徳川期には重要な産物であつたらしい。一折（二十枚

が金一分二分とかで）として大夫（最高の遊女）への進物に用いられ、神社参拝の節、御手洗の手拭きに用いられ

た。だから天皇家の熊野詣では、しばしば貴顕に京進された。有名な熊野懷紙の名績は複版本しか見ないので紙質も簾の編制もどのような紙を用いているのか知らぬが、高貴の贈りものであつたのだ。

亦このウス様は、菓子・筭・櫛・玉。髪挿等の包紙に使われた。厚用は金札に使われた。徳川藩庁では他

国に搬出することを禁じたほどで、透しスキの模様入り等も製出された。この紙を鞆モんで背中に張りつけると

札は容易にはがれなかった。紙帖シテヨウ つまり蚊帳に作り、衣服に作ってカミコと呼ばれていた。

カミコは「勿体なや祖師はカミコの九十年」と句仏上人の句であるが、明治前期では陣羽織の裏地に使われ、

博徒の私斗には肌襦袢に用いられた。これは汗とか水で湿ると刀槍も余程研磨してないと破肉に及ぶ傷害は

与えられないと信ぜられていて利用も多かった。私の叔父は日清戦役に威海衛イイエイの激戦に参加従軍した時に支給

された防寒具にこの紙子の防寒衣があつた。日記に某日防寒用として紙子を給せらる暖しくと卒も喜ぶとあ

った。彼は一等看護長として准士官の待遇をうけていた。私は朝鮮から引揚げの時、記念すべき遺品として持ち帰ったが、二八・七・一八の日高洪水以来その行方はわからない。日清役は日本国民がドレダケ苦斗したかの資料である。苦勞しない近衛・東條の輩は戦地にまで慰安婦の名で女性をつれてリキミ返っていたのとは訳がちがう。

このように音無紙は強靱であつたのは繊維だけでない、当時の楮と云つても天然のものだけでなく楮・梶・山桑・三又等は繊維資料として用いられ、古麻布・古布類も使われたものと思う。糊付材としてはトロロ葵・のりのき・うりのき・あまちあの木等の樹皮が多く利用された。就中天然に多いアヂサイが多かつたであろう。

註 アヂサイの一種で粘着度の強い灌木

解絮^ヅにはハイノキといわれたフ克蘭ジヨの灰が純良で用いられたと思う。緊追用の小槌は馬^{ウバ}目^メ樫^{カシ}で打盤は樺・七葉樹^チ等であつたろう。土産も多く産出した。

チリ紙という名の紙は厚手の紙で、繊維の繊維の打搞が十分行われず、表皮の靱皮部等を不純のまゝ固着材を多量に使用して本の表紙・包装用に抄紙されて文^{二八〇四}化以後建築が驕奢に流れて来て壁の塗布に皮チリの継ぎように使用されたのでチリ紙というのが名の起りで、壁・漆喰の亀裂防止に用いられ、花井のチリ紙の需要は多くなつた。今でも二・五分の余削部をチリと称するのは本来の名称であつて、麻布等用いるのは近世麻・麻布の産出が多くなつてからの事で、京都大阪辺の大寺の土壁に紙を以て建設したものもある。何れも明治以前の構造に多い。

第十段 浮き島

宮井の動く島は註記に詳記したから同じ島でも浮ている島を紹介しよう。

うき島は新宮市では有名な溫柔境として知らぬ人がない位あらわれている。五十年位前はまだ降雨期には過湿の沼沢状で、沼の中に出来たトラランブラント震地とも云う殖生のある浮巢が風のまに／＼に岸から岸へ動いていた。殖生は種類も多く私の調べたのは松と杉であつた。直径も一尺五寸で高さは何れも五十五六尺、三十五六年生までは伸長生育も径肥大生育にはこれという特異なものはなかつたが、伸長生育が急に低下し、一年に五寸位しか延びなかつたのは地盤が軟弱で大体の本体は根元二三尺から八尺位泥中に没入していた。幹材の色沢は良好で杢理も通直美麗であつた。この島のある沼は通称イノドと呼ばれていた。藺の戸という字を書いていたのであろうが、藺沼とも書いてイノドと通じていた。

沼は東北方西部は市の広ツノと呼ばれる洪積層の端部にか。新宮川の大手に切断された地形によって囲まれ、常に水を湛えて五畝歩位の天然原始林を作っていた。私が新宮町長遊木保太郎氏から林木二本の払下げを受けて、新宮の町の青年同志会長玉置千代栄（註Ⅱ西村伊作氏夫人の岳父）の好意やら浦木茂芳氏・長谷川材木店等の援助を受けて、資材を採取して樹幹圻解・生育解析・幹材含有鉱物の分析を行ったが変異を認めるものはなかった。

この記録は朝鮮中央試験場へ遺してきたのでウロ記憶によって記述する。この浮島は直径二尺から高さ五十六尺の林分が浮き生育を遂げ、風のマニ／＼今云う浮き島生態を作っていた。世界にも珍しい湿泥地林分の一偉観であったが、今では周囲が埋立てられ浮いているとも見られない押し込まれた林分となつて天然記念物に指定されている。

註 私の誌したものでは山林読本に書いておいた。

第十二段 島が動く話

熊野川は水源を東支川を北山川といふ、西を十津川と云い、瀨の下流宮井（ミアヒ）で合流して熊野川と名づけられる。合流の処に一個の大きな島がある。亀島とか呼ばれている。大体この辺の言葉は別してゾンザイで、宮井というのも昔は水合（ミズアイ）が多分明治維新後宮井に代えられたのであろう。名前を変えたからと云つたとて現形が変わったわけでなく、水合の方、はるかに応化したモットモな名である。動くから亀島、恰も亀の格好のように見える。

註 この目測の上手な職人は木曾の尾形松之助という出材日雇であつたので、その設計は確実元綱^{モトツナ}の一寸半のロープでさえ二間と余るものを用意しなかつた程で、十津川の河出しでは優れた技術者であつた。昭和の始め頃、浦木茂芳さんから話のあつた時、私は東大利用学教室の西垣晋作博士を推薦した。西垣さんは四二年出の林学士で動体理水学者であつた、大和出身の土倉林業王の一族である。だから西垣さんの設計で尾形松之助翁の現場主任で止場^{トバ}か網場^{アバ}かを構築したら優秀な文化遺跡が出来たらうに、その後の成りゆきは聞かない。因みにこの四十二年組は三七八九の高等学校四〇から四二年が大学で錚々たる傑物の集まりであつた。法科の穂積重遠・鳩山秀男、医科の三田村得四郎、特許法の中松真卿、林学の藤岡、農科の鈴木・薮田の諸学者の輩出したのは高等学校時代の勉強の真剣な打込みにあつたのだろう。

この島の名は失念したので不慥であるが、亀岩とか亀島とか云つていたように思う。島を歿するほどの、大

低平水より二十尺位浸水し、二三日して減水して姿を現すと幼児は「オトウ、亀岩が泳いで行ったヨ」と云う。父「何が、岩が泳げるか。岩が水に入ったら沈んでしまおうわ」と云って取り合わぬ。幼児はそれでもまた目撃したところを訴える。

だけど亀の尻尾は見えるけんど頭は水の中につつこんでいる。大分上の方へ泳いで行ったと考えている。じつ、岩は上流の方へ五間ぐらいは位置を代えている。洪水で上方の砂礫が流されて上方に向かつて移動し易くなり、減水によって岩の基部の砂礫が流亡して下方へ滑動するので、一年に何回か移動するが如く目載されるので、幼児の肉眼測定も確かなものである。一寸敬服出来る話である。

第十二段　さんやそば（川辺町山野）

何時頃賣り出したかは知らないが、明治末期頃までは東京で更科生そばキといっていた。結局は色は成程黒いけれども男泣かせの取り廻しの上々を謡っていた。西川女郎衆の風情を風詠した唄であった。山野は大阪でドウイウ風に修辞されたかは知らないが、想像するに

紀州山野は山畑ドコロ

作る山畑そばいろ黒い

たとえいろが黒ても　かおりも味も　情ナサケも深い

註Ⅱ色によらない、花序に従って完熟未熟香の高い腰のある甜味の味が賞讃される。

正調を知る粹人の補整を希望する。

第十三段　たんきり（南部町南部）

「たんきり」という菓子の名前は今のマスコミには向かない、吾々でも一寸汚い感じが念頭に浮かぶ。南部から高城・清川へかけての山の芋ヤマノイモ諸口の製粉は富田の製法を伝承して精細であった。この生粉を南部は勿論この山間の天産蜂蜜をもって捏ねて自然乾燥したタンキリは鎮咳用の効果が高かった、オットセイ飴のように需要された、よい菓子であったが今は亡びた。

註Ⅲこの菓子の名前は口に入れる物の名前としては不潔である。もつと艶をもたすか数奇な名をつけると是程フリムペエドの菓子も珍とすべきだから手頃土産物として愛用されようと思うがドウカ。

第十四段 大あめの魚の怪

東牟婁郡東南側を南流する熊野川の支流、楊枝川に、本流に合流する処から三里位の所に大きな瀧がある。滝壺は物凄くドウ／＼と落下している。ひと口に云えば継ぎ二間材と云えば長さ四間ある長材木である。これが滝壺をぐる／＼まわる程で深さもこの四間材が苦もなく沈み切る淵をなしている。村の人は茲を此川第一の魚の鯿り場として釣場にしていた、魚が多いので誰れ云うとなく主がいる、それで家来が多いから魚が多いのだと。中には見たものあるかとの話も出て誰さんが見た、丈は二間もある大きな美しいあめの魚だという。大体この辺でアメノウオの大きなものは美女に化けると曰われる。よく炭焼小屋で男一人暮しをしていると夜分時たま美しい年増女に訪ねられ、その夜マンジリとも得ずに美女と焚火を囲んで夜を明かしたなどと云う話もある。

処がある夏、村の鵜匠達は一つ七ツ子の鵜の初漁にそのアメノウオ取って山稼衆の稼ぎよいようにするものも人助けの善事と考えて鵜を手入れしていた。とアル晩、奇麗な神女が現れて、妾はお滝さんに奉仕する神子だが、モウ二百年にもなるが楊枝の薬師さんのおりゆさんとは友だちで仲がよかったのだがお柳さんはきりよしで京の三十三間堂の阿米ダさまの御目にとまり、棟木にえらばれて上仏し、今では世界一の伽藍の棟木となり皆さんから信仰されている。私は年寄ったゞで代りの跡つぎもなく、今度鵜匠家から七才子の初漁に何匹かの鵜と格斗するのは罪の深いことだ。ドウゾ鵜を入れることは思い止まって下さいとサメザメ涙を流しかきくどく夢を見た。

その鵜匠は熊野川でも有名な漁人であつたので止めようと思つて同僚に話したが、あしこにそんな主がいたんではコチトラ飯の食い上げだ、オラ達モーパシ手助するから是非あの滝壺で鵜飼の出来るようにしよべえないかと必死の主退治にきまつた。七才子の若い元氣な鵜を六羽まで取揃えて意氣軒昂たるものがあつた。

だが其の結果はよくなかった。始の一羽を入れたが訳もなくアメノウオに手ひどく傷めつけられて浮び上つた。次に二羽を入れたが相当格斗したらしいが逃げ帰つた。鵜の新手として残りは四羽だ、一羽は七年も手塩にかけた子同然の子飼いだ、ことによると今生の別れになるかも判らぬと悲凄な決意を以て鵜匠の衆神の鵜殿明神を念じ上げた。四羽は交る／＼息を入れては潜つては奮斗していたが長時間の後一抹の赤い血の氣をひいた。鳥共も疲れ切つて鳥舎に引上げたが三羽は回復せずに死亡した。一羽は鵜匠のものであつたが、何だかエゾイていたようだか白いアヒルの卵よりの玉を吐き出した、アメノウオの眼玉であつたのである。

鵜匠はウツウツとして娛まず三日は物も食わずに過ぎた。その日滝壺から一町ほど下手の曲淵に二間もあつ

たというアメノウオの眼球を穿ち抜かれた死屍が浮び上った。

このことがあつてから六蔵は本宮さんへお詫びに参るといつて住舎スマイヤを出た、それから姿を見ない。或人は山丈へ参詣したら洞川で逢ったとも云い、いや天ノの川であつたとも伝えられ、噂で定かとは伝えぬか、鵜殿明神は漁はナリワイだから仕方ないが主ある渚で飼うことはならぬといわれたそうで、この川では今でも鵜は使わぬ。

註Ⅱこの一篇は私の聞いた話を潤色したものであるが、明神のお告げに鵜を使って魚を漁することは、只の虫ケラの命であつても大切にしろ、モット愛情を持つてやれという訓であらう。今でも漁はしないが平和である。恐ろしいのは軍需である。斗争心の頑固さだ。亜墨利加も遠い西独まで世話を焼くのはドウかと思う。乞一考。

第十五段 大うなぎの怪

大うなぎの怪は諸国のうなぎ話によく聞く。江戸でも、東京でもあり、長野でも・加賀でも・宍道湖シノジコでも・柳川でも、話の筋は大体似たり寄つたりであるのは、作者が後から一人で潤色を変えたものであるう。

私の聞いたのは伊勢の多度山か東濃中津かであつたか、或は熊野川筋であつたか、或は竜神あたりであつたかも知れぬ。何分古いので所がボンヤリしているのうなぎ説話に相応ツカわしい。

大うなぎで名を得ているのは西郡富田であり、朝鮮では済州島で、大体五六貫匁止りの蟹クヒと呼ばれる図体の大きな割に食味の下劣な下手物である。この方は捕魚か料理に際して誤つて手とか足とかを怪傷ケガしてうなぎの生血と違和して悪病に患サカバクかつて、悪病に斃れるか行方不明の末路を持つてゐる。

このような処は大低人情は索寞サカバクとして斗急好きで、うなぎの容姿に添わない情味の豊かさもなければ艶麗さ柔擲トさもない。

六兵衛さんはも早還曆も疾うの昔に過ぎやがて七〇にも手の届く年配で藪六と呼ばれていた。私達はヤブ六という呼び名の謂われはよくはしらぬが、放屁の名人だと思つていた。屁六さんがベー六に、ブー六がヤブ六になつたものに考えていたところ、豈計らんや藪六は本姓藪井六兵衛からの俗称であつたことを知つて——皆で笑つた。それにしてもヤブ六の屁は有名で六兵衛さんに腹のドコを押さえると色んな音が出るかと不思議がると、六兵衛さんは面白がつてブーヒューピュー等と鳴らした。誰かが学校のオルガンのようだと云つたら、当時の小学校は余程経済の豊かな町でないとドノ小学校（註尋常・高等に分かれていたので）にもあつたわけで

もなかったもので、皆が手を叩いてソーダ・ソーダと囃した。六爺はオルガンじゃない、風琴ぢあどブーブーブーと鳴らした。今と異なつて誠に節素でなく貧弱であつた。六爺もその頃流行した高松市千貫堂の賣り子が風琴を鳴らし鳴らし唄つたのは千金丹の呼賣で童幼の興味であつた。だからオルガンと云うより風琴としゃれた。

ウマレは讃州高松市

千貫堂の千金丹――

とかくすりの効能を印刷した紙片を貰うのも楽しかつた。唄ものどかで全般の風景も静かで美しい。

話は本筋から外れて恐縮だが、この六兵衛が大うなぎを取り逃がした話はこうだ。

伊字もまだ初年頃の事、熊の川の桧杖の渡の上手で大うなぎを掛けてやつと引き上げる間に脚を滑らして怪傷をした。こんな出来事でうなぎを取り逃がしたのだが、うなぎも相違の怪傷をしたらしい。長さは一間もあつて一升瓶ほどの太さで足なんぞ噛まれたらチ切れてしまうほどであつた。六兵衛はそのケガが元で長い間病つて癒つたというが少しはチンバを曳く。

うなぎと人間の血は異和するから毒だといわれた。それで或る所の若衆は釣り上げたうなぎが手に巻きついて仕様ないのでうなぎの頭にかみついたらうなぎもその若者の舌にかみつき血のとまらぬまゝ病ついて長病いで死んだという話だ。

註Ⅱ取り押さえにくいからといって鰻の頭へカブリ付く等は人間のすることでないから訓しの一小話であつたかとも思う。

このようなウナギの怪談は何れもウナギの出血と漁人の怪傷が交りあつた話である処に教があつたのでないかと思うので引合いに出した。

動物に関する童戯口唱

芝口 常楠

今までこんなものを蒐集し研究したものを見ないので、御坊市付近におけるものを集めて見た。以前は今日と違って童達の唱歌や遊戯に恵まれず、児童は多く動物や植物の自然に伴侶を求めたものである。男女による親しみの厚薄・年令による好悪・以下掲載の童戯口唱によつて御推考下されたい。

(一) 哺乳動物に関するもの

▽ 狐の目・狸の目・くるつと廻つて蛇の目。(又、にやんにやの目・又にやんこの目)
にやんにや・にやんこは猫のこと||指で目尻をつり上げて狐の目、目尻をさげて狸の目、目尻にて円形

をえがき、目尻を鼻の方によせて丸くなるようにして蛇(又は猫)の目をする。

▽ ワイワイ狐にわりこと(悪いこと)しよう(ワイワイは雌狐の啼声)

コンコン狐にことつけしよう(コンコンは雄狐の啼声)

▽ 牛もう鼻きれ 親にせわやかして、まだもうもう よ(又、親にごう「業？」やかして……)

▽ 馬出て来い、牛出て来い(又、牛出よ、馬出よ)

老松の幹を拳にてたゝくと表皮が剥けて或は馬の形をしたもの牛の形をしたものなどの出てくるのを喜ぶ。

▽ 馬の腹たゝけ 豆食わしよ——(又)馬太鼓うて、豆やろう

昔の地方の馬は去勢していなかったので時に陰茎を出して腹をたゝくのを見る

▽ 猿三匹生んで 一匹死んだら皆死んだ

▽ 猿の尻ぎんがりこ

ぎんがりこは蘇鉄の果実で、色といゝ形といゝ猿の尻に似ている

▽ ひさ子猫の子、糸ひきガツタリコ（久子さんをからかう）
 ▽ 猫鼠取りや、鼯が笑う
 ▽ 鼯コトコト赤い顔見せよ、おーれも（自分も）あした見せてやろ
 ▽ 鼯のおいさん（おじさん）ちよいと顔お見せ
 ▽ 鼯が簞入り鼠が簞筒さげてすまっこ（隅）へコーチヨコチヨ
 ▽ 蝙蝠こーい草履やら、一足三文で買うてやら
 ▽ 蝙蝠こーい草履やら、草履いらにや（いらねば）草鞋やら
 ▽ 蝙蝠来い草履やろ 草履いらにやはだしで来い
 ▽ 蝙蝠来い草履やろ 雨になったら下駄やろう
 ▽ 向うの山から猿三匹跳んで、先の猿は物知らず 後の猿も物知らず中の猿よう知り居って、鯰川へとび込んで 鯰一匹へさえ（押え）て手で捕りや可愛し 足で捕りや可愛し 口にくわえて引出して、としみ（燈心）でくくって、線香で荷て、堂の前へ持つて行て、キチキチと切って、グツグと焚いて、一切食やうまし、二切食うまし、三切目に尻へ（ひ）つて、大黒様へ聞えて、一に俵ふまえて、二にニッコリ笑て、三に酒造って、四つ世の中よいように、五ついつもの如くに、六つ無事に息災に、七つ何事もないように、八つ屋敷を拡めて、九つ米倉建てならべ、十でトンと納った。

（二） 鳥に関するもの

▽ からすカア／＼鐘屋の鐘たゝけ、とんびトウ／＼戸屋の戸たゝけ。
 ▽ 烏カア／＼ 鳩家も焼くら、鳶トウ／＼父屋も焼くら、早よ往んで水かけよ。
 ▽ 烏カア／＼ 鐘屋の鐘たゝき鐘がないとて戻って旦那の前に腰かけて
 （続きの文句あると思われるが不明）
 ▽ 烏カア／＼ 柿やると、鳶トウ／＼とう（？）やるぞ。
 ▽ 鳶舞え／＼ 杓一杯水やるぞ。
 ▽ ふるつく（梟）フー／＼、あすも天気じゃ糊つけ干せ
 ▽ 尻ふりお松 尻ふって見せよ

セキ
レイ
鵲
鳩

尻ふりお松 尻ふつてかごめ（屈め）

お松尻ふれピッピッとふれくクチ

つばくろ(燕)土食て砂くて口しーぶい(洩)

燕は巢を営むために土や砂を口ではこぶ

ねんねこ山の雉の子、泣いたらお鷹につかまれる

雉は啼くことによつて所在をしられる。泣く子に対する子守の歌である。

コケコーの雌鳥は頭に毛がの（無）て おさぶ（淋）いよ

雌にトサカがないことを云う

鴟虫やろう　槇の実もつて来い

槇の実は大槇の実で味よし

雀
雀皆来て踊れ

雀百まで踊りは忘れぬという諺の通り雀の踊りは有名である。雀の踊りというのは雀の歩行は左右の足

を同時に動かして踊るが如くみゆるをいう

一筆啓上仕候

頬白の聲はこのよう手紙の前文口上を早口に云うことに似ていと云う

舌きり雀 お宿はどこよ

舌切雀のお伽噺によつたもの

こつちゴザ(此方)の裏のちしやの木に、雀が三匹止トーマつて、一羽の雀の云うことにや、ゆうべ貰モロうた花嫁御ハナヨメゴ、疊

三枚莫蔭三枚カナ合せて六枚敷きつめて奥の上間に据わらして金欄緞子を縫わすればチラリバラリと泣

きやんす 何が悲しゆて泣きやんす(以下略)

この口唱、全国的に流行したようで、義太夫「伽羅先代萩」にも取り入れられて、千松の歌うところが

- ある。この歌地方によつて文句に小異がある。
- ある。
- ある。

ちしやの木というのは牧野富太郎博士によればえごのきのことでこの辺でもちしやのきといっている

傘の轆轤の製作に用いられる。

(三) 爬已類に属するもの

▽ 蛇よわれの指くされ、われの指金^{カネ}じや

蛇に指させばその指がくさると云われ、もし指さした場合には指を銜^{クハ}えて三度廻るまじないをする。恐らく之もまじないの詞であろう。

▽ おれ通る道に長いものあれば 鉄の棒でどずくぞ

長いものは蛇のこと、長いものには巻かれよとの諺もある、又長物^{ナガモノ}とも云う

(四) 両生類に関すること

▽ 蛙ビヨコくピヨツピコリ、合せてピヨコくピヨツピヨコリ

(五) 魚類に関するもの

▽ 親をにらんだその罰で せなかに目のある鱗^{カレイ}の目

▽ どんばいドンドン蝦^{エビ}よんで来い 蝦よんで来な(来なければ)この川三年ようおかん

ドンバイはメダカの方言

▽ どんばいドンドン蝦よんで来い 蝦よんで来な此の川三万三千三百三十三年ようおかん

▽ どんばい蝦どん呼んで来い、蝦よんで来な此の川三千三百三十三里通しやせん

(六) 昆虫に関するもの

イ、トンボ

▽ おーびやんま こーびやんま めんたに敗けて逃ぐるじやないか
めんたは雌のこと、たは方言の接尾語

▽ こーよしやんま そっちは雄と こっちは雌と めんたおやまに敗けて逃ぐるじゃない

▽ あぶらめんに チャッキリコにгонせ こーよしやんま

▽ あぶらめんに 雌のやんまの翅の茶褐色に油色をしてくるもの、之を又上てりという

▽ ひーごにгонせ おにごにгонせ、そっちの水は洪ふいワ、こっちの水は甘まいワ

▽ びーご又ひごという、雌雄の連なっているもの

▽ しげし来いやんま来い、おれにかやらな くそとんぼ

▽ しげし ？ かやす ？ 雌をおとりにして雄を誘いとらえること

▽ おーやんまかやれ、あかいろのおめんに敗けて逃ぐるじゃないか

▽ あかいろ ？ 雌の翅の赤色に照っているものを云う

▽ おーしらやんま そちらは雄で めんべに敗けて 逃ぐるじゃないか、あかいろのひーごにгонぜ、おにぜ

▽ にごんぜ、そっちの水はにがいぞ こっちの水は甘いぞ

▽ おーびやんま こーびやんま つれにひかれて、こーびやんま

▽ おーれに かやるは昼やんまシュウく

▽ とんぼとんぼ つるんでおちよ これから先に道はないど

▽ とんぼく 帰って来い、つれがまつてるわたしのそばに

▽ ローくろんばい いろとんぼ、この指たからなヒラギツチヨン

▽ ローろんばい どうとんぼ、この指たかれヒクギツチヨン

▽ どうとんぼのどは卑称

▽ とんぼく この指たかれ 蠅とって食わしよ

▽ とんぼ来い 蠅やろぞ、黒いもの先にちよと止まれ

▽ とんぼく たかれ 蠅とって食わしよ

▽ とんぼく たからにやたからにや殺す

▽ たかるは集まることなれど、こゝでは単に止まること

▽ あかとんぼ 尻ぬけ唐辛子

▽ とんぼ来い 蠅やろう 黒い毛の先に ちよいと止まれ

ロ、螢

▽ 螢来い樽もって来い、行灯アンドの光でとんで来い、あっちの水はにがいぞ、こっちの水は甘いぞ。

▽ 螢来いチンチンチロチロ来い、あっちの水は苦いぞ、こっちの水は甘いぞ、天の川の水飲ましよ。

▽ 螢来いチンチンチクチクシヨシヨ、あっちの水はにがいぞ、こっちの水はあまいぞ

▽ 螢来いチンチンチクチクシヨシヨ、あっちの水はにがいぞ、こっちの水は甘いぞ、簀きて笠きてとんで来い。

▽ 螢さんチンチンチクチクさん、あっちの水はにがいぞ、こっちの水はあまいぞ。

▽ 螢来い、さる虫来い、行灯アンドの光でとんで来い、雨がふったら簀きて来い。

▽ 螢こい、さる虫来い、あんどアンドの光でよつよつびびと来い。

よつよつびび 夜通し

▽ 螢来いさる虫来い、あんどアンドの光でとんで来い、あっちの水はにがいわ、こっちの水はあまいわ。

▽ 螢来い山口さん（又、谷口さんとも云う）あんどアンドの光でとんで来い、あっちの水はにがいぞ、こっちの水は甘

いぞ。

▽ 螢来い水やら来い。あっちの水はにがいわ、こっちの水はあまいわ。

▽ 螢さん山口さん、あんどアンドの光でとんで来い、ヒツコイヒツコイく。

ハ、はたはたおりおりむし

又、はたはたはたはたの方言もあり、主としてしし・ううりり・うう・うう・ばば・たた・きき・ちち・きき・ちち・ばば・たたである。後肢の脛節を指間

にはさんで持つ時は、体を前後に動かして機を織る形をなすを喜ぶ。

▽ はたはた布おれ 親にも子にも織ってきせよ

▽ はたはた布おれ 親にも織って着せよ。

▽ おきち布織れ 機ハダ買コて来い

▽ はたはた布おれ 織らねば殺す

▽ はたく布おれ ピンコシヤンコ。

▽ おきく布おれ 一反織一反つたら休め。

▽ おせん布おれ、一反織一反つたら赤いべべ・着キしよぞ。

べべは衣服の小児語

▽ おきち布おれ、ばった横まけ。

横まけは横糸を巻けということ、梭の中に入る小さい管クダに巻くのである。

▽ おうめ布おれ、赤いばい着せたら。
 ばい●は●べ●べ●と●同●じ●く●衣●服●の●小●児●語●、●着●せ●た●ら●着●せ●て●や●ろ●う●。
▽ おなつ布おれ夏越きたら赤いべべ着せてやろ。
▽ おきち布おれ 機一挺ろぞ
▽ おきち布おれ 盆に帷巾買てやろう
▽ おきく布おれ 一反織つたら休ましてやろぞ。(又 おさん布おれともいう)

(二) その他

▽ 七里蜂むかでのこわいもの
 七里蜂とはすずめ蜂類の総称で、敵を螫すために七里の道をも追い来るとてこの名あり
▽ 蜂さいたら子捕まるぞ
 蜂といえは普通あしながばちの類をいう
▽ 一がさいた、二がさいた、三がさいた、四がさいた、五がさいた、六が……、七が……、蜂がさいた。
 子供が二三人よつて最初の者が甲を上にして手を出す。次の者が先の者の手の甲のヒフをつまむようにして手を重ね二がさいたという。次の者が三がさいたといゝながら前の者の如くし、順次手を重ねる。
 八がさいたという時には前の人の手の甲を抓んで(ツネッテ)蜂が螫したとたわむれ遊ぶ。
▽ 蟻よ来い、どもよんで来い、一の大將も皆よんで来い。
 子供に親しみのあるものは赤蟻と黒蟻とである。どもは頭部の大きい兵蟻を云っているようである。
▽ 蟻よ来いどもよんで来い、一の旦那も皆よんで来い。
 、一の旦那さん先きよんで来い。
▽ 〃 〃 〃 旦那も下女も皆よんで来い。
▽ 拜め蟪蛄(かまきり)拜まな殺す。
▽ ちよ●ぽ●出●て●来●い● 出●て●来●い● ちよ●ぽ●出●て●来●な●子●殺●す●。
▽ ちよ●ぽ●出●て●来●い● 出●て●来●い● ちよ●ぽ●出●て●来●な●子●殺●す●。
▽ み●の●じ●出●よ●く●尻●ひ●ね●る●ぞ●

みのじーも蓑虫である。

▽ あぶ綿いくら一ぶん。

こゝにいう蛇はしおやあぶの雄でその尾端に白色の毛塊があり、これを綿に見立てゝいうのである。一

ぶんは一分で昔の金銭上の名称で飛び立つ時の翅音にみかけたのである。

▽ おまあ ちゅんちゅくさん 尻へ箆つけて糸ビービービー

同じくしおやあぶを云う

▽ まい くこんこ ちりこんこ 目もうたら 灸すよ

まいまいこんこは水面に円をえがいて泳いでいる水すましのこと。目もうたらは目まいしたら・目が眩

んだらの意。

▽ こじよ こじよきさをモリ守せしよ 親おそかったら爪鉄砲でパー打つ

こじよはこじよのこと、こじは子蝨よは呼かけの助辞であることを、こじよと詰めて云ったのである。は正しくはきさきさで、御坊付近ではきさ、又きさじ、又きさぜという蝨の幼虫である。

爪鉄砲は爪でつぶされることで、パーと打つとあれどパーと打たれたの意である。この蝨はころもじらみ。

▽ こじよ こじよ さきモリ守せしよ もしおそかったらお爪にあつたと思えよ。

▽ きさよきさよ こじよ守せよ おかん重山へ参ったらお爪にあうやらわからんよ。

きさとこじよの関係 前条とちがつているが、ふみのあしらわし方がわるいのであろうか。おかんはお母さんのこと、重山は由良町吹井にある山で以前は参り所があつた。この口唱は由良地方の

もの。

▽ ども なら八百丈二尺 頭のしらめは五升五合。

どもならは腕白児のこと。八百丈二尺の意は不明、しらめはしらみの方言、こゝではあたまじらみ。

(三) 甲殻類に関するもの

▽ かに どんかにどん じよじよ草食わんか。

じよじよ草は女郎草で通名かもじぐさ、女兒この草の葉とつて束ね、細く割って手に之を揉ちば柔らか

この草の葉を糸にて縛り蟹を釣るに用いる。

●か●に●ど●ん●か●に●ど●ん●食●い●つ●け●
●乙女オトメも呼んで来い。

かにどんかにどん
そさいすけよ
乙女も呼んで来い。

そ・さ・い・す・け・の・意・不・明・、・書・き・誤・り・が・あ・る・か・。・す・け・よ・は・好・き・よ・な・ら・ん・。

わらび、ぜんまいなぜ腰かがんだ、親の日に蝦食で　とと食て　チヨイと腰かがんだ。
●●ととはさかなのこと、親の日に父にかつた縁話となっている。

(四) 軟体動物に関するもの

▽ 烏賊イカにも章魚タコにも足八本。

烏賊には他の足より細く先端のみに吸盤を有する二本の足があるので足は十本である。足のことを又腕とも称する。

▽章魚の足いぼいぼ 牛^エの糞だんだん

▽ でん ● ● ● 出 ● ● ● よ 出 ● ● ● よ カタツムリ おば家も焼くら おじ家も焼くら。

でんでは蝸牛の方言。

▽なめくじノロく何ねばる。何度もぬって何ねばる。

日置川水害報告

野田 三郎

一、はじめに

〔一九五八年〕昭和三十三年八月、台風十七号による日置川・古座川地方の水害は三川ダム（殿山発電所）・古座川ダム（今発電所）ダム・ゲートの操作に問題ありとして全国的な注視を浴びた。このことのために、県内での動きをみてみるとダム貯水の放流と被災補償をめぐる紛争に終始しているかにみえて、最も科学的な、冷徹な調査と結論の公表をきかない。

災害直後、逸早く赤峰倫介君（日本地理学会災害研究委員会主査・農林省農業総合研究所員）から調査報告を依頼され、併せて両者の主張を証された十月はじめに予定されている学術会議での発表をすゝめられた。

紛争当事者間の利害対立の関連外に立って、当時の自然現象の事実と紛争当事者の主張点を加えて、全年十月四日、富山大学で開かれた日本地理学会秋期学術大会に報告し、災害学術委員会の討議に付した。

十七号台風問題は、以来三年を経過したが、その間各地にダム（註＊参照のこと）と洪水の問題が論議されるようになってきている際、日置川水害の問題の実態すら失われることをおそれ、前記大会で発表した記録をわがつことにした。（「地理学評論・昭和三五年三月号参照」）以下がその実態報告であり、題名の内に、古座川水害の問題をも包含してある。

二、17／58 台風による日置川・古座川水害

（註 上記分数の分母は一九五八・分子は台風番号」の記載例である）

（1）前 お き

和歌山県区内観測所の「気象観測月報―八月号」が九月末に(当時)いまだ発表されないで、当時の気象変化の状況を、いま掴むことはできない。
得られた資料は奈良地方気象台―台風十七号概報」と御坊観測所の時間よみを

本とした。「台風の経路」

(A表) 17号台風の「紀伊田辺」に接近した時間経過						
日・時	気圧=m b	速度=K	方 向	秒速=m	北 緯	東 経
25. 3	970	20	N~NNE	45	31°25′	133°25′
25. 6	960	20	N~NNE	45	32°10′	133°40′
25. 11	970	15~20	NNE	45	32°40′	134°10′
25. 13	970	25	NNE	45	33°05′	134°30′
25. 14	970	15	NNE	45	33°10′	134°35′
25.17 40分	976*	(田辺海上保安部観測)				
26. 6	1000	40	NE		37°05′	137°55′

(2) 十七号台風が紀半島に接近した時間経過と位置はNHK気象通報で流したA表の通りである。

御坊観測所の自記気圧計(一日巻)が示す読取りでは、「二五日一八時・九七八ミリバル」*(B表)で、A表に一致する。

奈良気象台の概況報告に「白浜―御坊間に上陸」とするのは誤りで、台風情報第四号で「白浜南方に上陸」とするのが正しい。白浜・田辺から御坊寄りならば日高川、殊に富田川(ひどい天井川)が平穏ではあり得ないからである。

(3) 強・豪雨地域裁定の困難

日置川・古座川系の日置・市鹿野・串本・古座・七川の区内の観測所の時間雨量を知るとえば上記が明確になる。御坊の時間雨量はB表の通りである。

二五日一四時鹿野野で二〇〇mmと推定され四メートルの増水である。

註* 三三年 筑後川の夜明けダム問題

三五年 秋田県雄物川支流・神代、夏瀬両ダムの放流による角館・大曲

水害

〃 年 京都府天若ダム放流水害

(4) 知られる降水量

二四日朝(二五日二二時の速報では、大台ヶ原(六七七mm)・富田川水系の大塔村近露で(四五六mm)・栗栖川(三四七mm)・熊野川町での増水は八・四m(警戒水位四m)に達した。この水系の集中雨量は、日置川・古座川水系の水源高処に

(B表) 御坊測定所「自記気圧計」読取						
25日/時	天 気	平均風速	風 力	風 向	雨 量	気 圧
25日 9	雨	3. 2	3	SE	2. 2	1, 004
10	"	3. 2	3	E	1. 2	1, 003
11	"	5. 0	4	E	0. 8	1, 001
12	"	4. 5	4	NNE	5. 0	999
13	"	4. 5	4	NE	9. 6	999
14	"	5. 5	4	NE	17. 4	994
15	"	6. 5	4	NE	8. 8	990
16	"	8. 3	5	NE	11. 2	986
17	"	11. 6	7	NE	12. 1	981
18	"	10. 5	6	NNE	9. 0	* 978
19	"	9. 9	6	NW	4. 5	980
20	"	6. 1	4	NW	2. 6	992
21	"	6. 6	5	W	8. 2	997
22	くもり	5. 5	4	W	0. 2	1, 005
				計	97. 6mm	

もなるので、両川ともこの豪雨の影響を蒙るはずである。

本年夏は干天つづきであったことと、二八年紀州大水害のような一時的豪雨でなかったことが、降水量の割に被害を最小限に止め得たのであろう。古座川水系では台風当時の雨量、ダム上流の松根で(五五二mm)・平井(四三六mm)。ダム設計は三七〇(三八〇mm)を対象としている。古老は「生まれてはじめての大雨」・「明治二二年の大水以来」とも云っている。

註 二八年の日高川に与えられた豪雨量に近似して、水禍の様相を異にする点、拙稿「昭和紀州大水害の研究」の真因追求に裏付けを得られそうである。

(5) 殿山ダム放水問題について(関電側の説明)

「放水は堰堤操作規定によった―殿山付近の降水量は四三一mmを記録した。」

「午前6時に一ゲートを開放(一秒間六〇〇トン)……これで一四時までにはダム水位を二五mから一八・五mに下げた。一六時半から一九時までに残る五水門を開放、二一時頃から毎秒三、〇〇〇トンの上部クレストからあふれ出た。満水位は二七、

五mで、約一mの増量である。」

註 平水 13^ト/秒 計画洪水量 三、六〇〇^ト/秒

「洪水のピークを時間的にずらし、量的にも押さえたつもり……一八時放水前に田辺土木出張所外関係町村へ電話連絡をした……三、〇〇〇^ト放水の二一時頃は電話連絡は途絶していた。」

(6) 日置川方面町村の言分

i 日置川町―野田地区Ⅱ六〇戸中三〇戸は屋根まで水没・九戸流失。

安居(アゴ)Ⅱ三三五戸中全半壊三三三戸・流失二戸。

主張―「高潮時(二五日一七時)もすぎて―安堵のあと二〇時を境にみるくうちに天井をつく増水……、この間わずか一時間半。」

「二四日午前已に台風接近がわかっている。溢水以前にゲートを開けて調整すべきを、最も危険な時刻に全門を開放したことは、技術的に大きな欠陥である。」

ii 旧三舞地区―「被災者連盟」を結成し「ダム撤去」を主張、これへ安居・田野井・ロケ谷・中島・寺山・

神宮寺・久木・向平、各地区被災者連盟が一体となつて「ダム撤去か、永久補償か」を叫ぶ。

iii 日置川町を中心に「被災者同盟」を結成(九月五日)「ダムを撤去し被災前の状態に完全復旧する一切の補償」を要求。

(7) 古座川系町村の言分

i 古座川町会・漁協組と提携―古座川ダムの放水に対して県の補償を要求。

(漁協組のあげた損害)―小型漁船一六隻・五〇馬力漁船二隻の流失。

「古座川口を閉塞していた中州を押し流した程である―ダムがあるからと安心して―タタミと一緒に水で持ちあげられて目をさました人もあった」と水勢の激しさを訴えている。

ii この地域の特徴として、ダム下流の住民は

「ダム放水のための被害を主張、愛瀬県営第二発電所の新設に反対」

ダム上流の住民(根松・深の川・平井各区)

道路の損壊は下流よりもダム上流の方がひどい。古座川ダムによって三千石の木材流失を免れたし、ダムがなければ下流の護岸・道路の損壊・田畑・家屋の流失はもっとひどかったであろう」と。

(8) 古座川ダム側の説明

i 二五日九時―貯水池の水量が満水位近くなったので放水を開始した―毎秒一〇〇ト
十時半―以後は毎秒六五トに落とした。

夜に入って雨量がふえ、堰堤を越えはじめたので二〇時半から毎秒一、〇〇〇 t を放水。

この放水は町役場を通じて下流へ知らされたが停電でマイクもきかず、徹底を欠いたようである。

註 明神地区―二一時半頃―高池地区二二時半頃―放水によって所謂鉄砲水を受けた。

この地区の降水量著、増時と一致して意外に強い鉄砲水となったのではなからうか。

(9) 和歌山県警本部の本格捜査

i 過剰放水による被害拡大の責任について「過失溢水罪」・「業務上過失傷害致死」容疑。

ii 捜査焦点

a 殿山ダムが当時放水しなければならぬ状態にあったかどうか。

b 降雨量・自然流量と放水量の関係。

c 放水の際、水防法に基いて下流地区に警告を周知徹底させたか。

註 古座川についても同様の調査を行う。

(10) 県警調べの結果―(一〇月二日)

i a 雨台風予告が出ていたのに、二五日は朝から平常放水に止めていた。

b 降雨のはげしくなった一八時すぎから、クレストゲート六門、オクフィスゲート六門を全開した。

c その結果、最大放水量三、三〇〇 t /毎秒をこえ、三、三〇〇 $\sim$ 四、〇〇〇 t を放流した。

ii 当時ダム上流は500 mm 近い異常な降雨で、特殊な事情から技術的な運用面の調査をまたねは下流の被害は天災か人災かの判定はできない―捜査打切。

iii 県が依頼した専門家グループの調査結果をまつ。

(前編 終)

（一九五八）一七号台風による日置川水害問題の推移―後篇―（未定稿）

前篇、昭和三十三年の「一九五八年」の一七号台風に関し日置川及び古座川のダム操作をめぐって紛争が続いているうちに、九月になって台風第二二号は伊豆に狩野川の大氾濫をまきおこした。所謂「狩野川台風」の水害である。翌三十四年「伊勢湾台風」によって台風非常襲地域に新コースを開き、5千余の生命が失われた。三十五年入って特に人工洪水の論議を起したのは前編記載の通りである。前編以降における、所謂「天災か人災か」論争を報道機関の示すところを中心に辿ってみる。

昭和三十三年中

関電では

ダムへの流入量は二五日二〇時の最高時には毎秒四、二一四トを示し、三、六〇〇トの限界量をはるかに越した。奥地の雨量が如何に大きかったかが想像される。このためダムの操作にはよく／＼注意し、全日一四時には水位を満水面から一八m下まで下げていた。しかし、その後の降雨でだんだん水かさが増してきたので、溢水時の危険をさけるためゲートをあけはじめた。それも一度に全部開くようなことはなく、水量とにらみ合わせて行つた。

「ダム現場でとった当時の処置は不当でなかつと信じている。」という基本線を一步もゆるがせていない。

被災者側は

① 九月四日、旧三舞地区で「被災者連盟」を結成してダム撤去の要求をかかげ、

17号被害状況	
死者	3人
負傷者	319人
行方不明	1人
家屋全壊	121戸
全半壊	711戸
全流失	103戸
全床上浸水	2,345戸
全床下浸水	4,309戸
非住家被害	1,303戸
田流失埋没	338町歩
全冠水	3,460町歩
畑流失埋没	62町歩
全冠水	542町歩
道路損壊	1,038箇所
橋流失	229箇所
堤防決潰	220箇所
山(ガケ)崩	75箇所
鉄道被害	5箇所
被災者概数	34,823人
和歌山県警調べ 最終統計(昭和33.8.30)	

- ② 全月五日には「日置川町被災者同盟」を設け、古座川町と提携して放水問題を取あげ、
③ 全日、古座川町に「災害対策本部」を設けて放水問題の責任追及に出で、
④ 一〇月一〇日、日置川町被災者同盟一二〇名は、福岡殿山発電所長・楯全堰堤主任の両氏から次の確認書を得た。

a 八月二五日一四時頃、和歌山地方気象台白浜気象通報所へ、中辺路町高原政城山のロボット観測所の雨量を確かめようとしたが、通信線が途絶え連絡がとれなかったのは遺憾であった。

b 台風一七号の状況下で最後まで下流域と連絡に努力したが、できなかった。

c ダム放水口の最後の三門は通信線不通のため通報できなかったので独断で開放操作した。

被災者側が補償を要求して訴える争点は

- ① ゲート六門を開けた時、下流水位がどれだけ上がるか、会社側は研究していなかった。
② ダム操作関係者は予備知識なしに放水した。
③ 操作規定の三、六〇〇トの許可も、県は十分な検討をせずに決めた。
④ 同ダム建設所長であった丸山氏が当時語ったところの「ゲートは六門つけるが六門を一斉に開けると恐ろしい水害になる」、「最高でも四門開放です」を住民は記憶している。
⑤ 気象通報をきくラヂオも故障で、田辺市へ修理に出したまゝであった。
⑥ 下流への連絡用の電話線柱は、ゲート二門の排水で流失する位置に立てゝあった。

被災者の要求対象が県と関電の両者であったため、はじめ県は、関電殿山発電所ダムによる下流の橋梁、その他の損害を関電に要求する気配もあったが、結局は両者の共同歩調による反論となったようである。底で県から学者グループによる調査委員会が委嘱され、調査にのり出した。

調査委員会のメンバー

石原藤次郎(京大)・速水頌一郎(京大)・永井莊一郎(大阪市大)・大谷東平(大阪中央気象台長)・竹田良一(近畿地方建設局長)・矢野勝正(京大)・枝尾誠一(和歌山地方気象台長)・田中清(阪大)・喜田村(大中台・調査部長)・高西敬義(元・大阪地建局長)

(一部の人は後に交替したようである)

県議会での質問

(一〇月七日)

① 殿山ダムは営業を目的としたものだが、災害時には防災措置の義務があるはず。
② 操作規定は悪法と思うが改正するつもりはないか。

③ ダム上流に雨量計がおかれていない。下流への通報施設の不備等、関電側の怠慢・放水の重大過失である。

(金光土木部長の答弁)

a 関電が操作規定を誠意をもって守ればダム放水による被害はないはず(鋭く追求質問をうけた)

b 防災を兼ねた古座川ダムによって下流の被害が避けられなかったのは遺憾だが、このダムのために、被害は可なり軽減されたはず。

(一〇月八日・続開議会での質問)

① 建永古座川ダムは深夜になって異常放水したため下流に水害をひきおこした。

② ダム操作規定の改正、及び関電の災害後にとった態度に誠意を欠く。

(小野知事答弁)

a 古座川ダムは防災に役立っている。

b 科学人の調査研究の結果で補償問題を決めたいが、現在は補償する気持ちはない。

(金光土木部長答弁)

c 殿山ダムについては上流に雨量計を設けるとともに通信施設の改善を要請する。

d 操作規定の改正は必要がない、要は関電がこの規定を誠意をもって守ること。

学者グループの調査報告書は、この時まで公表されていないが、一四時の二門開放、一八時半に残る四門の全開(?)の時間操作に初めから問題点があったのではないか—と思われる裏付的な聴取りとして

① 所員が、ダムの水量を目測でゲート进行操作すれば充分だ、と放言した。(紀伊民報・八月二十八日)

② (日置川)上流大塔村水呑トンネルまでの傾斜林道は水に洗われ……トンネルを通り富里地区に入ると……同地区平瀬・下川両地区の分水道では平水面から約二〇mの高さにかゝる川口橋が両側に渡した架線甲ワイヤロープだけ残して他は一物も残さず流失、右岸に設けたコンクリート橋脚もえぐり取られていた……同地区では未曾有の水量だったことが想像される。仮橋仮設に当たった人々は一様に云う「出水量が多かったことは事実だが、下流の関電殿山ダムにより落水をにぶらせたことか大きく原因している。これはダムが放水を始めてから急に水量が減りはじめたことでよくわかる」とダムへの批判は下流だけでなく、こゝでも相当強い。「被害は下流だけでない、おそくまでゲートを開けないから上流部の林道は降雨量以上の大被害を受け

た」と云う。

川上区では川沿いの水田数反歩が厚さ一mの砂利に埋まり、水路はいずれも山腹沿いのため風倒木が倒れかかったり崩壊したりで徹底的に痛められている。

亦、古座川では、ダム上流の松根(五五一mm)、深野川・平井(四三六mm)の各区分は、下流と逆の声をあげている。道路の損壊はダム下流より上流にひどかった。しかし古座川ダムの存在で三、〇〇〇石の木材流失を免れた、と。

調査委員会報告要旨

昭和三十四年八月十三日、県営七川ダム・関電殿山ダム放水問題について県が委嘱調査中(前記九氏)の結果が、小野知事に報告され、日置川・古座川両町代表に説明した。

「二五日に台風一七号がもたらした降水量は県南部の七川では五〇五・七mm、近野では三七八・六mmを示し、大阪管区気象台で観測開始以来の記録を示した。二つのダムがなかった場合と、ダムがあつた場合とを比較研究した結果、ダムがあつたために洪水量などが特に増大したとは認めにくい、むしろダムは流木・流下土砂の被害を完全に防いでおり、二つのダムの築設は下流沿岸の被害を小さくするために相当効果があつたということができ、日置川においても殿山ダムは洪水量を増大したとは考えられない。

小野知事は「放流する際の下流住民に対する通報の義務の点で問題が残されている。この結果からは補償金は出せないが、被害者へたとえ僅かすつても見舞金を出す用意をしている。このことは関電殿山ダムについても云えることで………」と語っている、

日置川町被災者同盟の反論

日置川町ダム対策委員会

① 学者調査団の結論は、災害の実態を不十分にしか握っていない。

② 担当者のいう、信憑性の乏しい極く僅かの資料で、水理学的研究の結果に基づく公式を以て水理計算をしたも故、日置川災害の解明にならない。

殿山ダム被災者同盟会

① 調査に当たった学者も認めているように、きめ手となる資料が殆んどなく、この報告は信頼できない。

② 例として、この報告によると洪水の被害がダムから川口にとどくまでに一時間五〇分かるとあるが、これは机上の計算で、実測とは二時間もちがう。三三年八月二五日の日置川洪水では毎秒四、二〇〇リットル流れ、川口まで三時間半かかっている。三四年八月九日の台風六号の時、同川で一、〇〇〇リットルの水が流れ、川口ま

で五時間かかっている。

町民大会では「政治的かけひきからの結論」と無責任さを追及して要求補償額を四億四千万円ときめた。八日の日置川町民大会に、被災者同盟が招いた日本ダム協会理事・吉岡金市氏は、学術調査団の結果報告への反論講演を行った。

① 科学者と思えない非常識——初めからダムに責任がないように理論づけようとして反って変な結果になっている。

② 日置川地方には明治二十二年^{（一八八九年）}六月以来度々、九〇〇〜四〇〇mmの豪雨があっても水害らしいものは一度もなかった。

③ 殿山ダムは三、六〇〇トに耐えるように建設された——同地方の雨量を正確に計算せずに施工した関電に責任がある。

④ 調査団の報告は流出計数や洪水の速度など全く机上だけの計算で、実測したとは思えない。

日置川町の被災者同盟・ダム対策委員会は和カ山関電支店や殿山ダム等へ波状的抗議をつづけ、県へは調査団報告書は説明不十分として、第二回第二回説明会を和歌山市経済センター会議室に開催した（三四・九・一五）。

阪大・田中清博士「和カ山という特殊性から考えて、ダム設計が小さすぎないか、このダムの設計が合理的か否かは検討すべき問題……私一人で現地を歩いて調査し、それを資料に結論を出すことは不可能……結局、集まった資料によって計算し、結論を出した」

結局、地下側の調査資料により再検討をする——ことで閉会。

殿山ダム補償あつせん（中央交渉）

昭和三四・一〇・一三 衆議院第三会議室において

出席者は左の通り

地元——森田日置川町長・前地被災者同盟委員長 関電——杉本和カ山支店長
県側——大橋副知事・金光土木部長 地元選出代議士——山口・早川・野村・前田
建設省——小林河川局開発課長・相原技官
通産省——須賀井公益事業局長・篠原全局水力課長

(地元側要求)

- ① 全ダム六門中、開放は三門、残る三門は溢水式に。
- ② 日置川上流の三支流に雨量計・水位計の増設。

(関電側意見)

- ① 災害当時の全ダムの放水量は流入量より少なかった。
- ② 溢水式に切りかえることは技術的に問題がある。
- ③ 補償要求には応じられない、見舞金を出す用意がある。

(建設省の意見)

- ① ダム改造の必要がある。
- ② 一門につき毎秒五〇〇トの放水は多すぎるから小刻みに放水する方法を考えてもよい。
- ③ その方法として、ゲートの下流に放水したみずを調整する調節ダムを新に建設してはどうか。

(以上、三四年中の係争関係 終)

和歌山地検の取調

業務上過失致死・傷害で殿山発電所長・ダム堰堤主任について約一年間調べていたが、その結果、不起訴処分とし、左のように断定した(三五年八月)。

(取調の重点)

- ① 放流などの操作に誤りはなかったか。
- ② 下流に事前通報をしなかったのは過失ではないか。

(地検の断定)

- ① ダムの操作については、当時の雨量が和歌山地方気象台の予想二〇〇〜三〇〇mmをはるかに越し、四〇〇〜四五〇mmに及ぶ集中豪雨に見舞われたため、ダム上流地域住民の安全とダムそのものの破壊を防ぐため水門を開放して放水したもので、操作に誤りはなかったと考えられる。

- ② 放流前の通報については、電話連絡などの努力はしたが、折からの豪雨で電話線不通であり、不可能であり、約三〇km離れた関係機関への徒歩連絡もむづかしい状態であった。

と和地検ではみており、思いがけない急激な降雨による止むを得ない処置であったと断定し、前記両氏を不起訴処分とした。

(昭和三五年九月二五日・初稿)

あとがき

本文の災害があつてから丁度まる三年を経過した。二八年の水害が忘れられないものだけに、せめて県内に起こった災害だけでも記録を残す必要を感じていた。丁度、学会からの要請もあつたので普通の立場で実態報告に止めた。

現地調査が甚だ困難な上に「天災か人災」かの渦が巻き起こつては発言も容易でなくなる。みられる通り殆ど私見をさしはさまないで第三者的立場から記録に止めたことをお詫びせねばならない。

それよりも惜しみて余りあることは、このような紛争の蔭に、日置・古座川水系に集中した豪雨の科学的な解析が行われなかったことであり、残るは水害の「物語り」であろう。全国的にも珍しいケース(自然・人文ともに)でありながら、三年にして已に「こんなことがあつた……ものがたり……」に終わりそうである。

私は当時、学会へ報告の、私信に加え「……二八年以降は富田川を指向していたのですが——今後の問題かもしれない」し誌している。やはり各流域の人たちが、利害をはなれて、平和平穏な間にその地域性をきわめておくことが大切だと思う。後篇末尾が尻切れトンボのようになっていた。私は此でよいのだ、と思っている。両者の根拠について至るところで歯がゆい思いをしたのは利害の外に立ち得たから……この記録はこれでよいのだ、と思っている。資料源の各新聞社に感謝を表したい。(野田)

昭和三十六年八月一日・誌

(増補)

① ダム操作規定を改定——(三五・八月)——出水期に備えて予備放水することが決められた。

② 無線施設完成——(三六・四月)——千百余万元——ダムと下流九カ所の無線局を通じて、放水量や出水状況を刻々町民に通報する。

③ ダム水位の問題——(三六・六月)——満水位は(標高)一二五m——県・関電の話し合いで決める筈。

県案

梅雨期——満水位を一二〇mとする。

ダムへの自流一〇〇tを越える場合

台風が中心が紀州沖三〇〇kmに接近した場合

一一七mまで下げる。

(被災者同盟―小原精一事務局長―は、一一四mを主張)

④ 通産省―関電へダム改造を命じた。

(案)

ダム頂上のパラペットに更に一・二mのコンクリートを打込み、貯水量二一〇万ト増とする。
註 堰堤へのすいあつの問題が残る。註 ダム貯水量は二五〇〇万ト+二一〇万トとなる。

⑤ 建設省―日置川を「中小河川」に指定。

改修五ヶ年計画―(目標)―ダムへの自流五、〇〇〇トに耐えるものへ……護岸のみならず、川そのものの根本的な改良。

註 三六年度予算八〇〇万円

(その後の、豪雨時の実例)

① 前線性雨量―三六・二四―二七の三日間